



る意見書(長野県小諸市議会(第三五四三三三号))  
教育基本法(改正)法案について慎重審議を求め  
る意見書(長野県栄村議会(第三五四四四号))  
教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を  
求める意見書(愛知県愛西市議会(第三五四五五  
号))

教育基本法(改正)法案の慎重審議を求める意見  
書(和歌山県日高川町議会(第三五四六六号))  
教育基本法案の早期成立を求める意見書(岡山  
県議会(第三五四七七号))  
教育基本法(改正)の慎重審議を求める意見書  
(福岡県飯塚市議会(第三五四七八号))  
教育基本法(改正)の慎重審議を求める意見書  
(福岡県糸田町議会(第三五四八九号))  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
教育基本法案(内閣提出、第百六十四回国会閣  
法第八九号)

日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外六名提出、  
第百六十四回国会衆法第一八号)

○森山委員長 これより会議を開きます。  
第百六十四回国会、内閣提出、教育基本法案及  
び第百六十四回国会、鳩山由紀夫君外六名提出、  
日本国教育基本法案の両案を一括して議題とい  
たします。

この際、お諮りいたします。  
両案審査のため、本日、政府参考人として内閣  
官房内閣審議官山中伸一君、財務省主計局次長眞  
砂靖君、文部科学省大臣官房長王井日出夫君、大  
臣官房文教施設企画部長大島寛君、生涯学習政策  
局長田中壮一郎君、初等中等教育局長長谷眞美  
君、厚生労働省大臣官房審議官草野隆彦君、職業  
安定局次長鳥生隆君の出席を求め、説明を聴取  
いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○森山委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

○森山委員長 質疑の申し出がありますので、順  
次これを許します。井脇ノブ子君。

○井脇委員 おはようございます。自由民主党の  
井脇ノブ子でございます。

今回、我が国の教育の根本理念を定める教育基  
本法の審議に加えていただくことになり、まこ  
とに光栄であると同時に、このような重要法案の  
審議に参加することに身の引き締まる思いでござ  
います。精いっぱい努めますので、どうぞよろし  
くお願いいたします。

まず、政府提出の教育基本法案についてお尋ね  
いたしたいと思います。

現行の教育基本法が制定されたのは昭和二十二  
年、我が国は戦後の混乱期の最中であり、生きる  
ことさえままならない時代でした。現行の教育基  
本法の前文には、我々は、さきに、日本国憲法を  
確定し、民主的で文化的な国家を建設する決意を  
示したと述べ、その理想の実現は、根本において  
教育の力にまづべきものであると規定しておりま  
す。当時の人々の国家再建の決意、そして教育に  
対する期待がはつきりと読み取れます。

それから我が国は奇跡の経済発展を遂げるこ  
とになりました。テレビ、洗濯機、冷蔵庫のいわゆ  
る三種の神器の普及、新幹線の開通、東京オリ  
ンピックの開催などにより、我が国は高度経済成長  
を果たし、生活水準は向上し、先進国の仲間入り  
を果たし、現在に至っています。

こうした我が国の発展の原動力となったのは、  
まさしく教育の力、とりわけ現在の教育基本法の  
もとに発展した義務教育を初めとした学校教育と  
社会教育などによるところが大きいのと思います。  
我が国の発展は、まさに教育基本法とともにあつ  
たと言っても過言ではないと思います。

しかし、今、教育はさまざまな問題を抱えてい  
ます。学校、家庭、地域といった教育の担い手  
が、それぞれ課題を抱えています。このような構

造的な問題に対処していくためには、教育を根本  
から改革し、新しい時代を切り開くづくりを行  
うことが必要であると思います。

そこで、教育基本法を改正する必要があると思  
います。今回の改正により、具体的にどのような人  
間の育成を行おうとお考えでしょうか。御見解をお  
聞かせ願いたいと思います。

○伊吹国務大臣 先生御自身が教育者として多く  
の若者を教育しておられるので、私自身からこう  
いうことを申し上げるのも甚だ僭越だと思いま  
すが、我々が提出しております法案の第二条に教育  
の目標というものを明記しております。ここに書  
いてあるような資質を備えた日本国民をつくつて  
いく、これが教育の基本だ、目指すところだと思  
いますが、具体的に言えば、やはり、体が丈夫  
で、そして知恵があつて、そして徳があるという  
人間をつくる。そして、人はそれぞれやはり得手  
不得手がございしますから、その特性が伸び伸びと  
伸ばされるような環境を整備していく。国際社会  
になつておりますので、日本人としてのアイデン  
ティティー、つまり我が国国民が、民族が大切に  
してきた伝統、文化、こういうものをしっかりと  
身につけて、同時に国際感覚のある日本人、こう  
いう日本人を目指すために今回法案の改正をお願  
いしている。

現行法も、先生の御評価のように、大変立派な  
法案でございます。しかし、これは率直に言つて  
どの国へ持つていっても通用する法案でありまし  
て、日本にはやはり日本の固有文化、伝統、社会  
規範みたいなものがありますし、これだけ大きな  
国際的な国になつておりますから、国際社会に出  
ていった場合にどういう対処ができるかと、そ  
ういうことも含めて法案の改正をお願いしたいと  
思っている次第です。

○井脇委員 ありがとうございます。

我が国の未来のためには、今お答えいただいた  
ような目指すべき人間像を着実に教育の実際に反  
映させていくことが必要と考えますが、教育基本

法の改正を踏まえて今後どのような取り組みを進  
めていくのか、伊吹文科大臣にお伺いしたいと思  
います。お願いします。

○伊吹国務大臣 まず、日本は法治国家でござい  
ますので、あらゆる政策、制度というのは法律が  
基本になつております。

したがって、教育についても、教育のまさにこ  
れは基本法の審議をお願いしているわけで、この  
教育の基本法の審議を、法治国家の日本の国権の  
最高機関である国会でまず方針をお決めいただ  
く、議決をいただく。それに従つて、基本法を実  
現していくための各法律がございします。例えば学  
習指導要領の根拠になつてい学校教育法とか、  
こういうものを教育基本法に合わせて改正してい  
く、そして同時に、それに今度は政令がくつ  
き、そしてまた通達、大臣告示みたいなものがそ  
の下にくつていく、それを毎年毎年の国と地  
方自治体の予算で裏づけをしなが現実の政策が  
進んでいく、こういうのが日本の政策遂行のプロ  
セスでございしますから、今の先生の御質問に対  
するお答えからすれば、まず国権の最高機関で基本  
方針をお認めいただくのがこの法案だということ  
でございします。

○井脇委員 よくわかりました。ありがとうございます。

次に、日本国教育基本法案の民主党案について  
お伺いしたいと思います。

民主党案を拝見しますと、政府案と相通ずると  
ころが多く、教育基本法を改正することについて  
は我々と同じ思いなんだということを感じます  
が、ただ、民主党案には、読むとちよつと違うと  
ころがありますので、お答え願いたいと思いま  
す。

例えば、民主党案の第四条は学校教育について  
規定しておりますが、政府提出の教育基本法案あ  
るいは現行の教育基本法と比べますと抜けている  
ものがあります。それは、学校の設置者に関する  
規定です。

政府案や現行法では、学校の設置者は、国、地

方公共団体、法律に定めた法人であることを明記しております。これはとても重要な規定です。学校というものは、公の性質、すなわち公共的な性格を有するものですから、国民の税金を使うことができるのです。その設置者はだれでもいいというものではなく、安定的、継続的にきちんと教育を行うことができる担い手に制限されてしかるべきだと思ひます。

しかし、民主党案には、第五条に公の性質という言葉は出ていますが、学校の設置者についての規定はありません。だれでも学校を設置できるということになりますと、しっかりと経営ができない学校が出てきて、そうなる、何の罪もない子供たちがトラブルに巻き込まれます。社会的混乱が生じるおそれ十分あると思ひます。こうした重要なことを教育基本法に規定しないということはどういうことでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○笠議員 井脇委員にお答えいたします。

私も、今委員御指摘のとおり、学校の設置者について、現行の教育基本法の、「国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」という規定を削除いたしました。

この理由は、学校の新規参入を促すことにより、健全な競争原理の導入により、教育の場にもっと活力を生み出していく必要があると考えているからでございます。そして、このことにより、教育を受ける側はより多様な選択肢を持つことができるようになるわけです。当然ながら、新しい学校の多くは私立学校になるでしょうから、私どものこの日本国教育基本法案の第九条において建学の自由ということを明記させていただきました。同時に、私学の振興を規定させていただいております。

委員御指摘のような心配については、私どもも大いに議論をいたしました。当然ながら、だれもが勝手に自由に学校がつくれるというわけにはいきません。ですから、この第九条の中で、建学の

自由はあくまで教育の目的の尊重のもとに最大限尊重される旨を規定しているところでございます。加えまして、別に法律を定めて、一定の基準そして条件といったものを整備させていただくことも明記させていただいております。

御承知のとおり、現行では、新たに学校をつくらうという人たちにとってはハードルは大変高いものになっております。他方、不登校児のための学校をつくらうというNPOの団体の動きでありますとか、フリースクールを広めようという活動を初め、今まさに、多様な教育の機会や子供たちにとつてより望ましい環境を提供しようという志を持った人たちがふえて、そういう機運も高まっており、具体的な試みも始まっております。

こうした中で、私も、この日本国教育基本法により、私立学校を中心とした新しい学校づくりというものを積極的に支援していくことは大変重要なことだと考えております。

委員みずからが学校法人を設立され、長く教育者として子供たちをこれまで育てて、また教えてこられたという御経験からも、そうした私どもの思いについては御理解をいただけるのではないかと考えております。

○井脇委員 よくわかりました。

九条にそのように具体的に書いてあるということでございますので、また、学校法人というのとはとても大事でありますので、私も自分が学校法人を持つてとても苦労しておりますので、法人の明記がないということではちょっと心配をしたところでございます。

次に、民主党案の第七条第一項についてお聞きしたいと思ひます。

ここには、「何人も、別に法律で定める期間の普通教育を受ける権利を有する。」として、外国人にも教育を受ける権利を認めています。私は、日本国民の教育の基本を定める教育基本法に外国人に関する規定まで設ける必要があるのかとの疑問を持ちますが、それは民主党さんのお考えなのでしょうか。

問題は、その後、「国民は、その保護する子どもに、当該普通教育を受けさせる義務を負う。」と続くことです。つまり、普通教育を受ける権利は外国人も含めた何人も有していますが、保護者が子供に教育を受けさせる義務は国民しか負っていないことになりました。

そうなりますと、普通教育について、国民は権利と義務を負っているけれども、外国人は権利はあるけれども義務がないと読めますが、本当にこれでいいのでしょうか。御答弁をお願い申し上げます。

○藤村議員 結論から申しますと、本法案では、外国人は権利はあるけれども義務がないという委員御理解のとおりでございます。

まず、日本にも多くの外国人の方々が住まい、学齢期の子供さんたちもたくさんいらっしゃいます。時代は変わりグローバル化が進み、協定締結により、例えばフィリピンなどからも看護士さんや介護士さんが日本に働きに来ようかという、そんな時代になりました。そんな時代の流れの中で、今までやや島国根性やゆえられたような閉鎖的で日本国民のみが住みやすい国をつくるのではなく、住まう者皆に優しい国にしたいと思ひがございします。ですので、ここでは「何人も」とし、外国人にも権利を保障したのでございします。

また、一九八九年に国連総会で採択され、一九九四年に日本も批准いたしました児童の権利に関する条約がございします。その第二十八条一項に、「締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、以下ずっと続きます」とあります。批准しているからにはこれも一つ従うべきではないかと考えております。

では、なぜ外国人に義務を課していないのかという点であります。

日本に住んでいても、例えばインターナショナルスクールに通う、あるいは自宅で教育を望む、あるいは母国に子供は帰して教育をしたい、さま

ざまあると思ひます。そういうことから、外国人の子供さんたちに日本の義務教育を受けさせることを義務として課すことは行き過ぎではないかというところで、こういう法案になった次第であります。(発言する者あり)

○井脇委員 今も、後ろから言っていました。押しつける必要はない、外国だからと言っておろすけれども、「何人も」となっておりますから、国民は権利と義務を、これは日本人でありますから、外国人には権利はあるけれども義務がないというようなことを今説明がありましたので、これがちよつとまだ理解がいきませんけれども、このところ、何としてもどうか……(発言する者あり)まだ一年生でよう突つ込めません。

そういうことで、私も、モンゴル、チベット、インド、ネパール、ブータン、インドネシアの地震の、親の亡くなった子供を引き受けて、高校三年間教育を施しております。百二十人、今引き受けておりますから、このことについては非常に一生懸命になっておりますので、「何人も」となっておりますから、外国人に義務がないということ、外国人は権利だけであるということがちよつと、非常に困っておりますのでございします。納得がいかないのでございしますが……(発言する者あり)そうしたら文部大臣に御答弁をお願いいたします。

○伊吹国務大臣 基本的には、権利というものには必ず義務によつて裏づけられているというものは、これは法理の基本なんです。ですから、外国の方も、日本国内で必ずしも公教育を受けさせる必要はないけれども、自分の国に帰るなり、あるいは、日本の法律による公教育ではないけれども、例えばアメリカンスクールだとかどうだとかという、自国法によるところの学校の教育は必ずこれは子供に受けさせる義務がある。少なくとも、ビザを取られ、パスポートを持たれ、日本に入ってきておられる限りは、日本の主権の範囲の中ではそういう、やはり私は公正であるべきだと思ひます。

○井脇委員 わかりました。今よくわかりました

けれども、民主党はそのところ、そうしたら、もし法案をつくらせたらぜひ何か考えていただきたいなと思いますが、藤村先生、お願いします。

○藤村議員 もう先生おわかりのとおりで、義務教育の義務というのは、もちろん保護者に義務が課せられているのと、それから教育委員会等行政側にも義務があるわけでありまして。そういう意味では、例えば、今ブラジルからたくさんの方が来ているところへ通うという親の選択もあるうかと思えます。ですから、その辺を、そこに義務づけをして必ず日本の学校に通いなさいとすると、相当無理が出てくる。

一方、教育委員会の側にとっても、学校つまり運営する側にとっても義務があるわけですから、その外国人の、ブラジル人の子供をポルトガル語で当初教えないといけないというのは、これは大変な負担と無理が出てくるということから、もちろん外国人の方は日本で税金を払っていらつちいますので、日本の学校に行きたければ行ってもらおう、これは今の文科省の姿勢もそんなんですが、我々はそこで、それをきちっと権利として認めていくというのが我々の法案でございます。

○井脇委員 ブラジルの例が出まして、実態がどうだということで、現実には今のような話でございますが、これはもうここまでにしておきます。今は国際化になっておりますから、この問題は、外国人の教育についての権利義務でありますけれども、文科大臣からも方針を聞きましたし、そのような方向で進めていっている今の姿を理解していきたく思っております。

次に、民主党案には、教育に長年かかわってきた私から見ると、例えば民主党案の第十七条には、「すべての児童及び生徒は、文化的素養を醸成し、他者との対話、交流及び協働を促進する基礎となる国語力を身につけるための適切かつ最善な教育の機会を得られるよう奨励されるものとする」と規定しております。

私は、国語力というものは、我が国の教育の根幹をなすものでありますから、特に基礎的な国語力は、奨励ではなく義務教育において徹底されるべきものであると考えますが、奨励程度でいいのでしょうか。民主党の藤村先生、御見解をお聞かせください。

○笠議員 藤村委員にかわって、よろしいでしょうか。私も、本日に委員と同様の認識でございますから、教育基本法の中にあえてこの「国語力」ということを盛り込ませていただきました。

二十一世紀を生きる力として、対話力、コミュニケーション力は重要でございます。とりわけインターネット社会においては、卓上のパソコンで

あるとか、あるいは携帯電話などで二十四時間世界とつながり、情報が発信される、あるいは受信されるわけですが、この中では、やはり主流は英語ということになっていくと思えます。しかし、その前提はやはりみずからの言葉、いわゆる母国語、そして国語、この日本語であります。英語教育も重要ですが、やはり日本語を習得せずに英語の世界に入ってしまうことは阻止しなければなら

ないと考えます。さらには、キレる、引きこもり、不登校などといった問題も、他者との対話がうまくいかないことがきっかけとなる場合も多く見られます。だからこそ、私も、私どもは、教育の中で国語をしっかりと学ぶことが大変重要であると考え、民主党案十七

条の情報文化に関する教育の中であえて国語力についての条項を盛り込ませていただきました。井脇委員に御理解いただきたいことは、この基礎的な国語力が義務教育において徹底されることは、学習指導要領で、本来、国語が小学校、中学校で必修科目になっていることで明確になっているはずで、にもかかわらず、現実には、子供たちが話す日本語の乱れ、読み書きの力が低下しているのが現状です。むしろ、私どもはこうした現状

を深刻に認識しているからこそ、現行の教育基本法には書かれていない国語力について、あえて教育における最高法規である基本法の中に盛り込むべきであると考えた次第です。

そして、もう一つ加えさせていただくならば、国語力というのは、学校の授業でのみ十分に身につくようなものではなく、みずから進んで読書をし、あるいは人の話を聞き、人や社会について考え、経験する中で培われる全人的な能力でもあるわけですから、こういった学校教育にとどまらない広い学びは、徹底というよりは、国が徹底という形で関与するようなものではなく、やはり奨励されるものではないかということで、あえて教育基本法案の中では「奨励」という文言を使わせていただいたわけでございます。

○井脇委員 最後に、民主党の法案の性格について質問したいと思えます。民主党は、教育基本法の改正は憲法を改正してからだとかねがね主張しておられますが、ならば、なぜ今回、民主党として改正案を提出したのでしょうか。教育基本法の改正について党内がまとまっていかなければならないという気がいたしますが、いかがでしょうか。民主党の提案者の藤村先生、お願いします。

○藤村議員 御指名をいただきまして、ありがとうございます。まず、党内がまとまっている云々の御心配をいただいたことを大変ありがたく存じます。ただ、はつきり申し上げれば、党内でまとめたからこそ議員立法で提出をするということでございますし、また、九月の小沢代表再選の当時に、小沢代表の公約として、日本国教育基本法を制定するということをはつきり掲げ、そしてそれを皆で支持したという経緯もございます。

また、憲法との関係で、なぜ提出したかということでございますが、憲法論議の方が我々はやはり先であるという主張はずっとしておりまして、新憲法のもとで教育基本法も見直しが行われてしかるべきとの考えをとってきました。ただし、政

府は先に教育基本法を改正するとの考えで法案提出されてきましたので、民主党としては既に党独自で、これは何度もお見せしますが「憲法提言」、我々も憲法のことをずっと詰めて考えてきておりますので、「憲法提言」の内容を先取りする形で独自の日本国教育基本法案を取りまとめた次第であります。

現行教育基本法について、日本国憲法が一九四六年、昭和二十一年十一月三日に公布され、第三章、国民の権利及び義務の中の第二十六条において、国民の基本的な権利の一つとして教育を受ける権利が規定され、保護する子女に普通教育を受けさせる義務と義務教育の無償原則とが憲法に明文化され、これを受けて、教育の基本となるべき理念及び原則を法律で定めようと、こうしてつくられたわけでありまして。つまり、教育基本法というのが憲法の条文を実現するための理念、原則を定めようとしたものであるというのは御理解いただけたと思えます。

平成十二年一月、第百四十七回国会で衆参にそれぞれ憲法調査会が、広範で深遠なる調査を五年にわたって行い、平成十七年四月、第百六十二回国会で報告書が出されており、日本国憲法に関する調査特別委員会が第百六十三回国会の平成十七年九月から設置され、現在は国民投票法が国会に提出されている状況であることを考え合わせると、国会においてはやはり憲法内容の変更に伴う教育基本法の検討であるべきではないかという思いは今も残っております。

○井脇委員 ありがとうございます。私は、現場からの声で、教育基本法に関連して、教員の質の向上について文科省並びに文部大臣にお聞きしたいと思えます。

教育の荒廃が叫ばれる中であって、教育のあるべき根本に立ち返り、一人一人を大切に、個性を重んじ、真心ある立派な人間の育成を目指して、理想の教育を実現すべく、教育の現場で三十六年間汗をかいてまいりました。その経験から確信を持って言えるのは、教育は魂の伝達であり、感動

の触れ合いがなければならないこと、教育は情熱あるすぐれた指導者が必要であり、特に教員の質、人間力によるところが大きいと思います。

政府案第九条には、教員の心構えとして、「学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と規定しております。さらに、すぐれた教員を確保するため、その使命と職責の重要性を踏まえ、養成と研修の充実を図らなければならないと規定しております。

教員の質の向上を図るためには、養成、採用、研修の各段階において適切な手だてを講じなくてはなりません。その意味で、政府案第九条に規定する理念は教育のあるべき本質を見事に言い当てていますが、我々国会議員は、こうした理念を法律にきちんと規定するだけでなく、この理念をどのように教育の現場で具体化していくかということを考えていかなければならないと思います。

このような観点から、政策提言の意味を含めて、まず、教員の質の向上について幾つか質問させていただきます。

すぐれた教員を得るには、まず、養成段階で、すなわち大学における養成課程、カリキュラムの編成でござります。すぐれた実践力を身につけさせる必要があります。そのためには、教育実習の充実が不可欠です。教員の実践力は、子供の触れ合い、魂の触れ合いの中からしか研さんでできないと思います。

そこで、文科大臣にお尋ねいたしますが、教員養成課程における教育実習のあり方、教育実習の実態、どの程度の学年からどの程度の時間をとって教育実習を今まさにやっているか、お伺いしたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 先生よく御存じのように、教員養成は二つの系統の大学で行われております。教員養成を専門的にやる学校と、一般学校においても教員資格を取ることを開放いたしております。確かに、学校現場では、一番大切なことは先生と児童との間の信頼感、先生のお言葉で言えば魂

の触れ合い、そこから出てくる共通の感動というか、そういうものがなければやはり人間は自己成長しないわけですね。もちろん、知識がなくて教えてもらっちゃ困るわけですから、知識は知識でマスターをしてもらわねばなりません。国立の教員養成学校では、先生が今おっしゃったように、触れ合いの大切さということで、大学の一年生のときから実習をやっております。しかし、一般の大学では、大体三年生から四年生にかけて実習をやるというのが普通でして、一年生からやるだけの、率直に言って受け入れの力がまだ備わっていない、力というか設備その他も含めてですね。あるいは、大学のサイドの教育のあり方等から見てそれだけの力が備わっておりません。

そこで、来年度予算で、教員養成改革のあり方をもう一度、先生のおっしゃったようなことを考えておるわけなんです。考え直してみようということ、で、予算要求を今いたしております。ここで少し調査研究をさせていただいて、やはり大きな効果が上がるようございしたら、もちろん大学側の負担、学生側の負担も大きくなると思いますが、一般大学においても実習の触れ合いは少し時期を早めてやることを考えなければならいかなという気がしております。

○井脇委員 ありがとうございます。大変うれしくなりました。

今まで百名ぐらい、私は教育実習生を引き受けてきました。これは二種類の中の一般の方でございますが、その教育実習の時間が不足していると思ひます。学生は、できるだけ大学一年生、二年生のときから教育実習を経験し、大学にまた戻り、高度な知識を身につけ、そしてまた実習を行うという繰り返しを通じて真の実践力を身につける必要があると思っております。

学校を運営しておりますが、先ほども言いましたように、これまで何百という実習生を引き受けて、もう本当にすばらしい教員になるなという素質は持っているなと思ひても、実習時間が短いために、今までは四年生で二十一日間だけなんです

ね、それだけで学校の教員の免許を取るというのですから、これはもう、授業の前日までに指導案をつくり、そしてそのとりに授業をすることだけで精いっぱい、子供との触れ合いを通じて教員という職業のすばらしさを知ったり、先輩教員の苦しみや悩みや、また子供の喜びや教育の喜びや、そういうことに向かい合う姿を見て教員の厳しい現実も知るといふ段階までいかないんです。ただ自分が板書して、一生懸命その四十分の授業を展開するだけの二十一日間で終わってしまっておるわけなんです。そのために、大学生活全体を通じて何度も実習を経験させることによって、もっと高い実践力を身につけ、学校現場に送り出すことができると思ひます。

そうなりますと、一般の大学の教職課程をとっている人も大学二年生ぐらいから教育実習を義務づけられるような手だてを講ずるべきだと先ほど文科大臣からも見解をいただきましたので、私は、これで随分、胸が喜びでいっぱいでございます。

もう一つは、先ほどから、安倍政権の中で、教員免許の更新制について十年間のスパンを言っているらしいやいますけれども、私は、子供の発達には三年が一つの節目、小学校が三年生、また、四年から六年までの三年がもう一つの節目、中学三年、高校三年、まさしく節目に学校段階が組織されておりますが、教員はこの節目までに責任を持つて子供と一緒にいるべきと思ひますが、教員にとっても三年が節目と思っております。

だから、免許更新のスパンが、三、三、三として六年ぐらゐを基準とすれば大変すばらしいものになるのではなからうかと思っておりますが、十年はちよつと長くて、三を三回に一年足して十年ということになりますから、十年は長いな、六年から七年ぐらゐがいいと思ひますけれども、やはり十年とか五年とか、きちつとしたところがないのかなと思ひますが、私としては六年を基準と考えておりますが、いや、文科大臣はいかが考へておりますでしょうか。よろしくお願ひします。

す。

○伊吹国務大臣 安倍内閣は最大の政策課題として、やはり教育の再生というか、これからの日本を担う国民の人間力の向上、頭と体とそれから心、この三つのバランスのとれた人間をつくらなければならない、どんな経済や社会保障の改革をしても、それを使う人は日本人なんです。だから、いいかげんな使い方をすれば非効率になります。ですから、教育改革を最大限の政策課題と掲げたのは私は当然のことだと思ひます。

いろいろな改革の方向がござりますので、一つは、先生が先ほど来おっしゃっている、やはり教育現場を預かる教員の質をどう確保するかということ。これは、十年というのは中教審が一応文部科学大臣に示してくれた案なんです。再生会議も今別の観点からいろいろ協議をしておられます。

今先生のお話を伺っていると、教育現場を預かつておられる御意見だけに、なかなか説得力があると思ひて聞いておりましたが、いろいろな意見をこれから伺って、再生会議からも意見が出てくると思ひますから、何年にするかは最終的には私が責任を持って判断して、立法院に改めて法律としてお伺いしたいと思ひます。

○井脇委員 もう時間がなくなりました。十五題、頑張っておったんですが、時間がなくなりましたので終わりたいと思ひます。

本日は本当に教育基本法に関連してさまざまな御質問をさせていただきましたが、我が国の教育は問題をたくさん抱えております。二十一世紀を切り開く美しい日本、また、心豊かでたくましい日本人の育成を目指すためには、教育基本法を一刻も早く改正し、教育再生の初めの一步として必要であると思ひます。本委員会での議論をしつかりと行い、今国会で速やかに成立をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○森山委員長 次に、坂口力君。

○坂口委員 質問に入らせていただく前に、伊吹

大臣、そして官房長官、高市大臣、それぞれおめでとうございました。お祝いを申し上げるのが遅くなりましたけれども、お祝いを申し上げますと存じます。

伊吹大臣はひよつとしたら財務大臣かなと思っておりますけれども、文部大臣におなりになって、初め少し驚いたところもございましたが、しかし、いろいろな問題が起こってまいりまして、適切に対処していただいて、大変よかったですと思っている次第でございます。

きょう、私がいたいております時間は二十分でございますので、そんなに多くをお聞きすることはできないというふうに思いますし、教育問題というのは私素人でございますので、少し基本的なことをお聞きさせていただいて、教えていただければというふうに思っております。

教育というのは、すぐに結果の出るものではないと思います。長い期間をかけて、そしてその結論が得られるものでございます。戦後六十一年の間に築き上げてきた日本の現状を見ますと、いろいろの問題点を抱えながらではありますけれども、しかしここまで成長してきたわけでありまして、戦後教育の果たした役割というものはやはり評価はしなければならないであろうというふうに思います。

臨時教育審議会におきましても、第四次答申の中で、「我が国近代教育が数多くの困難な事情を克服し、とくに教育を担当する当事者が教育の水準を維持・発展させてきた努力は十分評価しなければならぬが、同時に以上のような教育の歴史の変遷のなかで時代や社会の変化への対応が十分できなかったことなどにより、今日、教育上の諸問題が生じ、今後の教育改革へと連なることとなったことを認識しておく必要がある。これは二十年前の話でございますけれども、こういうふうには述べてあります。この考え方は、今もそんなに変わっていないのであろうというふうに思っております。

そこで、戦後教育の中で何がよくて、何が悪く

なったのか。いろいろ、文部科学省から出ておりますものを讀ませていただきました。にわか勉強でございますけれども勉強させていただきますが、その何が正しくて何が正しくないのかというところが明確に書かれたものというのをなかなか見つけることができませんで、私の不勉強かもしれないけれども、なかなか見つけることができなかったものですから、その辺のところをどんなふうに大臣がお考えになっているか、まずお聞かせいただければ幸いです。

○伊吹国務大臣 これはもう、坂口先輩がお読みになつて的確にわからないとおっしゃるのは、みんなが持っている共通の感覚だと私は思います。というのは、教育というのは、やはり理想の日本人像とかこういうものは、おのおの個人の人生観とか価値観によってみんな違います。ですから、なかなか一つの的確な答えは出てきにくい分野でございます。

この場で保利先生に御質問をいただいたときに、現行の教育基本法を廃案にせずに、これを全面改正することをおっしゃって、私は、なるほどなと思つて聞いておりました。それは、戦後、現行の教育基本法というのが日本全体に果たした、また教育的に果たした役割はやはり非常に大きなものがあつたと思つております。

教育に限定して言えば、やはり日本の児童の学力基準というのは、OECDの調査を見ても、ほぼベストファイブに入つております。このごろ、やや自国語の理解、表現力の部分が落ちてきているのは残念なことですが、そして、これだけの社会を大きな混乱なく経済成長をさせて、ここまで福祉その他の面で充実ができたのも、やはり日本人の資質があればこそだと思つております。特に、公平に、親の所得とか地位と関係なく、学力が比較的平準化しているという国は日本しかございません。これは、やはり戦後教育の大きな成果として評価をしなければならないと思つております。

しかし、同時に、それはそれとして、かなり時

代の変遷がございまして、国際化が大きく進んだ、長寿化が進んだ、核家族化が進んでいる、少子化が進んでいる、こういう中で、地域社会あるいは家族というものの教育力が非常に低下してきている。そしてまた、日本人のアイデンティティーというか、パスポートを持つて仕事をしなければならぬ国際社会の中にいかなる組み込まれているというのを考えますと、現行法案の中に書かれていないことをかなり書き込まなければならぬ。

だから、戦後教育が悪いというのじゃなくて、むしろ、戦後教育が時代の変遷に追いつかなくなつて、足らざることを補つていくというふうには私は考えておまして、保利先生がここで御質問になつたのを聞いて、なるほどなと、私は、実はこの法律の成立過程に濃密には関与しておりませんので、保利先生の御質問でいろいろ教えられるところがございました。

○坂口委員 ありがとうございます。

確かに、文部科学省が書かれておりますこの教育白書などを拝見いたしました。今までの教育が不十分である、あるいは、足りないところがあるという表現になっておまして、今までの教育が根本から間違ひであるというふうには書かれたところはないうちに思つております。文部科学省が考えていることと逆のベクトルで、方向が違つたというように書かれておる。

ここでもう一つお聞きをしたいわけでございますが、時代の環境というのは変化をしていくわけでありまして、時代に教育が合わなくなつたというふうには言いますときに、確かに現在の社会に過去につくられた教育制度というのが合わなくなつていく部分があるのかもしれない。しかし、例えば、現在の教育制度を現在に合うように仮にしたといたしましても、現在育つその子供たちが将来成長して、そして日本を担つてくれるときには、また社会は変わつておるわけですね。

私なんかのように戦中派ですと、戦争中に受け

た教育なんというのは、全然今と合わないわけですね。合わないけれども、そのときに学んだことを大切に守つておるということだと思つてます。

いわゆる教育を学ぶときと、それを支えとして活動するときというのは、絶えずタイムラグがある。それをその時代に合わせた教育にするという意味はどういう意味なのかということをお聞きわけですが、御感想ありましたら、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○伊吹国務大臣 まず、これから育つていく児童には、やはり現時点に適合した一番ふさわしい教育を受けさせる。しかし同時に、現行の教育基本法にもこの教育基本法にも一章起こして「社会教育」という章があるんですね。

ですから、坂口先生は戦前の教育をお受けになつておられますけれども、それ以上に、先生の日常生活の中で自己研さんを積まれ、そして生涯教育を、御自分では意識しておられないかも知れませんが、せんけれども、こういう国会で、例えば厚生労働大臣として御答弁になつておられる中で、先生御自身が鍛えられ、先生御自身が大きくなつておられるということ、これがやはり一番大切なことで、人間は生涯にわたつて学んでいくわけですから、人間は生涯にわたつて学んでいくわけですから、学びのスタート時点だけはやはりその時点に合った教育でスタートをさせたい、こういうことでございます。

○坂口委員 わかりました。ありがとうございます。

これは事務方の方に一つお聞きをしておきたいと思つておられますが、文部科学省の教育白書の中に、現在の教育には、社会経済の変化や子供を取り巻く環境の変化にうまく対応できない状況が見られます。このような教育をめぐるさまざまな問題に対応するためには、学校を中心とした制度改革や施策の充実とともに、学校、家庭、地域を含めた社会全体の中で教育のあり方を見直していくことが求められていますと。

もうそのとおりだろうというふうに思つてます

が、学校の中で、現在、いじめがありましたり、あるいは不登校がありました。時には殺傷事件が起こったりと、さまざまなことが起こっている。学校の中に起こっているそうしたことは、現在の社会現象がそういうふうになってきているからそれが学校にも伝播してきているというふうにとるのか、学校の中での教育の混乱というものが社会に影響を与えてきているというふうにとるのか。

これは見方はいろいろあると思うんですが、少なくとも文部科学省が書きになっているものを見ると、社会環境の変化というのによつて学校の中にもいろいろな影響を受けているので、そこをよく見ていかなければいけない、こういう意味で書きになっているように思いますが、そこはそれでよろしいですか。これは長い歴史の間のことでございますので、文部科学省等の中で……。大臣からお答えいただければ、恐縮でございますが。

○伊吹国務大臣 現行の教育基本法に書いてございませんで、今回書いておりますのは、例えば、今未履修が問題になっております高等学校というのは、両方にしっかりした記述がないんです。それから、大学は、現在の基本法にははっきりとした章が起こされて書いてありません。しかし、これからはまさに知恵比べの時代ですから、これは明確にやはり書かないといけないと思いますね。

それから、今先生がお読みいただいた白書の中の家庭の部分については、現行の教育基本法では、社会教育の中に家庭教育というのはいくつと触れられているだけです。しかし、今回の内閣提出の法案には、家庭教育というのは一章を設けて明記しております。つまり、こういうものをかなり基本法の中に書き込んで立法府でお許しをいただける、それにぶら下がっていく各法律、あるいは政令、通達、予算措置が非常にしやすくなる、こういうことを考えて記述をしたんだらうと思うのでございます。

○坂口委員 御指摘を受ければ、確かにそうかも知れませんが、

しれないというふうに思いますが、少しその辺のところを事務方の方で整理をしていただきまして、わかりやすくお示しをいただくことができればというふうに思っております。大臣から御答弁をいただきましたので、ありがとうございます。結構でございます。

今も履修不足のお話が出ましたが、最後に、もう時間がありませんから新しい問題に入るわけにいきますので、これはあれでございますが、今も学習指導要領でしょうか、そうしたもののお話も出ましたが、これはもう少し、高等学校におきます学習指導要領なりそうしたものをつくり直していくといいますが、書き直していくといいますが、もう少しそこは明確にしていく、この混乱を今後起こらないようにしていくために、そのお考えをお聞かせいただければと思います。

○伊吹国務大臣 今回は、率直に申せば、学校教育法に基づく指導要領どりの授業を高等学校でやっておりますのでした。緊急避難的に、指導要領は変えずにその救済策を与党内で協議し、野党ともお話し合いをして、各教育委員会、そして、私学を管轄しております知事に通知をしたということになります。

先生のお尋ねの意味が、大学の入試と指導要領の必修の云々が合わないということを念頭に置いていらつしやるとすれば、これは、大学入試の科目が少な過ぎるんじゃないかという意見もあるわけですよ。逆に、今のようにな少ない状況でも、必修との間のバランスがとれないじゃないかという意見もあるわけですよ。しかし一方、今度は、高等学校で実社会に出になる方からすると、高等学校の授業内容は不十分じゃないかという説もあるんです。

だから、両方の説がございまして、これはやはり広く、一応、国民各層、つまり中教審を中心として意見を聞いて、教育基本法を通していただければ、その理念も念頭に置きながら、指導要領を

変えなければならないところがたくさんありますので、その中でまた検討し、各政党にも御意見を伺いたいと思っております。

○坂口委員 ありがとうございます。

時間がもうあと一分ぐらしか残っております。本日は高市大臣にも少子化のことで一問お聞きをしたいというふうに思っていたわけでございますが、聞きまじらしたら、それは厚生労働省だ、それは文部科学省だと言われまして、事務方はなかなかうろたえて、大臣に聞こうと思いましたが、もうまく聞けなくなりました。ですから、もうそれじゃやめるかということになってしまったわけですが、何か一言、思っておみえになりますことがありましたら、一言、何でも結構ですからお答えをいただいて、終わりにしたいと思います。が、何も言うてなくて申しわけありません。

まいりたいと思っております。ありがとうございます。○坂口委員 ありがとうございます。終わります。○森山委員長 次に、古本伸一郎君。○古本委員 おはようございます。民主党の古本伸一郎でございます。各大臣、そして民主党の提出者におかれましては、連日の御対応、大変お疲れさまです。冒頭、今般のいじめによる、みずから命を絶たれた、それぞれの亡くなられた生徒の皆さんの御冥福を心よりお祈り申し上げ、そして、御家族の心の痛みいかほどかということに思いをいたしながら質問させていただきます。まず、学校教育と社会という切り口から少し整理をしなければならぬことがあるというふうに思っております。

私は、今の少子化の現状というものの、それから核家族化、こういったものが家庭教育に及ぼす影響というのは非常に大きいんじゃないかと思っております。

特に、私たち子供のころは、兄弟、弟や妹の面倒を姉、兄が見たり、それで割と幼児の時期の育ち方、何に注意すればいいか、そんなことを自分で体験したものでございまして。また、私の家も両親が共働きでしたが、一緒に住んでいた祖父が、例えば、人に迷惑をかけてはいけないとか、そんなことをしたらおとなとさまの下を歩けないとか、絶対にうそをついてはいけないとか、いろいろなことを教えてくれた、そんなふうになっております。

ですから、やはりこの少子化の問題ということも、一つは家庭教育をより充実していく上におきまして大事なんじゃないかな、こんなことを考えております。

いずれにしても、孤独な子育てをしているお父さんやお母さんがいらつしたとしたら、それをうんと応援していく、そのために頑張つて

あるいは先生が悪い、こういう非常に単純な理屈で議論があるわけですが、では、例えば投票率が低い、あるいは政治に関心がないといつて、教育が悪いと余り声は上がりません。むしろ、私たち政治家自身が魅力がないんだとか、あるいは政党が魅力が、政治が悪いからだ、こういうふうになるわけがあります。

まだあります。例えば脱税がある、ライブドア事案のようなことがある。そうすると、学校が悪い、先生が悪いとだれも言いませんね。むしろ、そのやつた本人が悪い、あるいは税金、会計制度が悪い、そういう仕組みの話になります。ところが、いじめがある、これは、学校が悪い、先生が悪い、非常に単純な議論になるわけがあります。

この投票率、そして脱税の問題、これは実は学習指導要領に書いてあります。もうこれは大臣に申し上げるまでもありません。例えば租税に関しては、これは小学生からしっかり書いてあります。国民としての権利及び義務については、参政権そして納税の義務などを取り上げて指導するようにと指導要領に書いてあります。中学になれ

ばさらに書いてある。役割と国民の納税の義務を理解させる。高校に上がればさらに書いてあります。

政治に関して書いてあるか。これも大変書いてあります。これは、指導要領に基づいて指導した結果の評価の観点及びその趣旨の手引書、指導要録の書き方です。役所の方からいただきましたが、政治に関して言えば、これは丁寧に書いてあります。意欲・態度・技能・表現、知識・理解、それぞれにおいて、これは小学第六学年において、我が国の政治及び国際社会云々、「我が国の歴史と政治及び」つまり政治の必要性が書いてある。

そこで大臣にお尋ねします。いじめについては何か指導要領に書いてあるのでしょうか。

○伊吹国務大臣 いじめそのものについて、指導要領に書いてあるというのではないと思います。しかし、いじめ、弱い者をいじめちゃいけないとか、あるいはお互いに共生して生きていかなければいけないという精神については、どう教えるかというところは、具体的なことは政府参考人からお答えさせますが、それは指導要領のあらゆる場面にちりばめられていると思います。

○古本委員 今回の未履修の問題もそうですが、結果として、試験に出るから勉強する、あるいは大学が、入試の傾向がこういう傾向があるから、そこに合うように高校は勉強の準備をする、これは私立、公立問わず、高校受験に関して言えば、中学生はそうやって勉強する。そうやって、さかのぼってくれば、出るから勉強する。これは、先ほど来諸先生方が議論を重ねているとおりであります。

ところが、このいじめに関して言えば、実はこれは、行動の記録というのが通信簿の右側に大体ついてますね。行動の記録の評価項目及び趣旨というところで、例えば思いやり・協力、生命の尊重、勤労や奉仕。恐らく、大臣がおっしゃったのは、こういったことで包括的に書いてある、こういうことだと思ふんですが、ありますよ。これは

全部読み上げると大変ですが、温かい心、助け合う、感謝の心、生命を大切に、相手の立場に立つ。これの一体どこにいじめという三文字が入っているのでしょうか。

もつと言います。この際、書いていかないとわからないんじゃないでしょうか。

○伊吹国務大臣 先生も労働組合の御経験があると思いますが、労働組合の目的は、賃上げを確保することが実際問題としては大きな目標になっておりますが、そのことを労働組合の目標として掲げているという成文はないんじゃないでしょうか。労使の間の協調、そして適切な配分を受けるということがやはり基本であって、それと同じように、いじめという現象をどうするかということ、それは、書くというやり方も一つあると思いますよ。それは私は否定しません。しかし、教育というのは、いじめをなくするために教育をしているわけじゃなくて、いじめというのは一つの現象なんですから、包括的な人間形成の中で、そういうことの起こらないようにする、これがやはり教育の本来の私はい方だと思ひます。

○古本委員 実は、調べますと、何を教えるかというのは指導要領です。国が、まさに小中とそれぞれの段階によって、公示行為として大臣が出されておるわけですね、責任を持って。これは国として責任を持ちます、何を教えるか。

一方、これに書いてあることに沿って、では何を学んだか、習熟状況やあるいはどういう態度で学びに接したか、立ち向かっていったかということが、これは評価の仕方になろうかと思ひますが、テストでやるのか、それこそ作文を書いてもらうのか、日ごろの学習態度から見るのか、実は現場に任されています。そうですね。任されているんです。

何かを教えないかということ国が決めて、それをどのように教えたかをチェックする。チェックという言い方は不適切かもしれませんが、習熟を確認していかなければいけませんので、これは現場に任されている。ただし、確認のときの留意点

ということ、先ほど申し上げた要録があるわけですね。これは、文科省の初等中等教育局長の通知ということになりますね。ただし、これも、必ずしもこれだけなければいけないというわけではなくて、参考にして下さいという程度だということに理解をいたしています。いいですか。

つまり、教えることは、国がある意味、ナショナルスタンダードとして決めている。それを習熟したかどうかの確認は、ある意味現場に任せている。だけれども、実際の評価という段取りになると、この通知が出てくる。そして、結果、最終的に卒業をさせるかどうかの認定は学校長が行う。要するに、それぞれの段階で、国と現場という関係に、さらに間に教育委員会が入ってまいりますね。きょうは、教育委員会の話は時間があればやりたいと思いますが。

つまり、教えないかということが決まっている以上、これはやります。だけれども、実際にやれたかどうかの確認は、現場に任せていては、先ほどの行動の記録のように、これはすぐれて道徳的なことを規範として書いておられると思ひます。これを守れる人に育ったかどうかを、小学六年生の段階で卒業し送り出しているのか、中学三年の時点で送り出しているのかということを確認するところまでは、ある意味、拘束力なり強制力がないわけですね。もちろん義務教育ですから、落第という概念はないと思ひますが、このまま本当にこのいじめの本質的な問題に対峙ができるんだらうかと。

つまり、いろいろ申し上げましたが、今の日本の若い御家庭の保護者の方々、受験に出るといつたら教えるんです。あるいは試験に傾向と対策とあるなら、それはやるんです。でも、試験に出ないことは関係ないんです、優先順位として。したがって、この道徳やら、あるいはこの行動の記録やら、こういうものは、もう少しどちらかにはつきりさせた方がいいんじゃないか。つまりは、国が教えないかということまで決めるのであれば、その評価も含め、卒業も含め、全体に横ぐしを刺

すべきじゃないかという議論も一方である。もう一方で、地方に任せてはどうか、現場に任せてはどうかという議論、両方あると思ひます。責任の所在の明確化ということだと思ひます。

教育再生会議で、文科行政の頂点に立たれた小野次官も、再生会議委員として、いいことをおっしゃっていますね、卒業時点で学生の質を保証すべきだ。この道徳に関して、すぐれて保証できているんだらうかという思いを強くいたすわけがあります。

そういう思いから、いじめという三文字を本当にこの要領に書かなくて、さらには要録で、生徒の皆さんが一年の歳月を経て、一歳、一年年をとって、そしてお姉さんやお兄さんの後ろ姿を見ながら追いついていく、そして育っていくということのチェック、確認をする要録に、そういういった観点は入っていませんね。いじめということでは書き切っていない。この際、もうこの状況を見れば判断をするときに来ているんじゃないかろうかと思ひますが、御所見を求めます。

○伊吹国務大臣 よくぞ聞いてくださいました。まさにそのところが問題なんです。

であるからこそ、義務教育あるいは高等教育については、国として一定の基準を持って、こまめに教えたから高等学校卒業生である、あるいは義務教育の修了者であるという基準は、やはりこれは要るんです。ですから、国が、安倍総理が所信の表明でも言っておりましたように、すべての児童に基本的な学力と、今先生がおっしゃった規範意識を保障する機会を与えたい、こういうことを言っているから、国がやはりそこは関与せざるを得ないわけですね。

ところが、現実はどうなっているかというところ、もう御承知だと思いますが、確かに国は基準を示しております。しかし、その基準を地方の教育委員会あるいは学校長に強制し、それを強制したこととおりできているかという、何というんですし、うかね、検証権限、がないわけですね。具体的に行政をやっていくためには、人事権であるとか予

算の執行権であるとか、あるいは措置命令権であるとか承認権であるとか、こういうものがないわけですよ。ですから、今おっしゃっているような、最後に、検証できないじゃないかと、私はこれは確かに先生の御指摘とおりだと思いますよ。

しかし、今度は、だから国がもう少し関与した方がいいという意見と、先生がおっしゃったように地方に任せたい方がいいという意見と。民主党案は、私は非常によくわからないんですが、読んでみたんだけどよくわからないのは、教育の最終的な権限は、義務教育については国にある、しかし、教育の実施権限を首長に渡す。そうすると、首長は選挙で選ばれておりますから、特定政党が支配している町もあります。それから、ジェンダーフリーを極めて強く訴えておられる首長もおられます。そういうところに教育権を渡すというのは私は余り賛成ではないんですが、しかし、民主党案は、国に教育の責任はあるけれども、教育の実施権は地方に渡そうという構成になっております。私は、どうもそれじゃうまくいかないように私自身は思いますが、いろいろな考え方があろうでしょう。

ですから、ここで議論をしていただいて、国民の御判断を仰いで、私はもう少し教育行政に、権限があるところに結果責任をとるという原則があるわけですから、これははっきりさせる必要があると思います。

○古本委員 民主党案の話も触れていただいたんですが、これは、この委員会でも諸先生の御議論をずっと拝聴していますと、大臣のおっしゃるところのイズムのある人が首長を務めている可能性が高いわけでありまして、そういう人に任せていいのか、こういう議論になります。でも、現実問題、教育委員会の委員長は最終的に首長の長が任命しています。現状においても、間接的に市長さんや町長さんの、ありていに言えば息のかかった人が教育委員さんに入っておられるわけがありますから、その議論は今もってファイアウォールはないと私は理解しています。

それを申し上げた上で、せっかく民主党の話が出ましたので少しお尋ねをしておきますが、これは、明らかにいじめ問題は、恐らく都道府県偏差、あるいは地域偏差、あるいは学校間偏差があると思います。そういう意味では、よりきめ細かな指導要領あるいは要録の自主運営を地方にゆだねることによって、実は、文法や計算を覚えることと大変大事であります。まずもって生きるとあるという地域や学校が現実問題あるわけでありますから、その意味では、各教育委員会にある裁量権がゆだねられ、民主党の場合は教育委員会を少し再編しようということを提案しておりますが、その方がより現場主義になっていいんじゃないかという立場から先ほどお尋ねしたわけであり

ます。

その辺は、民主党提出者の方、何かコメントありましたらお願いいたします。

○藤村議員 今、多分、地方の教育行政という観点から御質問があったと思うんですね。伊吹大臣が疑問に思うという点も、我々も、ですから今後、地教行法という、地方教育行政に関する法律というものの組み立て方で相当大きく変わって

くると思います。

我々は、非常に大ざっぱに大きく言えば、普通教育において、特にナショナルスタンダードであるとか財政であるとか、そして行政の全体の法体系をつくるのも国でありますから、それらをきちんと国が責任を持つということでございますが、しかし、教育というのは一番、現場の中で何が起

こり、何を教え、そしてどういう困難に立ち向かうかという、やはり現場の中で責任を持ってやっていた部分が大半であるかと思っております。

そういう意味で、学校理事会というもので、今の学校、やや閉ざされたと言ったと語弊があるかもしれませんが、学校の中でのみ教育が行われるのではなくて、その地域の方、あるいは保護者、そしてもちろん学校の校長さんも含めて、さらに地域の教育の専門家、そういうことが入った学校の

運営、そこに大半の権限、もちろん責任も果たしていただく。そして、かつその学校を経営する、運営する責任というのが首長にある。

さつき古本委員がおっしゃったように、現状が、今の教育委員会制度が、もう三十年来、形骸化されていると言われ続けて、まだ大きく変わっていない、また、今回の政府提案も、今の教育委員会制度を多分温存という引き続きやろうという考え方でございますので、やはりそこに大きくメスを入れるというのが今回の我々の新法でございます。

○伊吹国務大臣 今藤村先生がおっしゃったことと私はそんなに違う感じを持っていないんですが、結局、民主党案の場合は、教育の責任は国にある、しかし実施権は首長にあるということ。を言っておられるわけですから、藤村先生がおっしゃったように、国にあるということとどこまで基本法以下の法律で担保するのか、そして、地方の首長に教育権を譲るということは具体的にどういう内容を譲るのか。これをやはり詳細に詰める

いと、公平な議論はできないんです。

ただ、国に権限があるというって実施権をすべて地方に譲っちゃった場合は、今のようには教育委員会をカマせて、そして首長が確かに教育委員を指名しますが、これは議会の承認を得なければなりません。そういろいろある民主主義の手続をカマせているわけですよ。そういうことから考えると、監査委員会的という表現で組織を置くことを考えていらつしやるようですが、やはり首長の関与権というものはかなり強くなるんじゃないかという印象を私は受けています。

これは、今藤村先生がおっしゃったように、公平に言うためには、その基本法以下の下位法をどのようにに民主党案を前提に構成していくかということによって違ってくるわけですから、そこそこは少し補足させていただきます。

○古本委員 もちろん議会の承認もありますが、議会もまさにイズムの殿堂でありまして、その多数会派の意見によって決まるわけがありますから、

ら、それも実はファイアウォールは現状はないと私は理解いたしております。

その上で、今個別法の地教行法等が出てまいりましたが、この委員会では、累次にわたって大臣みずから、基本法は理念法である、したがって理念を論ずる場である、個別具体的な各法は別途それぞれの担当の委員会であるという御趣旨のことをおっしゃっておられますが、これはそれでいいと思います。

しかしながら、いじめという切り口からきょう質問してまいりましたが、現実問題、道徳やあるいは行動の記録等、それぞれの生徒の皆さんにどのような教育を受けさせるかということ、これはすぐれて指導要領に書いてあるんです。そして、それを評価する記録として、ポイントにあるのは要録として国が出している。

したがって、これらの根拠法でいけば学校教育法、教育委員会であれば地教行法、それぞれの議論を今後にゆだねるとはいえ、ある程度の道筋は、このタイミングで大臣の腹の落としどころを確認しておかないと、この入り口の理念法である基本法を相わかったというわけにはなかなかまいらないわけであります。

その意味で再度お尋ねいたしますが、例えば、人に優しく、本心に弱い者を助け、親孝行して、そして年長者を敬う、先生のことをまさに教師と仰ぐ、そういうある生徒さんがA君としていて、一方で、全くそうじゃない、道徳的には恐らく、今道徳の評価はないですが、仮に評価がついたならばもう三角かバツであるというB君であるにもかかわらず成績は優秀である、算数はよく解ける、漢字はよく知っておると。これは、結果的にどっちの子が、今後どうなっていくかということと考えると、もちろん後者が評価されるわけですよ、今の仕組みによると。

でも、これは毎日ですか、実は「いじめ自殺」十六件、もつとほかにあるんじゃないかという報道も出ています。もちろん文科省はとっておられると思いますが、潜在的な、こういう遺書等々

を精査すれば、ほかにまだまだあると思います。

こういう、まさに胸が張り裂ける思いで全国の関係者がいらつしやる中で、この際、道徳という切り口でも少し指導要領を、そして、その習熟度あるいはその行動の記録をフォローしていく要録を見直していく御決意はいかがですか。そして、その心は、この教育基本法の中、今回の政府案の中にうたわれているんでしょうか。うたわれないのであれば、これは今からでもいいですから、今後こうしていくんだということを、御決意をお聞かせ願いたいんです。

○伊吹国務大臣 これは教育特別委員会、この委員会に教育基本法の御審議をお願いしているわけですが、その御審議の過程で、委員がどういう御質問をなさるかということは、これは理事会で協議をしてお決めになることに当然我々は従ってお答えをするということですから、それは先生御遠慮なく、御質問があるのならしていただいたら結構だと私は思います。

安倍総理も所信表明で申し上げているように、基礎学力と規範意識ということを言っていますね。規範というのは何だろうというと、先生のお言葉で言えば道徳ということになるのかもわかりません。

この規範というのは、教育論がだれにでもできるというのは、まさにこういうところにかかっているんですが、何が人間社会のために必要なかというのは、その人の人生観、価値観によってみんな違ってきますが、かなり共通のものがあるわけですね。各国共通のものがあります。各国共通のものは今の教育基本法にしっかりと書かれていると私は思います。

しかし、日本独自のものがあるわけですよ。日本には日本の規範意識というのがあります。これは、日本の長い歴史の中でビンテージを持って醸成されてきた日本特有の文化の結晶のようなものですね。アメリカという国は、各国の規範意識を背負ってきた人が移民をもってつくった人工的な国ですから、一つの規範でなかなかやはり割り

切りにくい国であるから、法律が社会の秩序の根幹に入っている。日本はやはりそうじゃない。そういうものは今回の教育基本法の中になかなか濃く書かれていないわけですね。

ですから、当然、この法案が国会でお認めいただければ、学習指導要領等を含めて、何を教えるんだ、先生のお言葉で言えば道徳について、もう少し指導の範囲、あるいは教えるべきことを書き直すような御提案を中教審等からいただいてつくっていく、こういうことです。

○古本委員 小学六年間で何を学ぶか、これは、恐らく基本的に読み書き計算を学ぶ。ここに、読み書き計算にプラスアルファで、やはりいいこと悪いことの区別がつくような人間として育てていくっていただきたいと思うわけですね、学校現場で。加えて、もちろん、家庭教育の話は後ほどやりたいと思いますが、あるわけですよ。

したがって、この要領がある限りは、これを所管されているのはあくまでも大臣でありますから、今官房長官お戻りになられましたけど、もちろん中教審それから再生会議等々から、どういう役割で機能していくかということを、これは少し確認をしておきたいわけでありまして。

実は、教育再生会議の会議録も拝読いたしますと、大変いい御意見をそれぞれ委員の方々はおっしゃっております。ところが、法律を決める現場はここでやっているわけですね。そして、中教審はもちろん、文科大臣がそこから答申を受けている、こういうことなんですよ。それよりも、我々、それより先立つてこの基本法を議論しているわけですね。したがって、腹の持ち方として、昨今のこのいじめ問題に直面するに当たり、大臣としてどういふ腹のくくり方をされて、今後、このことに対し大臣としての思いをなさっておられるのかというのを尋ねているんです。中教審からいずれ上がつてくるのを見ますと、それはらしくないと思います。

そういう意味で、再生会議で決めたことが今後どういう関係になっていくかも含めて、少しお尋

ねをしたいわけでありまして、その際、論点を明確にしておきたいと思っております。

昨今のいじめの問題は、もちろん複合的にいろいろなことが絡んでいます。が、少なくとも今の生徒たちというのは実は素直なんです、と私は信じている。その意味では、試験に出るから勉強しなさい、試験に出るから塾に行きなさい、そして将来何になりたいかって、しっかりした子は持っています。が、もやっとした中で大学まで行くわけですよ、あらかた。感覚でちよっと申し上げていますが、統計学的に言っていますよ。

つまり、そういう中で、この要領にもっと道徳という切り口を書く、あるいはそういうように腹をくくっているという何かがないと、これはなかなか変わりません。小学校、中学校はざりざり道徳という欄がありますが、高校の指導要領には道徳というのはいくらも目次にさえ載っていません、これは。まさに、社会人としての第一歩を踏み出す直前まで来ている高校生において、むしろ後退しているんじゃないだろうか。実は道徳の未履修です、これは。道徳の未履修のまま、実はここまですべて卒業し、十八で世に出ていっているわけですよ。

電車の中で、大臣、満員電車に乗ることがあるかどうか分かりませんが、それはそれは、電車は社会ですね、社会そのものをあらわしますね。本当に、お化粧し、お化粧をすること自体は悪いと言いませんが、はばからずにやっていますよ。

それから、この間なんか、すごいものを見ましたね、中央線ですけれども。中学生ぐらいの、見るからに中学生の男子が無言で立っていました。傘をかけていて、その傘がちよっと後ろにびゅっと伸びたんですね。そうしたら、後ろに立っていた中年男性、読書していましたが、二人ともドア際に立っていた、その傘がぼっと当たったんです。どうしたと思います。当たった途端にけり倒したんです、その子を、後ろからどんと。次の駅で無言のままおりていって、それで、その傘を持っていた中学生はやりと笑いました。ま

あ傘が当たったのが事実であれば済みませんの一言もなかったし。これが現実なんです。非常に矮小化させて言うとうよくありませんが。

したがって、これは、道徳という切り口はやはり小学生ぐらいのときから、本当に一年生、二年生から、いいこと悪いこと、きちんとけいめをつけて覚えていくという、体をもって覚えていくということを決めないと、これはなかなかできません。そういう思いから、一方で私も地方に任せると言いつつ、根っこにあるところはしっかりとやった方がいいんじゃないか、そういう立場で申し上げています。

○伊吹国務大臣 これは、先生の御議論を聞いていると本当に私は共感を覚えます。

しかし、民主党の中の方々が同じ意見でしようか。つまり参議院の方々が含めて。つまり、道徳を守らなければならないとか、いいこと悪いこととはというお話をされると、だれもそのとおりだと思ふんですよ。それは私もそのとおりだと思います。

いいことの中身、悪いことの中身、先生のおっしゃっている道徳、これは一人一人のやはり価値観……（古本委員）はつきりしているんです、いいめなんです、いじめ、はつきりしている「と呼ぶ」いやいや、だから、価値観、例えばいじめをやらないような心を持たせるための具体的な項目、このことに触れると、おれはそういう考えじゃないという人が必ず出てきますよ、これは。

だから、私は、今の教育基本法の中に日本の伝統的な規範の重視だとかいうことはたくさん書いてあるわけだから、それを受けて中教審に尋ねますと言ったのは、まさにそういう意味なんです。私は、ここで私の意見を言えば、必ずおかしいじゃないかという不規則発言がどこから出てきますよ。日本の仕組みはそういう仕組みで成り立っていないんですよ。だから、注意深く答えているんです。

○古本委員 大臣のおっしゃらんこともよくわかりますが、文部科学行政の頂点にある方なんです

から、もう少し腹くくつてもいいんじゃないかなろうか、そういうことでお尋ねをしまいたったわけがあります。

今の要録の話で、一点失念していました。これを指摘しなければなりません、実は、日本語の乱れというのを、我が党案、民主党案であれば、しっかりやっていこう、こういうお話であります、実は、乱暴な言葉遣いというのが、私は、ある意味、いじめの始まりにあるような気がいたしております、例えば、大臣、きもいという言葉をお存ですか。わかる。わかつていただく。うざいという言葉はわかつていただく。最後のとどめが、死ねというのはわかりますか。これは三点セットですよ。まず最初にきもくなるんですよ。きもいと言われ、そして、あんなうざいと言われ、そして、死ねですよ。こんな日本語、どこに載っているんですか。要するに、これ、どこか指導要領に載っているんですか。

ちなみに、その君の評価をする要録を見ますと、ありますよ。国語の、評価の観点及び趣旨で、話す能力。例えば、第一学年、第二学年ですと、「相手に応じ、経験した事などについて、事柄の順序を考えながら話したり、大事な事を落とさないで聞いたりする。」話す・聞く能力ですね。第五学年、第六年になると、「目的や意図に応じ、考えた事や伝えたい事などを的確に話したり、相手の意図を考えながら聞いたりする。」これ、どこにも、年長者を敬って話しかけましょう、敬語を使いましょう、相手の傷つくことは言わないようにしましょう、小学生ですよ、これが書いていないから、別にこれで成績が決まらないからやらないんじゃないですか。

つまり、これはもう少し、この日本語の問題を取り扱っていく上で、乱暴な言葉遣い等々、これを直していくために、大臣はどういう心構えがあるんですか、心づもりがあるんですか。

○伊吹国務大臣 先生の御意見を伺っていると、あらゆることは学校で教えられという前提に立っておられるんですよ。子供は、まず、日本語

がしゃべれるのは、学校で教えてもらっているからしゃべっているわけじゃないんですよ。学校教育以外のところから言葉はいっぱい入ってきます。こういう言葉はしゃべっちゃいけないというようなことは、一つ一つ一つ、端から端まですべて書くのが指導要領じゃないんですよ。基本的なことを指導要領に書いて、あとは学校の先生の常識で教えるんですよ、そんなことは。指導要領に「から百まで書きゃたら、身動きとれなくなるし、漏れることはいっぱいあるじゃないですか。その中で、どうも何か、現場で起こってまづいことについては、書いていないじゃないかと。そうじゃないんじゃないんですか。

○古本委員 いや、これは誤解があるようであります。これは、書いていないからだめなんだと言っているのではなくて、結果として、学校の勉強がよくできる子が社会の成功者になっていくんですよ。これは、教育の機会均等等々、もう諸先生方、意見は一緒ですよ。結果的に、塾に行っていて、そしていい学校行って、それで上がったいて、最高学府出て、こうなっていくわけです。こういうのがあるわけです。そのときに、言葉の大切さという問題があるんじゃないかと言っているんです。(伊吹国務大臣)断定しちゃだめだよ、それはと「呼ぶ」いえ、それは私の考え方で聞いているわけですから、大臣はやっぱり教えてください。珍しい大臣ですけども、余りやじらぬでほしいんですが。

いや、これは、書いていないからいけないんじゃないか、書かなきゃ終わらないんじゃないかと言っているんじゃないんです。これは、結果として、書いていることは学校の先生は一生懸命やります。でも、書いていないことまでやるゆとりがないんですよ。

では、聞きますよ。公文式に通っている生徒の割合をお存ですか。

○錢谷政府参考人 公文式に通っている子供の割合については、私は承知いたしておりません。先ほど来のお話をお伺いいたしております。

ちよつと事務方にも御説明をさせていただきたいんですけれども、学習指導要領は基本的に先生が教えるべき事項について基準を示しております、その結果の評価の話がずっと出てまいりましたけれども、指導要録につきましては、各学校がそれぞれ生徒の学習と生活の記録を保存するものとしてつくることになっておりまして、私どもはその様式を参考例として示しておりまして、記入自体は各学校長が行うことになっております。

道徳につきましては、指導要録上は、いわゆる評点はつけないということになっておりますけれども、行動の記録ということで、その子供の活動をよく見て、その学年の目標に照らしてよく達成されているという子供については各項目ごとに丸をつける、そういうことで評価をする。評点はつけませんけれども、評価はする。

ですから、学校教育は、やはり知徳体そろって教育をするということをやっているところでございます。

○古本委員 要するに、町村筆頭も横にいらっしやいます、この辺みんな優秀な人ばかりですよ。今の子どもたちは、読み書き計算がなかなか、これは公教育ですよ、公教育の小学校課程において、やはり分数が入ってくるからだんだんちよつと落ちこぼれていく子は落ちこぼれるんですよ。そういうところを塾がサポートしているのは現実問題あるわけですよ、そういう仕組みがそこに行くために親御さんはパートに出て働くわけですよ、塾代を稼ぐために。そして、明かりの消えた暗い家に子供さんは帰ってくる。そして、何のことはない、お母さんはパート代をそのための塾のお金に充当する。

そういうふうに戻っていつている中で、学校教育におけるそういう部分も、もう少しきめ細かな部分があつていいんじゃないかなろうかという立場からお尋ねしているわけでありまして、これは書いていないからどうだということではありませんので、そこは国が関与し、要領、要録があるわけ

です。ある以上は、今以上に、いじめ問題に直面する現在、もう少し議論があつていいんじゃないかなろうかという立場から質問してまいったわけでありまして、何も、そんなものに書いていないからどうのこうのと言われたら管理社会になるという趣旨のことで先ほど語気を荒げておられました、理路整然とした大臣らしくないと思いますので、申し上げたいことはよく理解をさせていただきたいと思うわけであります。

さて、残された時間で、安倍総理もおっしゃっておられる子供の生活習慣についてお尋ねをしまいたいと思うんです。

実は、義務教育の小学校、中学校における学習時間を、民主党政調調べというところになろうかと思いますが、単純に逆算しますと、これは事実ですから、逆算をすれば大体日当たり二時間ぐらいになりますね。学校だけじゃないと大臣がおっしゃったのは、私はよくわかつていっているんです。一方、御家庭でテレビやインターネットに触れる時間というのは、民主党の教育基本法の冊子をまた読んでいただくとありがたいですが、あの中に参考データが出ています。四時間なんです。

つまり、学校で先ほどの読み書き計算を教えてくださる先生からの、その時間に倍してテレビやインターネットを見ているんです。テレビというのは、スイッチを入れたら、切るのとはなかなか勇気が要ります。おもしろいですから、見たい。これは生活習慣ですよ、テレビを家に帰って何時間見るといふのは。スイッチを切るということ、あるいは何時間までだよと決めるというのは、極めて家庭での教育ですよ。

こういう話になってくると先ほどの話に戻ってくるわけですが、分数が解けなくなつてわからなくなつたときに、親が見てくれるという子と、塾にやらせてもらつて塾で補習してくるという子と、あるいは兄弟が教えてくれる、そして、それこそ夕暮れになつても一緒に居残つてやってくれるという先生もおられるかもしれません。いろいろな状況がある中で、これは、現実問題、学校

と家庭というウエートでいけば、明らかに家庭における時間の方が長いですね。家庭におけるそういう、何かに接する時間という切り口で申し上げればそういうことだと思ふんです。もちろん寝る時間も入れたらということになります。

そうしますと、家での学習習慣というのは物すごく大事だと思います。例えば、大臣は共働きの家庭の教育力が低下しているという趣旨の御発言をされていると思いますが、できるだけ学校で読み書き計算はわかるように完結し、特別にピアノを習わせたいとか、ある意味、情操教育のところはおけいこ代ということが発生したとしても、本来に公教育の小学校のこの要領に書いておられることを履修する限りにおいては、できれば塾に行かずに学び切っていたきたい、そう思っておられるかどうか。もしそうならば、その分、大臣がおっしゃるとおり、なるほど、共働きせずに、お母さんも塾代を稼ぎにパートに行かずに済む、こういう話になるんですが、その辺はどういうお考えからこういうことをおっしゃっておられるんでしょうか。

○伊吹国務大臣 どうぞ、発言したことを、いろいろな人が自分の解釈で、今もいろいろ教育指導要領の話その他ありますが、私が申し上げたのは、私は先生と同じ意見なのは、読み書き計算などというものは、本来学校できちっとマスターするようにすべきだと思います。家庭の教育力が落ちているというのは、私が申し上げたのは、家でそんなことを教える力が落ちてきているということを言ったわけじゃないんですよ。

つまり、御家庭というのは、基本的に、やはり人間として生きていくための基本的なルール、しつけ、これをしっかりとやる場所ですよ。ところが、残念ながら、お父さんお母さんもパートで、補習のお金を稼ぐためにパートに出ているかどうかは、これは断定的には言えませんよ。いろいろな要素で出られる方がおられます。私の娘などもフルタイムで仕事に出ておられますが、どうもこれは、何も孫の塾通いのお金を稼ぐたい

めに出ているわけじゃなくて、塾には行かせておられません。しかし、社会に出ることによって、異なる価値観に女性としても触れて、そして女性として人間的に自己成長したいから社会に出ておられる方もたくさんおられるんですよ。

だから、自分の判断だけですべてのことを決めつけずに、いろんな形で社会に出ておられる、これが日本の現実です。そのことが結局子供の、今の切り口で言えば、いじめだとかなんかをしないように、弱い人をどうするか、さつきから先生がるおっしゃったようなことをしつけていく家庭の力が落ちて、それを現場の教師にみんな押しつけるというのは、これは教職員の人たちに気の毒じゃないかということをおっしゃったんです。

○古本委員 大臣が今おっしゃられる話はいくつかあります。ただ、一点、決めつけちゃいかぬよという、また御指導をいただいたんですが、厚生労働省の大臣官房が出しておられるパートタイム労働者総合実態報告によると、働く理由の第一、女性の場合、家計の足しと書いてあります。第二が生活維持のため等々です。ですから、これは家計の中に教育費という観点ももちろん入っているわけで、何も極めて主観的に言っているわけじゃなくて、一応こういうことも見ながら質問しているわけですから、余りそう、逆に質問者に対して断定的に言わないでいただければありがたいなと思ふんですけれども。

その上で、さらにありますよ。教育費の捻出の仕方というのも、これもまた国民金融公庫が出している資料ですから、政府系の機関ですから、これも中立性のある資料と思っていましょうか。これによれば、教育費の捻出方法、一つには、教育費以外の支出を削る、そして預貯金を切り崩す、残業時間をふやし、パートで働く時間をふやす。そしてどうやって節約するかという、レジャーや旅行を我慢する、食費を削る。上位の順位からいうとそういうことなんです。これは国庫金の調査です。だから生っぽいデータだと思いますよ。

情操教育を目指して、いろんなところで、日本というのはいいところがある、全国を旅行に連れたいってあげたい、それを削って塾ですよ。今食育が叫ばれていますけれども、しっかりと御飯をつくらせて食べさせてあげたい、それを削って塾ですよ。だから質問しているんです。

だから、そういうことも余り決めつけずに聞いていただきたいと思いますし、こういうバックデータが、公的機関が出しているものの裏づけがある中で、なおお尋ねするわけですが、理想は、そうやって、読み書き計算、そして、いいこと悪いこと、少なくともこの場にいる皆さんであれば、何がよくて何が悪いかわかりますよね。そのことぐらいは家庭でもやるし学校でもやっていく、両方でやっていく、これはいいと思ふんですが、そのときに、残念ながら、分数が解けなくなつた生徒さんが、親御さんもパートに出て見てあげられないとなつたら、塾にやらすしかないわけですが、現状はそうなっているんです。

そのことに対し、大臣としては、やはりある意味でのナショナルのミニマムとして、学校の先生のもとで残業時間の面倒、これは本当に気の毒ですよ。家庭訪問から何から、本当に限られた財源と言われて、そういう中で一生懸命先生方、現場で先頭に立つておられる方が大勢いらっしゃると思います。そういう中で、今言ったような読み書き計算プラスいいこと悪いことの基本的なことを身につけるということについては、改めてこれは公教育の責任としてやっていかなければいかぬと私は思います。だから、ずっとこのお話を言っているんです。わかっていただけたでしょうか。まだだめですか。

その上で、もう一点だけ加えると、実は、サラリーマン世帯にあつては所得の捕捉率一〇〇％です。したがって、所得税が約十四兆から十五兆ありますね。このうち、勤労性所得、つまり源泉徴収組が約八割くらいあるんでしょうか。そういう皆さんが納めた、サラリーマン以外の方ももちろん納めておられますが、こういう所得税を初め、

あまたの税で集めた結果、教育財源、学校の先生の分も含めて年間約七兆強あるというふうに理解していますが、これは実は、補習的に塾にやらせている御家庭が大変多いということは、結果として二重の負担になっているんですね。一たん税を納め、そしてその担税者の理解が得られる教育行政になっているかどうか、それは大事だと大臣もおっしゃっておられる。その上でさらに塾代を払うということは、これはある意味で二重の負担なんです。そういう意味も込めて、きょうは、そういう基本的なところを学校できちつとやっていくんだと。

それは家庭も大事ですよ。でも、現実問題、こうやってパートに出ているんです。家の明かりは消えている御家庭があるわけです。そういう立場で申し上げたんですが、御所見があれば、ぜひ、説教せずに教えてください。

○伊吹国務大臣 いや、実は、一方向的に決めつけられて説教されましたので、そうではないということをお申し上げたわけです。先生、もう言葉のやりとりはやめたいと思いますが、塾へ行かすためにパートに出ているとおっしゃったから、パートにはいろいろな目的があると言ったんです。これは組合の交渉じゃありませんからね。

ですから、先生がおっしゃったことは私はよくわかります。しかし、同時に、先生の小学校、中学校のときはどうだったでしょうか、あるいは四十代、五十代の方はどうだったかと思いますが、やはりできない子もいたけれども、もちろん今五日制になつていなくても、大体、分数ぐらいは学校を出るときには、できない子も、二、三十年前はみんな、マスターして出ていましたよ。

だから、教員の質の問題だとか家庭の問題だとか、いろいろなことが複合して今できているわけですから、学校では教師がかわいそうだと、大変だ、すべてきちつと教え込まれていなければならないことでもないんじゃないかと思ふますから、みんなでいろいろな知恵を持ち寄って、子供のために、先生がおっしゃったように、少なくとも最も

低限の、安倍首相が所信表明で言ったように、先生の御主張のように、基礎学力は学校でつけられるように、私も努力をしますから、みんなで知恵を出し合いましょ。

○古本委員 たいま大臣の御決意を承ったというふうに受けとめたいと思います。

そしてその上で、残された時間でもう一、二点。

実は、教育再生会議の中で、これは現在の東大の総長が言っておられることだと思わんですが、本質をとらえる知というのが大事だということ、他者を感じる力が大事だということ、先頭に立つ勇氣というのを言っておられるんですね。こういういい話はぜひこの場で聞きたいんです。

委員長、この際、中央公聴会を含めてしっかりと、理念はいいんです、理念を議論するの先には具現化する具体的なシナリオが要るわけでありまして、まだまだ議論したいんです。きょう、もう時間切れとなりましたが、ぜひ中央公聴会のお取り計らいをいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○森山委員長 地方公聴会ですか。(古本委員「中央」と呼ぶ)中央。

理事会において相談いたします。

○古本委員 ありがとうございます。

そして、この総長が言っておられることを私なりに解釈しますと、本質をとらえる知というのは、これはやはり、なぜ、なぜということを経り返して、探求していくということだと思えます。そして、他者を感じる力というのは、例えばで申し上げれば、電車の中で座れば隣にはだれがいるわけで、他人を感じよう、自分だけじゃない、そういう基本的なことだと思わんです。そして、先頭に立つ勇氣ということでは、まさに今、全国で、実は潜在的にあるんじゃないかと聞かれて、こういふ、まだあるかもしれないこのいじめの、そして本当にみずから命を絶つ、こういうことを教室で見、聞き、触れている子供たちが、やはりこれはおかしいということを言う勇氣を持つ。そして、そのことを指導する勇氣もお互いに持つていかなきゃいけない。これは地域社会とかいろいろあることもあるでしょうけれど、ただ、現場で事は起こっていますから、そういう意味では、この先頭に立つ勇氣というのはまさに言い得ているなと思つて、これは拝読しました。

ですから、こういうことをまさに高等教育の最高学府の総長が言っておられるということは、これは再生会議の中で、大学が崩壊しているという切り口で言っておられる委員の方もおられるようですね。大学の四年間で何を教えて、何を学び取つて、そして出口である社会の扉をたたいていくということとをさかのぼっていったならば、高校、さらに中学、進学率から考えればそれぞれが大学を最終的に目指す、それぞれの過程で何を教えていくかということ、すぐれて国がガイドラインを示しつつも、最後は現場で、学校の先生の裁量でやっていくということもよくわかつた上で、きょうはお尋ねしてまいりました。大学からのところをもう少し整理しながら、どういうことをそれぞれの過程で、小、中、高と、議論をしていくかということ、公教育の魅力を取り戻すという意味で立て直しが必要なんじゃないかかと思つておられるんですが、最後に大臣の御所見を求めたいと思います。

○古本委員 理念法であるということ、この基本法の議論に参画いたしておりますが、これは最終的には地教行法や学校教育法で具体的にうたい込んでいかなきゃならない話でありますから、中教審やそれぞれの御専門の場に議論は譲るとして、我々には、教育の責任を学校現場に求めちゃいかぬと思つておられます、家庭教育だということでは、行き着くところ、実は教育に責任はなくて、政策的な責任、あるいはその政策の責任を教育に求めているじゃない、私はそう思っています。

○伊吹国務大臣 全く、最後に意見は一致いたしております。

で、今後ともより深い議論を求めて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○森山委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開議

○森山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。野田佳彦君。

○野田(佳)委員 民主党の野田佳彦です。先週の月曜日に引き続き、質疑をさせていただきます。

きょうの午前中に、我が党の古本委員がいじめによる自殺の問題を中心に議論をされておりました。北海道、福岡、そして岐阜等、いじめによる大変痛ましい自殺事件が報じられておりますけれども、それに対する事実を隠べいしようとしたり放置しようとしている教育委員会の姿、あるいは、御遺族の前では平身低頭していじめを認めて謝罪をされているにもかかわらず、その後の記者会見では前言を翻して、最後の渾身の力を込めた遺書を手紙と言つたりメモと言つたりしている校長先生やあるいは教育現場の責任者の姿を見ると、我が国の教育界というのは、これは断定をすれば、また御指導いただきかねない、断定では言いませんが、残念ながら、この一連の動きを見ていけると、組織防衛と自己保身ばかり目立っていて悲しいなと思つておられます。

加えて、きょうこの後、私は未履修の問題も取り上げたいと思つておられます、高等学校における必修科目の未履修問題も大変広がりを見せて、今社会問題化をしております。先週の段階で、文部科学省がようやく、国立、そして公立、私立五千四百校を調査し公表した結果は、五百四十校で未履修があったということでございます。これだけと履修がなかったというだけで掘り下げて質問

していきたく思つておられます。

例えば、ここでも何回か委員会で例が取り上げられました、五泊六日の修学旅行で授業を受けて世界史を履修させたことにした、これは埼玉県だったでしょうか、そういう私立の高等学校があったり、とても信じられない理由づけをしていただけた。オーストラリアの旅行といたつて、オーストラリアというのはまだ建国の歴史の浅い国です。その国を五泊六日で旅行してそれが履修とされるんだつたら、それは教科書も先生も要りません。これからの世界史の担当はJTBか近畿日本ツーリストでいいわけで、そんなまさに信じられない事態が全国の中で広がっているわけなんです。

これは、文科省が出した文書でも、生徒はすべて被害者であるということなんですけれども、基本的には、現場の校長先生、裁量権を持つていらっしゃるわけですから、この人たちの責任がやはり厳しく問われるし、しかも、やつたことは、教育委員会に虚偽の報告をしたり、あるいは大学や企業に出す内申書についても虚偽があつたりという、やつておられることはこれは偽装であつて、ことしの初めに大変大きな問題になった耐震強度の偽装で姉歯元一級建築士がやつたことと根っこは私には変わらないと思つて、それを見逃した教育委員会というのは、イーホームズとほとんど変わりがありません。何かそういう事態になつておられるときに、大抵の校長先生が、前の私の質問でも触れましたけれども、よかれと思つたと言つておられます。

いじめに対する対応でこれだけいろいろとずさんさを露呈している現場、そして同じように未履修でこれだけルール破りをしている現場、そこいらつしやる、まさに教育界の一番の、何というか柱となつて支えている人たちが、実はこれは全部戦後教育を受けてきた人たちなんです。いじめに対する対応もルール破りの未履修も、その責任ある立場の人たちは、みんな戦後教育で教育を受けた人たちが今子供たちに教育をしているわけですね。その意味では、戦後教育を、一定の成果は

あったと思うけれども、やはり根本的に見直しをする時期だということ、これらの事態を踏まえて私は改めて強くそういう思いを持った次第でありまして、だからこそ、これは教育の基本にかかわる、根本にかかわると思っております。

その意味で、いじめによる自殺であるとかあるいは未履修の問題についての、この事の重大さに対する大臣の御認識をまず聞きたいと思っております。

○伊吹国務大臣 文部科学大臣という立場ではなかなか言えない私の心境を、先生がすべて正確におっしゃっていただいたと理解しております。

○野田(佳)委員 簡潔な御答弁をいただきました。

私は教育の根本にかかわる議論だというお話をさせていただきましてけれども、だとすると、この事態の推移を見守って、当面の調査だけではなくてやはり抜本的な対策を講じる、そしてこれからの日本の教育の根本にかかわる現実問題を踏まえた方向性を出す前に教育基本法の議論が完結するべきではないと私は思っています。この間は、教育再生会議でやっている議論を待つてから教育基本法の議論をしよう、あべこべだと言いましたけれども、同時でもいいと思うんです。同時でもいいけれども、議論の終結は、私は、まだ慎重な議論を経てからであるべきだと思っています。

言ってみれば、今起こっていることは、教育界ではいろいろなことがいつも起こりますけれども、さつき申し上げたように、教育の根本にかかわる、戦後の教育の見直しにつながる大きな事例であって、例えば妥当性があるかどうか分かりませんが、大震災が今起こって、今は火を消そうというところですね。火を消した後にその教訓を生かして災害対策基本法であるとか防災計画を練るのと同じような状況だと私は思っています。

いつまで審議をしますかと大臣に聞いてしまうとまたこれはおかしい話になりますから、そういう認識を私は持っているということを前提に進めさせていただきたいと思っております。いいです

か。どうぞ。

○伊吹国務大臣 先生の、最初、私の思いを全くそのとおり吐露していただいたことについてはもう私は何ら異議はございませんが、二度目におっしゃったことについては少し考えが違います。

それは、今起こっていることは、ある程度教育の制度、あり方等にかかわってくることでありますけれども、その多くは、やはりその任に当たる人の規範意識というんですか、今先生が隠したとかずるいとかおのれを繕うとかおっしゃったことにかかわっているもので、制度や仕組みは、この基本法を通していただいたら、まさに各法律において処理すべきことであって、それはまた改めて事態の推移を見て、必要な、例えば教育委員会のあり方だとか、そういうことまで含めてやるのは、これは別途の法案でやるわけですから、先生の例で言えば、大震災が起こった後、どうするかを見きわめて災害の法律をつくり直すんだというんじゃないで、大震災が起こったときは、個別の対応はその大震災の教訓をもつてやるんだけれども、大震災が起こったときに人間はどういう気持ちでやるべきかという基本的な考え方は、それは、結果を見るなんというようなゆくりしたことをやっているのは私はとても追いつかないと思います。

○野田(佳)委員 お答えを求めているなかったんですが、お答えをいただきましたので、これはちょっと反論をしなければいけないと思うんですが、

そもそも、伊吹大臣がこの教育基本法改正案を提案されました。その提案理由の説明を見ますと、いろいろ書いてあるんですが、「現行の教育基本法については、云々、そして「科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況は大きく変化するとともに、さまざまな課題が生じており、教育の根本にさかの

はった改革が求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、」と。だから、個々の課題と、まさに教育の基本にさかの

改革と基本法の関係というのはやはり明確にあるはずと御認識をされて提案をされているわけであって、あわせて、「教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本を定める」ということですから、単なる理念法から理念だけ議論すればいいというんじゃないで、教育の実施にかかわる根本の問題だと思っております。当然、この教育基本法の議論と今起こっている重大な問題は密接不可分だと私は認識をしていますけれども、御見解はいかがですか。

○伊吹国務大臣 それは、今起こっている事態は確かに許されざるべきことですが、今の制度や仕組みがあるから起こっているという面は私は必ずしも否定しませんけれども、先生が何度もおっしゃっているように、これはその任に当たる人たちの、まさに戦後六十数年積み上げてきた、公教育を含めた教育の中からその任にある人がいるわけですね。その人たちの規範意識を直さないとこれはどうしようもないことですから、やはり私は、早くこの法律を直していただく、これが一番大切なことだと思っております。

○野田(佳)委員 冒頭に申し上げましたとおり、いじめの問題で対応されている現場の人たちも、未履修の問題でルールを破った人たちも、戦後教育のこの教育基本法のもとで、その理念のもとで育ってきた人たちであって、だから、今おっしゃったように、任に当たる人だけの問題じゃないで、その戦後の歴史の中で育てられた人々たちだという位置づけなんです。だから、当然のことながら、基本法の議論の問題と今現実に起こっている問題は不可分であるということ、さつきから申し上げているんですが、多分これはちょっと平行線でもっと具体的な問題をいって聞きたいんですけれども、ちょっと入り口のところで議論をする……(伊吹国務大臣)締めくくりの答弁をしますか。では、お願いします。

○伊吹国務大臣 ですから、先生、これは逆に考えると、今の状態を考えながら、教育基本法をも

う一度つくり直してというか修正をしたから、では現実が変わるかといったら、やはり変わらないんじゃないでしょうか。

むしろ、問題は、今出している、民主党が出した案についてでも私はそういうところがあると思うんですけれども、まさに今のようない規範意識のない状態を放置してはいけないうじゃないかという前提で書かれているわけですよ。ですから、これは民主党案であらうと政府案であらうと、これをできるだけ早く通して、それに基づく次の法案の整備をし、もろもろの政策措置をしながら改めていくべきことで、教育基本法をもう一度つくり直して出したからといって、戦後六十数年の教育を受けてきた人に教育をされた人、その人に生んでもらって、またその人に生んでもらって、また育ててもらった人たちの信条が、教育基本法を今の事態を考えたつくり直して出したから、何かそうすぐによくなるというものじゃやはりないんですよ。

だから、基本法は、民主党案もそういうふうには私は評価していますし、自民党案もそうですが、今のままじゃだめだろうという前提でお互いにつくられているわけですから、これを直して、早く規範意識のある日本人、特に教育者を取り戻す。これだつて、先生、できてから結果が出てくるのには三、四十年かかるんじゃないですか。そして、その間に今の人を少しづつ直していかねばならない。これは迂遠な作業ですから、余りゆとりせずに、スピード感を持ってお互いにやりたいものです。

○野田(佳)委員 本当はもっと先に進みたいんですけれども、今の御議論でもちょっと私は納得できませんで、基本的には、現実に起きている、いろいろな細かい問題はいいですよ、だけれども、大きな問題だという認識をしているテーマがあったときに、一番ベースになる法律とのかかわりというのを常に検証していくべきで、演繹と帰納の話みたいになつてしまつて、これは切りがないか

もしもせんけれども、私はそういう認識を持っているということでございます。

その上で、具体的な質問をさせていただきたいと思うんですけれども、今回のこの未履修問題がこれだけ広がりを持つ以前に、実は過去にも高等学校における未履修問題というのは明らかにあったことがあるんですね。この委員会でも大臣もお話をされました。たしか、これは、九九年の熊本、それから二〇〇一年の広島、二〇〇二年の兵庫など。このときには、単なる一校ではなくて複数校、その当該地域では未履修が明らかになったわけです。

ということは、この間、感度の話をしましたけれども、このときに感度のいい文科省だったならば、とことん全国の実態調査をしておくならば、今回のような広がりを持つ深刻な事態にはならなかったと私は思うんですが、なぜそのときにしっかりと事態を把握し、調査しようとしなかったのか。これは私は、その責任にかかわる部分だと思いますので、お答えをいただきたいと思っています。

○伊吹国務大臣 私は当時的大臣でありませんでしたので、必ずしも当時のことを正確に代弁できるかどうか分かりませんが、今先生が御指摘になった各県の事案は、各県の教育委員会を通じて文科省に報告をされてきておりまして、後で聞いてみると。

そのときに、確かに今回のような全国的広がりがあるんだということを認識しておれば、感度を持って調査をすべきだったと思います。そうすれば、もう少し早く、これほど大きなことにならない間に把握できたかも知れません。しかし、当時の認識としては、単一の県から報告が来ていて、そして、個別校のことであつたのと、直接の指揮監督権がないから、こういうことで処理をしたかどうかということにとどめておつたというのが現実だと思っています。

ですから、まあ結果論、いい言葉が思い当たりませんが、後からの、結果が出てからの批判としては、それはもう甘んじて私は受けなければなら

ないと思いますね。

○野田(佳)委員 当時、一校や二校ではなかったんですね。二〇〇一年の広島でたしか十四校ほど、兵庫県はたしか五十数校だったと思うんです。しかも、時期が近いですよ、二〇〇一年、二〇〇二年。だとすると、当然のことながら、周辺はどうなっているのかということをはり調べべきだったろう。その当時大臣じゃありませんから、ここでこれ以上批判しませんが、今、少し反省めいたお言葉もありました。

ということならば、お聞きをしたいんですけれども、最近、中学校の履修漏れが報道されつつあります。松山の私立の中学校、あるいは大阪の校方における、これは十数校、今、履修漏れではないかという話が出てまいりました。小中学校の履修漏れを調べるという質問主意書も出ているようですし、せんだつては、松本政調会長もそのことに触れていました。数年前に高等学校の履修漏れが複数出てきたときに調査をしなかったことに対して反省をされるならば、今こうやって中学校で現実履修漏れという事態が少しずつ発覚してきているときです。感度をよくするならば、やはりしっかりと今これを調べるべきではありませんか。

○伊吹国務大臣 失礼しました。さっき、一校、二校と言つたのは、一県、二県という意味です。特定の県に限定をされていたので、その県の教育委員会とのやりとりをしていただくと報告を受けたということでございます。

それで、中学校は、先生がおっしゃつたように、履修漏れというのは二、三、既に報道されております。この中身を見ますと、例えば、習字の時間に毛筆でやるべきところを毛筆を省略しちゃつて硬筆でやつたとか、こういう事案がありまして、それから、家庭科の事案を省略しているとかですね。

しかし、総じて言いますと、中学校というのは義務教育でございますので、高等学校のように生徒による選択の余地は非常に少ないんです。です

から、高等学校のようなことは起こらないと思いますが、しかし、先生からも御注文を随分いただいております。まず一つは、数年にさかのぼって高等学校の状況を調査するべしと。それから、今のまた御注文もいただいた。

やはり、限られたマンパワーで仕事をしておりますので、まず、これも先生から御指導をいただいている、私はそのとおりだと思つて、それをまづやれ、こう言っているのは、七十時間以上の履修漏れの人の場合、百五十時間、百四十時間以上の人もいるわけです。二百四十時間以上の人もいます。その人たちは、一応現実を考えて、七十時間の授業でくくっておるわけですね。しかし、七十時間の授業でくくつて、残り、例えば二科目であれば、三十五時間、三十五時間ずつ授業をさせて、残り三十五時間をどういう扱いにするんだと。これが二科目じゃなくて、今度は三科目になると、七十時間を三で割るわけですね。そうすると二十何時間だ。これによつて、残りをどういう授業で、どういう形で、レポートだけではないのかどうするのか、その辺の細やかなことをまづ高等学校に通知をしてやらないと、これは受験を控えてのこの忙しい時期に、現場は全く混乱するわけです。今その作業を鋭意詰めております。

これができましたら、先生から今度御注文のあつた、過去にさかのぼつても調べなければなりません。今のことも、サボるということ、私が大臣をしている限りはさせませんから、必ず調べさせます。できるだけスピード感を持ってやりませんが、少しお時間の余裕をいただきたいと思ひます。

○野田(佳)委員 調べるということについてはお約束をいただいたというふうに理解をさせていたできます。

実は、これは高等学校の履修漏れともやはりかわりがある話だと思つていまして、というのは、これは本当にどうなのかというの、これは実態はわかりません、それこそ調査が前提ですけれども。小学校や中学校で余り楽にさせちゃつた

から高等学校の教育課程に影響が出ていゝんと、よく識者が言われていますね。

本当にそうなのかということは、小学校や中学校からも履修漏れが出てきた、これは違う話になつてくるわけですから、やはり傾向はつかまないと、受験生のころ、よく参考書に傾向と対策とありましたが、傾向をつかまないと本当の対策というのはできないと思つていますので、今お約束をいただきましたからそれは了としますが、ただ、これはこの高等学校の履修漏れとも関係していますから、余り悠長な話ではないということはずひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○伊吹国務大臣 午前中にも御党から御質問がございましたときには、もう小学校では先生は忙しくて大変だ、そして、しかし分数もできない、だから補習に行かざるを得ないという御質問がありました。今はやや楽をさせ過ぎているという御質問の趣旨ですが、小学校、中学校で……(野田(佳)委員)という人がいる「と」呼ぶいや、という人がいるという説もあります。ですから、余り悠長に構えているわけにはいかないとはいえ、余りわかつておりますし、これはやはりよく調べまないと、先般来お話が出ていゝような、学習指導要領そのものをどう考えるかという議論につながつてまいりますから、それはもうできるだけスピード感を持ってやります。

○野田(佳)委員 できるだけスピード感ということ、一回目よりはさらに何か前向きな御答弁になりました。

それよりもっとスピード感を持ってやつていただきたいの、大臣も先ほど触れられましたけれども、過去にさかのぼつて、高等学校においてどういう状況で履修漏れが起つてきたのかということでありまして、これは先週の月曜日の際にも質問をして、そのときに前向きな御答弁をいただきました。

この委員会に報告をしていただきたいということとを私申し上げまして、そのことは理事会の協議

事項になっていきますから、その協議を待ちたいと思います。報告をするかどうかは協議事項ですが、調査を間違えずに速やかにすることは文科省のお仕事でございますので、先ほどの小中学校の問題よりもっとスピーディーに、当理事会で提出されることをお約束している以上は、これこそスピード感を持っていかないと、この議論はずっと終結しないという事態になり得ると私は思っていますので、その辺は改めて確認をしたいと思

います。

○伊吹国務大臣 先生は国対委員長までおやりになつていきますから、質問の向こうにある落とし穴を私は十分理解して答弁をいたしております。

できるだけスピード感を持ってやりますが、いつ、どのような形でそれを処理するかは理事会の御判断にゆだねます。

○野田(佳)委員 余り国対的な判断では質問をしておりません。今、私は現場の委員で、日本の、まさに今の教育の信頼を回復するためにはどうしたらいいかという視点でスピーディーな調査を要請しているということでございます。

さらに具体的な問題でいきたいと思うんですが、れども、とりあえず、先週の段階では高等学校で五百四十校履修漏れがあったということですが、その後、何か後からまた履修漏れがあったような話も出てきています。

その個別のことを一つ一つ申し上げませんけれども、履修漏れかそうではないかという判断を各都道府県の教育委員会がやられておりますけれども、どうも、同じような事例で解釈が違うケースがあるようです。これは、一番何か具体的なものは読みかえというもので、必修科目をほかの何か受験に資するような科目に読みかえて、例えば、情報だったら情報を数学の授業に置きかえてやっていた、それを履修したと認める教育委員会もあるようだし、だめだという教育委員会もあるようなんです。

ただ、そうすると、五百四十校というのは正確じゃなくて、教育委員会の解釈によつて結果が

違つてしまつて、補習を受けなければいけない生徒と受けなくてもいい生徒が出てくるという、私は、これはまた新しい不公平が生じていると思うんです。この読みかえについては、私は、やはり基準というものを文科省が明確に示すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○伊吹国務大臣 きょうは、政府参考人は一切だめだと先生がおっしゃったので、私がすべてお答えをしておりますので、きょうの御注文を一つ一つ今秘書官が書いておりますから、帰りました。そのことは正確に伝え、指示をいたしたいと思

います。

○野田(佳)委員 これは至急に整理をして、何か、いっぱい注文しているつもりはないんですけどもね、大事なことを絞つてお尋ねをしているつもりでございます。

をさせていただきたいと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○伊吹国務大臣 きょうは、政府参考人は一切だめだと先生がおっしゃったので、私がすべてお答えをしておりますので、きょうの御注文を一つ一つ今秘書官が書いておりますから、帰りました。そのことは正確に伝え、指示をいたしたいと思

あわせて、これは読みかえだけではなくて、中高一貫校で、中学校で高校の必修科目になつてい

ただ、一つ御理解いただきたいのは、私立高等学校というものは、文科省からするとまことに調査のしにくい、また難しい法的立場にあるということとはもう先生よく御存じだと思います。戦前のいろいろなことがあったかと思いますが、戦後の反省を加えて、これを文科省の教育委員会という流れから外してしまつていくわけですね。各都道府県知事が文教課等を通じて実際は見えておられる。しかし、残念ながら、指導主事というものを学科について置いておられない県もあるわけですね、今回調べまして、ですから、解釈だとか何かということとはやはり非常に微妙になつてきているのはおっしゃったとおりだと思います。ですから、できるだけ実態把握に今の私の権限の中で努めさせていただきたいと思

例え、中高一貫校で、茨城の私立高校では、これは履修漏れになつたんですかね。群馬県の私立高校では、これは履修漏れではないと判断をされて

○野田(佳)委員 政府参考人を御依頼しなかったというのは、基本的にはやはり政治判断にかかわる問題でぜひ前向きな御答弁をいただいて、文科省のしりをたたいて、たたいてこの間表現をさ

現実起こっていることは、なるべく前倒しで中学で勉強をして、高校三年のころはもう入試に専念できるようなことにしようというのが大体一般的に行われているのではないかと

ですが……(伊吹国務大臣)来ても答弁させませんから「と呼ぶはい、ありがとうございます。その方が私はいい議論ができると思っています。

その中高一貫校の中でも、中学校で前倒しで勉強したけれども高等学校の単位では認められないとか、いろいろなケースが今生じています。だから、これまた、五百四十校で、あるかどうかという解釈が、またそれぞれの自治体、都道府県の教育委員会で違つてきている、そういう現状がある

出してくる事態になつていくわけ。これは基本的には、今ある大臣がお話をされたように、文科省

としても限界はあったかもしれないけれども、ただ、このグレーゾーンの解釈については、各都道府県教育委員会も国の指導を求めたいという今気持ちなんだらうと思

○伊吹国務大臣 まず、法理の基本的な法哲学を学んだときに教えられることは、権限のあるところに責任ありということ。したがって、学習指導要領というものを作成して、全国一律、私学を含め、制度がどうであろうと、チェック機能があるとなかろうと、どれだけの権限が文科大臣にあると、ともかくこれを全国一律これでやつてもいいというものがなく

そして、特に教育委員会と校長との間で、御党からも何度も質問がありました

たのか本当にだまされたのか、これは詰めなければならぬですね、個別の。どこかの時点で、このことについてはやはり私学を所管している都道府県知事と教育委員長には注意を喚起しなければなりません。

あの処理案が、民主党も含め各党に御説明ができた段階で、通知という形で全国に発出いたしました。その際に私は、私信でございませうけれども、都道府県教育長に、今回のゆゆしい事態をしつかりと受けとめて、使命感を持って教職員を指導してもらいたいという文書を出してあります。どの程度各都道府県教育長がそれを受けとめていただいているか、少し推移を見守りたいと思います。

○野田(佳)委員 教育長の中にも、元校長先生をやられたときに履修漏れをやっていたという何か事例もあるようで、これは本当にさかのぼっていかないと、平成十八年度の関係者だけの責任を問う話ではなくて、さっきの調査の話になりますけれども、だれがどこから何を始めたのか、そういうある種パンドラの箱があいちゃったという話がありました。私はそこは少し丁寧に詰めていくということが大事であると思う。

もう一つは、公立と私立の違いです。都道府県知事との協力というのは当然必要だと思うんですが、その都道府県知事の中で、最近、私学で履修漏れが発覚した県においては、私学助成をカットするというようなペナルティーを考へる、検討するような言及をされているケースもあるようなんです。私学の問題というのは確かに言いにくいところがあるのかもしれませんが、この考えについては、大臣としてはどのようにお考えですか。

○伊吹国務大臣 法律的には全くそのようなことは可能だと思えますし、私学助成をカットするやり方でやるのか、当該校長に対する人事権がこれは私学の場合は率直に言ってございませんで、唯一のペナルティーという今先生がおっしゃったところへ戻ってくるんだと思いますから、一

応、ある程度の落ちつきが見えた段階で、私学についてはどういうペナルティーを科されるのかも含めて、ちよつと意見を聞かせてください。

○野田(佳)委員 公立と私立の間に不公平感がでていけないう思ひますけれども、ただ、私立のペナルティーが私学助成のカットだと、結果的にはこれは保護者や子供たちが迷惑をこうむる話になっていくわけで、この辺は本当に広くいろいろな方の御意見を聞いて、これはなかなか万人が納得する方法というのはないのかもしれないけれども、これはやはりせつかな対応ではなくて、本当にいろいろな方の意見を聞きながら御判断をいただいた方がいいんじゃないかなというふうに私は思います。

ちよつと履修漏ればかりで時間を費やしてしまつておりますけれども、これはまた文科委員会でも、いじめの問題と履修漏れの問題については集中審議が水曜日にあるということですし、加えて、それは一回だけではないだろうと私は思っておりますので、またその場で詳しくその後の問題を質問していきたいと思ひます。

教育基本法の話にしたいと思ひますが、これも具体的問題にかかわる前に、ちよつとまた入り口の問題で気になっていることがあります。そのことを改めて確認したいと思ひます。

十一月の一日の我が党の土肥隆一委員の質問、憲法と教育基本法との関連で意見を述べられましたが、これは正確に議事録を読み返しますが、現行の教育基本法は、日本国憲法が生まれてすぐに決められた、いわば憲法に準ずるような基本法でございましてという発言があるんです。それに対して大臣は、これは逆でございましてという話をされて、これは施行の問題にこだわって、そして、日本国憲法はずつと後だと言われました。その後、松本政調会長の質問の一番最後の場面です。この話が出てきて、ずつと後だというのは訂正をされました。

だけれども、私はこの御認識はちよつと違うのではないかなと。土肥議員が聞いた、やはり日本

国の憲法が定まつてから教育基本法ができたという認識は、私はこれは正しいと思ひます。あえて施行がどうのこうのと、修正をする話ではなくて、この認識は政治家として基本的に持つていて全く私はおかしくないと思ひますが、改めて大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 これは私が先生に申し上げるまでもないことですが、決められた法律というのは、国民あるいは個人との関係で権利義務その他が生じてまいります。これは、御党の岩國先生が御質問になったときは、私の判断が正しいと民主党内の岩國先生はおっしゃいました。つまり、施行の時期は、これはもう明らかに教育基本法の方が先なんです。

そして、現行の教育基本法は、既にこんなことを私が申し上げるまでもなく先生よく御存じのよう、制定文はどうかというところ、一「朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を経た教育基本法を裁可し、ここにこれを公布せしめらる」とあります。つまり、枢密顧問官だとか帝国議会というのは旧憲法の組織なんです。

ですから、施行の時期その他も含めて、そのことをいろいろ総合的に考えると、やはりこれは念頭にあったということは全く私は否定しません。否定しませんが、国民との関係でいけば、先に出てきたのは教育基本法で、おくれて出てきたのは憲法であるということは、法理上全く私は間違ひじゃないと思ひます。

○野田(佳)委員 土肥議員も松本政調会長も施行の時期は当然わかっているわけですが、当然のことながら、教育基本法は二十二年の三月三十一日、日本国憲法の施行は五月三日。だからその差があることは当然わかっています。

だけれども、日本国憲法ができて、あるいは確定して、生まれて、それから教育基本法ができたという認識は、これは私は、施行がどうのじやなくて、生まれたかどうかです。出生届を出したのには確かに後ですよ、憲法の方が。生まれたのは間違ひなくやはり憲法の方が先ですよ。

なぜならば、国会での審議は、昭和二十一年にもう憲法の審議をやっていますからね。だから、二十一年十一月三日に公布しているわけなんです。その十一月三日の公布の後に、教育刷新委員会での法律案の概要をまとめました。その概要には、さきに憲法を改正云々という前文から始まっているし、そのことがあるから現行の教育基本法も前文に「日本国憲法を確定し」という言葉が出てくるわけであつて、先に憲法は間違ひなく存在をしているという認識でないと、私はおかしい議論になると思ひます。

施行の話は、それは確かに年表を見ればそのとおりなんです。施行は。だけれども、政治家が、この立法院にいる人間が、日本国憲法が、国会審議は二十一年ですから、教育基本法の審議は二十二年三月ですから、どう見たって日本国憲法が先に定まつていてと認識をして発言すること、を、文科大臣があえて修正をすることは全くないと思ひますが、いかがですか。

○伊吹国務大臣 これは先生、やはり法治国家である限りは、生まれたのは届け出た日なんです。

○野田(佳)委員 いや、それは違ひますね。

教育基本法の内容は、日本国憲法が公布された後に、相当にやはり変わっています。あのGHQの、いろいろとあの交渉の中で、前文の伝統の精神が削られたり、女子の教育が男女共学になったり、宗教教育のところも変わって、それは昭和二十一年の十二月から教育基本法の議論をする三月までいろいろなことがあつたんです。

だから、憲法が定まつてから、教育基本法の内容はかなりのいろいろと変化もあります。間違ひなく教育基本法は、日本国憲法が定まつた後に内容が定まつてきている、こう認識するのが当然ではないでしようか。

○伊吹国務大臣 いやいや、それはもう先生のおっしゃっていることも私はよく理解しております。私の言っている法的なこと先生は理解していただいていると思ひます。

ですから、お互いに、率直に言えば、憲法ができていない段階で教育基本法を審議するのはおかしいという質問が次々出てまいりますから、民主党御自身も教育基本法の対案を出しになつていくわけですから、そのあたりのことをひとつもうお互いによく理解して、この問題はお互いに議論させていただいたらいかがでしょうか。

○野田(佳)委員 いや、私はそんな簡単な問題ではないと思つていて、というのは、大臣の御発言はたしかその施行にこだわつていて、その法理的な考え方は私は正しいと思ひますよ、施行の考え方は。けれども、政治家があるいは日本国民が、日本国憲法ができてから教育基本法だと認識することをあえて修正を求めるといふ姿勢は、憲法と教育基本法の関係をしっかりとわかつていないといふふうに私は思ふんです。

具体的に申し上げますと、昭和二十二年の三月十四日に、現行の教育基本法を当時の高橋文部大臣が提案されています。その提案の文章を見れば、もう一目瞭然なんです。民主的で平和的な国家再建の基礎を確立いたしますがためにさきに憲法の画期的な改正が行われたのでありましてといふところから提案理由は始まるんです。

そして、新憲法に触れる部分はたくさんあります。新憲法に定めております教育に関する諸条文の精神を一層敷衍、具体化したしまして、教育上の諸原則を明示いたす必要を認めたのでありますといふことに、ここにもう改正をされた、確定をしたといふ前提で、この国会で、昭和二十二年に当時の文部大臣が説明をされているわけなんです。

そして、もつと言つと、これは個別の条文と教育基本法の関連でも丁寧に質問をされていまして、第三条、教育の機会均等のくだりにおきましては新憲法第十四条第一項及び第二十六條第一項の精神を具体化したとしました。そのほか、義務教育についても男女共学についてもさまざま、新憲法との関連の中で現行の教育基本法の提案理由を説明されているんです。

だから、施行がどうのという議論じゃなくて、明らかに、日本国憲法が生まれて、存在して、それを踏まえて教育基本法の議論があつたといふことは、やはり素直に認めていただきたいと思ひます。いかがですか。

○伊吹国務大臣 それは、先生、やはり法律というものは施行されて初めて効果が出るわけですから。先生のおっしゃつておられることはよく理解します。おっしゃつておられる作成的経緯だとか何かはよく理解しますが、法律は、作成段階でどうだったとかあつたとかといふことを言い出したところからはもう法律にならないので、やはり法律といふものは施行されて初めて国民との間の権利義務関係が生ずるわけですから、やはりこの法理の原点だけはしっかりとつかないといふ、先生がおっしゃつておられることも作成過程もよく理解した上で、私は私の立場を理解していただきたいと思います。

○野田(佳)委員 だから、伊吹大臣の施行にこだわつた話は、それはもうわかりました。わかりましたけれども、だったら、日本国憲法が先にできてそのもとに教育基本法があるといふ話をしたことを否定することはできないでしょう、幾ら何だつて。それが普通の、この提案理由なんかを見れば当然じゃないですか。その否定の箇所は、私は撤回をしてほしいと思ひます。

○伊吹国務大臣 それは、できてといふことは、施行しないとできないんです、法律といふのは。案文をつくつていつたり審議をしたりするといふことは別ですから、それは。法理論的に言へば、やはり施行して初めて法律といふのは生まれるんです。

○野田(佳)委員 一々施行がどうのといふところから、教育基本法の施行が先だったから日本国憲法は後だといふその認識で、法理論は、それは施行はそうですよ。だけれども、政治家が国会審議にかかわつて、国会では先に憲法を決めていくわけですね。その後に公布があつたわけですね。政治家がそういう発言をすることを否定することは

ないじゃないですか、幾ら何でも。それは常識的に判断をしてほしいと私は思ひます。

○伊吹国務大臣 ですから、今先生がおっしゃつたことを法の作成過程の論理を踏まえて御発言いただくのなら、私はそれは否定いたしません。

○野田(佳)委員 頑固な人ですね。だって、率直にだれもが、法の論理とかなんとかといふことじゃなくて、実態として憲法が先になつていて、そして、提案理由もこうやつて当時の文科大臣が言つておられるわけですから。だから、日本国憲法ができてから、生まれてから、確定してとか、いろいろ言ひ分はありますよ。少なくとも、今の教育基本法の前提は、日本国憲法が確定してと書いてあるわけですから。それを否定する話を変ですといふことを言つておられるんです。せめて、否定をしないで、その部分は修正をしてほしい。

大臣の施行の議論はわかります。だけれども、政治家があるいは一般の国民がそういう認識を持つことを法理論的には何とかがかたといふのは、そういうことで一々撤回を求めてやる話ではなくて、その認識は正しいと私は思つておられるので、今の発言はもう少しやはり修正をしていただかないと思ひます。

○伊吹国務大臣 これはもう、先生が私の法理論を正しいと思つておられるんなら、私に撤回しろとおっしゃるのも私も困るわけですから、だから、お互いに理解し合はばよろしいんじゃないですか。おっしゃつておられる気持ちはそうだとおまれば、私はその御発言をそのまま受けとめます。

ただし、これは、やはり法といふのは手続を踏んでできているわけですから、手順、手続に沿つた御発言をいただいているのなら、私は全くそのことに何ら異議はございません。ただ、生まれるという言葉は、法的にはないんですよ。法が誕生するといふことは、施行して初めて誕生するんですよ。だから、これは私が大学で教つた法理の根本ですよ。

○野田(佳)委員 私もしつこい性格で。では、日本国憲法が確定しつた政調会長に対する御答弁は修正されますか。

○伊吹国務大臣 政調会長と土肥先生の御質問をもう一度正確に教えていただけますか。

○野田(佳)委員 まず、時系列で言つと土肥さんからですよ。土肥さんは、教育基本法というのはまさに、現行の教育基本法は日本国憲法が生まれてすぐに決められた、いわば憲法に準ずるような基本法でございました。政調会長は、これを生まれたと言つただけではなくて、確定をしたといふ言ひ方をされています。確定をしたといふ言ひ方は、まさに今の、現行教育基本法の前文に出てくる言葉です。そのことについての確認についても、時系列で追つて、日本国憲法は後だった、ずっと後ではないけれどもという修正でとどまつておられますか。

だから、これは今の日本国憲法の、まさに前文に書かれての確定ですから、確定まで否定したら、本当に変なことになるですよ。

○伊吹国務大臣 それはちよつと、先生とも思はない御発言だと思ひますよ。

一番最初に土肥先生がおっしゃつた、日本国憲法が生まれておっしゃつたから、私はそれは違ふといふことを言つたわけですよ。生まれた後で教育基本法が出てきたからといふ趣旨のことをおっしゃいましたからね、それは違ふといふことをおっしゃつたんです。そのことをめぐつて、松本政調会長が御質問になつておられるんですよ。土肥先生の御質問に対して文科大臣はこう答えたろう、そして、後で確定といふ言葉を加えておられるわけですよ、松本政調会長は。

だから、私は、土肥先生の御質問に対してこういう考えでござんたといふことを答えているわけですから、もしも土肥先生が、確定をした後にとか、あるいは作成した後にとかいふ御質問をしておられたんなら、今先生がおっしゃつたような非難を私におっしゃつていただいて結構ですが、ちよつと違ふんじゃないですか。

○野田(佳)委員 だから、土肥さんのその生まれたという解釈をどうとるかというの、それはありますよ、生まれたという解釈。でも、その認識を根本的に誤りだと言うこと自体は私は変だと思えますけれども、まあまあ、いいんですよ。だから、それはまた違うから。

だけれども、松本議員は、その一回目の土肥さんの質問を踏まえて、日本国憲法が先に確定をされた、それは土肥さんとは少し言いかえていう部分もありますけれども、そのことを何回も大臣に聞いています。でも、大臣に聞いていないけれども、施行の問題で終始をされて、ずっと後ではないというところの修正しか終わっていないんです。

ということは、だから、土肥さんの質問と別個に、改めて松本さんも聞いているはずですけども、その修正を私、ちゃんとされていなくて、うとところ、あれ、もう五分前になっちゃった。(発言する者あり)いやいや、本当に、そうなんです。(発言する者あり)いやいやいや、何か変だな。何か、理路整然と的外されているような感じがしますけれどもね。

○伊吹国務大臣 いや、野田先生、理路整然と私を攻撃されるからそういうことになるんであって、土肥先生がおっしゃったのは、生まれた後でとおっしゃったから、それはちよつと違いますと。ずつとという言葉を使つたのは私の間違いだったと思いますが、それは違います。それを受けて、松本政調会長が、御党の政調会長が、あるそのことについて、おまえ違ふじやないかとおっしゃったから、いやいや、施行日のということとを申し上げたので、後で松本政調会長は、質問の主題のところへ確定という言葉を付け加えておられるわけです。

だから、主題は、あくまで土肥先生の生まれたという言葉の法律的な当否がどうだという議論をずつとしてきたという思いで私はおりますよ。

○野田(佳)委員 要は、実態として、では整理します。土肥さんと松本さんとかいろいろ話しま

したが、私の質問として聞いてください。実態として、日本国憲法が確定をして、そのもとに今の教育基本法があるという認識でいいですね、それは。

○伊吹国務大臣 最初からそういう法理に基づいた御質問の内容であれば、私は何らそれは否定いたしております。

○野田(佳)委員 これは法理の教室じゃないですから、まさにこれから国のあるべき姿にかかわる教育の議論の場で、生まれたと言ったからだめというふうな伊吹ゼミでは困りますよ。

僕は、もう時間がなくなっちゃいましたから、先の問題として、本日は、建学の自由とかパウチャーとか、大事な議論をしたかったんです。官房長官とか副長官、お招きいただいたのは、パウチャーの問題を聞こうとしたんです。(発言する者あり)いやいや、まだやめませんよ、もちろん、やめませんよ。やめませんが、時間配分からいうと、これはもう、ちよつとパウチャーの話をするのは、足りなくなつてしまいました。

したがって、ちよつとそれは通告の順番を飛ばしまして、余り質問が来ない高市大臣に、これはずつと無視するのは、シカトですから大変いかぬと思ひますので、家庭教育の問題を質問して、本日に申しわけございませんけれども、パウチャーはちよつとまた別の機会ですらさせていただきますというふうに思っております。

民主党も家庭教育の項目を置いております。それから、政府案にも家庭教育を置いてあると思うんですけれども、家庭教育というのは、物すごく私は大事だと思ひます。そのことの認識は、与野党ともにあると思ひます。ともにあると思ひますが、問題は、家庭教育の家庭、実際は今、何でもやはりお母さんが主導になつていて、我々もPTAの振興大会なんか行くと、千人ぐらい集まつているけれども、お父さんはほとんどいないです。どうやって父親にかかわらせていくかということが大変大事だという認識を持っています。本日はもつといろいろなことを聞きたかった

んですが、絞つて今言っているんですけれども。これは本日からかわかりませんけれども、教育の教、教えるという字は、父親の父を書いて、その下に子供を書いて、右隣に交わる、交通の交と。父子の交わりが教育の原点という説もあるんです。それぐらい私は父と子のかかわりの中で、きつちり家庭教育の中で規範であるとかしつてあるとかというのを教えていくことは大事だと思ひますが、大事な情報は、大体お父さんが忙しくて、子供となかなか交流できない。

私は、二十年ぐらい前に、インスタントカメラを使って写真を撮つてもらつて、放課後の子供たちが何をやっているかという研究をしたことがありますが、当時一番出てくるのがロボットとかおもちゃなんです。今だったら多分インターネットとかゲーム機だと思ひますが、それで、友達がいなくなつてこない、家庭が余り出てこない。お母さんはそれなりに出てくるんだけど、お父さんの姿というのは、子供たちがインスタントカメラで撮つていて、画面にはほとんどなくて、たまにかかとの裏か何か出てきて、これがお父さんだと言ひます。寝ているんです。大体、お父さんの写真というのは、マグロの水揚げのように、横たわつていて、姿が何枚かあるぐらい。それぐらい家庭の中で父親不在なんです。あ、もう時間になつちやいました。

ということで、父親を呼び込むための家庭教育のあり方、これは少子化担当の御担当分野は家庭教育の支援も担当だと思ひますので、御見解をお伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○高市国務大臣 確かに、家庭教育の重要性ということは、政府案にもそれから民主党にもしつかりと認識されている、そういう意味では、今の教育基本法よりもはるかに、一歩も二歩も前進という案が両方から出てきたと認識しております。父親の家庭教育参加でございしますけれども、これは、新しい少子化対策にも、それから少子化対策大綱の現実的な運用を決めております子ども子育て応援プランの方にも盛り込まれておりま

す。これからは、まずは事業所に対して、父親が子育てのために休暇をとったり短時間の勤務をするようなことについての協力を願ひます。それから、父親の家庭教育に関して、全国各地でいろいろな団体がノウハウを持って、おやじの会というのにも有名になつておりますけれども、運動されておりますので、そういったところへの支援も含めて考えております。

○野田(佳)委員 どうもありがとうございます。頑張つてまいります。

○森山委員長 次に、武正公一君。○武正委員 民主党の武正公一でございます。教育基本法の改正案について質疑を行わせていただきます。お手元には、理事会のお許しを得て、資料を配付させていただいております。きょうは、大きく分けて二つの点で質疑を行つてまいりたいと思ひます。

一つは、いじめ、未履修の問題、その根源に、責任の所在が不明確である、これがあるのではないのかというふうに考えておりますので、教育基本法改正案を出されておりますが、やはりこの点が今改正案では解決し得ていないというところを指摘すると同時に、特にそれは、民主党案が、各地方公共団体の首長さんに権限と責任を与える、いわば分権、一方、政府案は、引き続き中央集権、こういうふうな対比の中で、やはり権限、責任の所在を明らかにするべきであるということで、まず第一点。

そして第二点は、民主党案では十四条で職業教育ということをしつかりと条文として項目を設けておりますが、政府案では二条一項二号で勤務を重んずる態度を養うということで設けられている限りでございまして、安倍内閣にあつては、再チャレンジを掲げ、ニート、フリーター対策を掲げている内閣として、この提出法案、やはり職業教育に関する項目が軽いのではないのか、こういった点を、今の現状を踏まえて質疑をさせていただきます。

そこで、まず、資料をごらんいただきますと、これはもう既に文科省さんから提出をしていただいている資料でございますが、いじめを主たる理由とする児童生徒の自殺者数、平成十一年以降ゼロだということでございます。

二ページ目にはいじめの発生件数の推移が出ているわけですが、既に調査票で指摘をされておりますように、いじめについて、三項目、弱い者に一方的に、攻撃を継続的に、深刻な苦痛を感じている、これがいじめの条件である。あるいはまた、自殺者についての理由が、一つだけ選択しなさい、あるいは、理由が不明な場合はその他の欄に記入することということで、平成十一年以降、小中高、自殺者はゼロというお手元の数字でございますが、その他については、平成十一年自殺された方の中で、百六十三名がその他。以下、百四十七名中八十一名、百三十四名中七十九名、百二十三名中七十三名、百三十七名中八十七名、百二十六名中七十九名、百五十八名中六十二人というのがその他の項目ということでありまして、これは調査のやり方の改善がこの平成十一年から今日に至るまででできなかったのか、こういったところがやはり指摘をされるわけでございます。

既に、文部科学大臣におかれましては、いや、文部科学大臣というのは都道府県教委に対して指導助言しかできないんだよ、こういうような答えに終始をされておりますが、なぜ、この八年間、自殺者ゼロ、こういう答えに對して、いま一度調査の精査あるいは項目の精査、これができなかったのか、御認識を伺いたいと思います。

○伊吹国務大臣 過去のことについては、私は就任して一カ月でございますから詳しくは、批判することはできませんけれども、現時点で見ると、この数字がやはり実態を必ずしも的確にあらわしているものではないと私は思います。

民主党の皆さんも、このいじめの問題が大きく報道されてからいろいろ御質問をいただいておりますが、当時は、やはり政治そのものがこのことに

ついて今ほとんどみんなが熱心に思っていないかったというところは私は正直に受けとめて、そして、今先生から御質問があった調査票のあり方なども、自殺というのは多様な要件でできるものであるだけに、今のような調査票をやつていけば、いじめによる自殺の数というのは当然少なく報告されてくると私は思います。

ですから、もちろん、きのう私はあるテレビに出て、いろいろな立場の方の話を伺いますと、やはり学校として恥をかきたくないとか自分の立場がどうであるとかというのが学校の立場あるいは教育委員会の立場。しかし、そういうことを言っている中で、子供が苦しむだけでございすから、調査のやり方だとか何かについては、謙虚にやはり文科省は受けとめて、少し質問書の内容も、今先生がおっしゃつていただいたようなこと、その他に九がつかないように、考えてみるということは今指示してございます。

○武正委員 きんのう私もテレビを拝見しました。都道府県教育委員会に言うことはできるとぼろつと云つておられました、指示をしているということ、は、もう指示をしたということですか。

○伊吹国務大臣 私が指示をしたということは、都道府県教育委員会に出す調査書について少し考えてみる、調査書の書き方を考えてみるということ、を文部科学省の担当者に指示したということ、です。

申すまでもございせんが、先生はよく御存じだと思ひますが、指示権は一切文部科学大臣にはございせん。

○武正委員 この点は、この後ちよつとやりとりをしたいんですね。

さて、今のやりとりの中で、みんなが余り関心を持っていなかったというようなことをぼろつと言われたんですが、私はやはりそれは所管大臣としていかなものかというふうに思います。

国会は、いろいろな関心事項、外交、安全保障から経済その他、たくさん多岐にわたつておりますので、それぞれ所管委員会もありますし、ま

た、その時々に応じて、それぞれの公党が重視をする政策というのはやはり変化をしていく。ただ、一時このいじめ問題が大変な関心事となつて国会が取り組んだ、それが多分七、八年前のころかなというふうに出ております。それが証拠に、文科省もこのいじめに関する件数の調査の方法を変えている、ちよつとその時期に重なるわけでございます。

ですから、やはりそれは所管大臣あるいは所管省庁がしっかりとそれを見つけて、絶えずいじめに関する行政を改めていく、これが当然でありまして、それができていなかったことを国会あるいは世間の関心ということと言われるのはいかなものかというふうに出てくるわけでございます。

そこで、今の点でございますが、地方自治法、御案内だと思ひますが、二百四十五条の四の第一項に、それぞれの所管大臣は、この項目がございす。「その担任する事務に關し、普通地方公共

団体に對し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に關する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができ、これがあつて地教行法というものがあつて、文部科学大臣がそれぞれの普通地方公共団体に對して大変強い権限を持つてゐる。

重ねて、地教行法では、指導助言と言われますが、指導、助言、援助、これは四十八条一項。そして、三項では、都道府県教育委員会に對して指示。私は、指示というの強い権限だと思つています。都道府県教育委員会を通じてという仕組み、これが三項。一項は、直接地方公共団体に對して。市町村にも直接できるよというのが一項、三項は都道府県教育委員会を絡ませてという、この二つのやり方があるということは教育行政の一つ特徴だと思ひますが、地方自治法で、最初触れましたように、二百四十五条の四第

一項で、直接、助言してまた勧告、勧告というのは非常に強いと私は思ひます、資料の提出を求めることができるということです。

さらに、五十三条では、文科大臣、都道府県教育委員会は必要あるときは調査ができると。この調査権限というの、直接それぞれの市町村長、市町村に對してできるわけでございます。それがさつきの一番目の仕組みでございます。そして、第二項では、都道府県教育委員会を絡ませて指示ということでございます。五十四条二項では、文科大臣は報告の提出を求めることができる。

私は、地方自治法に加えて地教行法でもこういった強い権限があるというふうな認識をしておりますが、この点、指導助言しかできないんだというふうな文科大臣の相次ぐ答弁はいかなものかと思ひますが、御所見を伺いたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 法律構成にかかわることでございますので、委員長のお許しをいただいて、後ほど政府参考人から法律の条文は説明をさせたいと思ひますが、もう先生すべてわかつて質問しておられるから、ありていに言ひますと、今先生がおっしゃつた地方自治法による権限は、平成十一年まではきつと教育委員会に関する諸法の中にあつたんですよ。それを、地方分権の法律を通す中で、地方自治法へ移しちゃつたわけですね。

なぜ移したのかというのは、地方分権のためです。移したという立法府の基本的なそのときの立法意思を考えると、これは、今先生がこういう事態になつたからそういうことをおっしゃいます、では、今度その自治法の規定を發動して、私が内閣総理大臣にまず要請をして、内閣総理大臣が地方自治法にそのことを言つた場合に必ずここから起ることは、中央の国家権力の教育への介入だという反対論が必ず起ります。必ず起ります、それは、ですから、文部科学省の人間も、やはりそのあたりは非常に慎重に慎重に運営して

だからこそ、私自身も、何でもこんなことができな  
ないんだ、もつとしっかりやれということとは再三  
省内では言っておりますが、この十一年の地方分  
権法の改正法の趣旨からいいますと、やはり、か  
なりこの運用は慎重でなければならぬというの  
が私の考えです。

○武正委員 平成十一年は自民党政権のときの法  
律でございます。また、地方分権を進めるという  
ことは、伊吹大臣においてもやはり変わらない考  
えだというふうには私は理解をいたします。しか  
も、一括法の中で例えば教育長の承認事項などが  
外れたにしても、他の省庁と比べて、私のこの六  
年間の国会での感想ですが、警察行政と文部科学  
行政ほど中央集権的な行政はない、これが私の  
印象でございます。

しかも、それが二つのルートで、今言ったよう  
に、直接市町村長、市町村に指導、助言、勧告、  
援助ができるというルートと、間に都道府県教委  
を絡ませるルート、こつちは指示であります、二  
つのルートを持ちながら、やはり文部科学省の教  
育行政というのは、中央の意向が地方に大変しつ  
かりと伝わる、こういった仕組みになっている。  
例えば全国の市長会がそのことを認識して、  
だからこそ教育委員会を置く、置かない、これは  
選択制にしてほしい、こういう要望を出している  
わけでございます。

ですから、先ほど、首相にお願いして首相から  
やつてもらおうとか、国家統制に当たるのではない  
のかという疑問を生じるということでしたが、私  
は簡単なことを言っているのであつて、このよう  
に七年間いじめによる自殺者がゼロということが  
出ていて、それがなぜ文部科学省が、おかし  
な、もう一回調査をやり直しようよ、あるいは  
こういった形でどうなんだいということをこの間  
やつてこなかったのかということを描いている  
わけでございます。

今も、省内では命じたということでしたけれど  
も、私は、速やかに都道府県教委あるいはまた各  
市町村長に、それこそ調査を求めることができる

と地教法でもうたつていているわけですから、やは  
りこれだけ今関心のあるこのいじめの問題ある  
は未履修の問題、なぜ文部科学大臣が先頭に立  
って直接聞かないのか、あるいは都道府県教委に指  
示をしないのか、これは大変疑問であります、  
いかがでしょうか。

○伊吹国務大臣 私は、就任してから、これはお  
かしいと思つて、質問書の内容等を変えろとい  
うことを指示したわけですよ。

今までの歴代大臣も調査はしておるんですよ。  
調査はしておるんだけど、学校が結局教育委  
員会に、先生は感覚からいへば違う事実を報告し  
ているわけですよ。自殺の原因は多様でありま  
す、それは、だけれども、自分たちの学校が悪  
く思われない、あるいは自分たちの立場を守  
りたい。教育委員会がその報告をつかまされて、  
それを文部科学省はみんなもらつて、そのま  
まやつておるわけですよ。

だから、先ほど指示だとか指導だとかという言  
葉がありましたけれども、行政をやる立場からい  
いますと、それは、警察行政は、本部長の任命権  
は国家公安委員会にあるわけですよ。ところが、  
教育委員会の場合は教育長の承認権まで奪われ  
しまつていて、そういう状態で、調査  
をしていないんじゃないか、ちよつと私は困  
ると思つた。調査はしてあるんですよ。して  
いるんだけど、上がつてきた書類が、結局、  
教育委員会がだまされた書類をそのまま集計し  
て、だまされておるわけですよ、私から言へば、  
文部科学省がゼロという答えを国会にお出しした  
り公表しているということ。

だから、そのところに、これが本当なかも  
う一度チェックをしてみようとか、あるいは調査書  
を変えてみるとか、そういうことは大いにやるわ  
けで、文部科学大臣として就任して一カ月の私が  
先頭に立って何もしていないというような御発言  
は、やはりちよつと私は不本意ですね。

○武正委員 ぜひしていただきたいから、こうし  
て指摘をしておるんです。(伊吹国務大臣)それな

らそう言つて下さい。何もしていないというこ  
とは「と呼ぶ」いや、何もしていないということ  
は言っていない、議事録を見ただければわか  
ると思つた。

さて、今の御答弁ですと、学校長が虚偽の報告  
をしている、こういうふうな受けとめたんです  
が、そのとおりでしょうか。

○伊吹国務大臣 私は、わざわざ前に言葉を挟ん  
でおります。先生の感覚からいへばゼロとい  
うのがおかしいということであれば、これは学校長  
が必ずしも原因を正確に把握せずに教育委員会に  
出してきている。それを各教育委員会がそのま  
ま、調査をかけているんですから調査に対する報  
告として文科省へ持つてくる。その文科省はそれ  
を集計して、ゼロということをやっている。

だから、虚偽かどうかは、それは幾つもの要因  
があるわけですから、どの原因で自殺をしたかと  
かということ、見る人によつてみんな違いま  
す。しかし、先生がおかしいとおっしゃつたか  
ら、おかしいとおっしゃるから、先生の感覚から  
いへばと私は言っているわけです。

○武正委員 では、大臣はおかしいと思われま  
すか。

○伊吹国務大臣 私は、現実を見る限りおかし  
いと思つた。おかしいと思つたから、調査書の変  
更だとか何かを指示しているわけですよ。

○武正委員 おかしいと思う大臣からして、なぜ  
こうしてゼロというのが上がつてくるのか、その  
原因はなぜだと思つたか。

○伊吹国務大臣 ゼロが上がつてきたのは、それ  
は私が大臣のときじゃありませんから、どうい  
う理由で上がつてきたか、それは、私自身、過去の  
ことを推測してお答えすることはできませんけれ  
ども、大勢の人の意見を聞いてみて推測するに、  
先ほどから何度も申し上げているように、自分を  
よく見せたい、自分の学校は恥をかきたくない、  
そしてまた報告が上がつた教育委員会も、御党か  
ら田島先生でしたか質問があつたように、その教  
育長はかつて同じ仲間であつたとか、いろいろな

ことが複合的にあるでしょう。

しかし、私は、現実から見ると、このゼロとい  
う数字はやはり違うんじゃないかということ  
を言っているわけですよ、事務局に。であるからこ  
そ、先生がさつきおっしゃつていただいたよう  
に、調査書の書き方だとかなんかも少し変え  
て出せよということを示しているということ  
です。

○武正委員 伊吹大臣がおかしいと思われたその  
原因が、自分をよく見せたい、あるいは、そうし  
た教育委員会も報告を受けても、それを、その方  
がいい、問題ができるだけ発生しない方がいい、  
こういったことだと言いましたが、文部科学省の  
責任というのはあるんでしょうか。おかしいな  
と思われた、このゼロという数字が上がつてくるに  
ついての文部科学省の責任というものはいかが  
でしょうか。

○伊吹国務大臣 教育委員会の報告を、私は着任  
して一カ月しかおりませんけれども、私が見たつ  
て、それは大騒ぎになつたから後講釈的に私はお  
かしいよと言つていて、大臣はさういふよと  
みんなに言われるかも知れませんが、後講釈的  
に、私が見た、これだけ騒ぎになつて見ている立  
場から言つて、おかしい。それは、後講釈的に  
言へば、おかしいものを放置したのは責任はある  
でしょう。もう一度調査をかけなかつたか、先  
生がおつちやつていて、調査書を見直さな  
かつたかということがあるでしょう。

しかし、根本はやはり、責任を逃れて言つてい  
るわけじゃないんだけれども、今の法理からする  
と、余りにも現実離れした数字があるときに、各  
学校にまで手は入らないんですよ、文部科学省と  
しては。ですから、これは人事権があるとかある  
いは予算権があるとか、先ほど警察行政のこと  
をおつちやいましたけれども、県警本部長は国家公  
安委員長が任命する、実質は警察庁長官のところ  
で人事が決まつていくとかということによつて、  
ある程度の中央統制がある。しかし、同時に、地  
方自治体警察ですから、予算の大部分は地方に、

地方議会の議決を経て行われるという仕組みになつてゐるわけですね。

ですから、私は、文部科学省には、後講釈で言え、もう随分責任があると思ひます。それはもう全く責任がありますよ、こんな、事実と違つて私自身は思つてゐるから。しかし、私自身はそう思つてゐますが、多様な自殺の要因の中で、大臣が勝手に思ひ込んでゐることを言つてゐるけれども違つたという意見の人もあるかも知れないです。だから、そのときの報道の流れとか世論の流れの中で、一義的に私は、文科省の役人を責めるのはちよつと気の毒だと思ひながら、調査書を直せよとか、ここはちよつとなくちゃだめだ、今まで何でもこんなことほつておいたんだと総じて言へば、先生と同じ気持ちを持つてゐるということですよ。

○武正委員 文科省に、そうしたゼロという答えが上がつてくる方が都合がいいということが、もしかしたらあつたかもしれないと思ひます。つまり、文科行政からすれば、あれだけ大騒ぎになつて、いじめ問題に文科省が取り組んだ。さあ、調査しましたら、いじめによる自殺者ゼロ。これは文科省の責任を問われなくて済むな、文科行政うまくいつてゐるな、こういうことで、それを許してゐたことがあつたのではないかなというふうに、もしかしたらあるかもしれない。これは指摘をさせていただきます。

改めて、先ほど触れたように、地方自治法では、大臣は、地方公共団体の事務の運営その他事項について適切と認める技術的な助言もしくは勧告、そしてまた資料の提出を求めることができるんですよ。そしてまた、地教法では、繰り返しありますが、指導、助言、援助を直接地方自治体と与える、あるいは、五十四条の二項では報告の提出を直接求めることができるんですよ。

ですから、私は、こうした権限があるんだから、もう就任されて一カ月でございます、これだけ大きな問題になつてゐますから、文科省内での指示ではなくて、やはり直接、大臣として与えら

れた権能を發揮して、地方自治体あるいは都道府県教委、そこに資料提出、あるいは調査を速やかに行ふべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○伊吹国務大臣 先生もやはり野党の中の政治家としてかなり経験を積んでおられるからよく御存じだと思ひますが、この地方自治法による措置命令権というものが今まで発動された事例がございますか。一度もありませんよ。そして、この発動の条件は、各所管の国務大臣から内閣総理大臣に要請をして、内閣総理大臣が発動するんですよ。ですから、このことの発動はやはり、権限があるからといつて、なるほどいじめの問題の調査には有効かも知れませんが。しかし、そのことを発動した途端に、そのことから起こるいろいろなマインスマ面がたくさんあります。これは地方分権の趣旨とどういふ関係になるのか、あるいは国の教育統制その他についてどういふ御批判をこうむるのか。それをやはり、権限、権力というものを持つてゐる者は副作用が生ずるということを恐れながら、きゆうきゆうとして、この太刀を抜かないからこそ値打ちがあるんですよ。

ですから、今持つてゐる法律の中の調査あるいは助言その他の権限を使つてゐるわけでして、これは、先生を含め野党すべてが、この権限の太刀を抜いていいという国会の御意思があるのならともかく、私はそういうことはやるべきじゃないと思ひます。

○武正委員 同じように地教法にそうした項目があるわけですね。そして、先ほど言つたように、地教法で都道府県教育委員会に対して指示ができる、それから報告の提出を直接求めることができる。これも文科大臣が総理大臣を経由しないといけないことですか。

○伊吹国務大臣 いや、先生が地教法にあるとおつしやるから私は申し上げたわけです。ですから、権限をどこまで使うかについては、何事だつて長所と短所はあるんですよ。批判する方は短所のことだけ、これをやればこんないいことがあるよとおつしやるけれども、必ずそれに對

する反作用というのはあるんですよ。

だから、行政を預かつてゐる者は、副作用と効果、つまり、小泉改革だつて効果と副作用は必ずあるわけですね。批判する立場になれば、副作用だけの批判はできません。しかし効果が、だから、抗がん剤に副作用があるからといって抗がん剤を飲まないわけにはいかないわけですよ。抗がん剤を飲んだらその副作用を最小限に抑えるべきであつて、抗がん剤が有効じゃないよ、抗がん剤をやめてしまふよという議論にはやはりならないんですよ。

それがやはり行政を預かつてゐる者のつらいところであり、現実的な判断の中でやつてゐることですから、先生のお気には染まないと申しますけれども、十分スピード感を持つて、先生の御期待に沿えるように私は私なりに頑張ります。

○武正委員 そうであれば、きのうもテレビで発言されてゐるように、都道府県教育委員会に対して指示、これは速やかに行つていただきたいというふうにお願ひをしておきます。

さて、ちよつとこのいじめ問題で時間を費やしてしまひましたが、お手元の方に資料を御用意しております。三ページ目、ごらんをいただきたいと思ひます。

先ほど触れたように、民主党案は職業教育ということをしっかりと項目で打ち立てております。民主党案は、十四条、職業教育、「何人も、学校教育と社会教育を通じて、勤労の尊さを学び、職業に対する素養と能力を修得するための職業教育を受ける権利を有する。国及び地方公共団体は、職業教育の振興に努めなければならない。」

一方、政府案は、第二条一項二号で、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養ふとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度で養ふこと」ということで、この間、当委員会では、この職業教育について尋ねると、政府からは、職場体験をキャリア・スタート・ウィークとして実施とか、スーパー専門高校、専門高校などにお

ける日本版デュアルシステム推進事業の施策を実施などが答弁で出てくるばかりでございますが、私は、先ほど冒頭触れたように、安倍内閣が、再チャレンジ、しかもニート、フリーター対策を掲げるのであれば、この教育基本法改正で、それこそ職業教育を条文にまでやはり打ち立てるべきではなかったのかなというふうに思つてゐるわけでございます。

そこで、まず、学校におけるスクールカウンセラーについて、その実態について伺わせていただきます。

スクールカウンセラーが、全国の一万校の中学校に配置をということで、今四千四百四十人、スクールカウンセラーに準ずる者が千八百八十一人、平成十七年度五千三百二十一人配置をされております。スクールカウンセラー四千四百四十人のうち、臨床心理士の資格を持つ者が三千七百四十五人、九六％ということでございますが、ただ、この臨床心理士のスクールカウンセラーについて、やはり現場の教師からすると、満足度という点ではまだまだという点も指摘をされてゐるわけでございます。

スクールカウンセラー養成プロジェクト代表、都留文科大心理学臨床教室河村研究室の協力での平成十四年十月から四十七都道府県、一万四千人の調査によりますと、ニーズと満足度の乖離というところで、一番乖離が大きいのは、学校組織へのコンサルテーション、学校組織に対する助言ですね。二番目、暴力などの反社会的行動をする子供の問題。三番、外部の専門機関と連携するための窓口としての機能。四番、児童生徒及び保護者に対する講話、話をする。五番目が、良好な人間関係のある学級集団の育成の仕方、あるいはLD、ADHDの子供の問題ということ、やはり現行のスクールカウンセラー、まだまだ現場の教師からすると満足感が満たないところがあるよ、こういった調査でございます。

まず、文科大臣にこのスクールカウンセラーについてお話を聞きたかつたんですが、ちよつとい

じめで時間を要しておりますので、この点は、文科大臣へのやりとりはまた後にさせていただきます。財務省、副大臣でございますか、お見えいただいておりますので、お手元のこの資料、三ページでございますね、これは財務省がつくられた資料というふうに聞いております。財務省が平成十六年六月公表された予算執行調査、スクールカウンセラーについての調査を財務省がされております。これをお手元に資料としてお配りしておりますので、ごらんをいただきたいんですが、三ページ目でございます。

ちょうど②の真ん中をごらんいただきますと、平成十三年と十四年度の各校当たりの問題行動件数の減少率についての比較というのが、まず一番上に表がございます。この表を比べると、スクールカウンセラーのみを配置する自治体は、配置校、未配置校、その減少率は余り変化がないのに対して、準ずる者を全体の三割以上配置する自治体は、配置校は三割減、未配置校は一七％減ということで、差が出ております。あるいはまた、その次は、それぞれのその配置率と減少率との相関関係。それで、一番下の表が、調査研究内容をどの程度活用しているか。都道府県内の他校との情報提供割合は一割にとどまっている。

こういった指摘を財務省がしまして、右側に提言として、例外的位置づけとされているスクールカウンセラーに準ずる者、すなわち臨床心理士以外、もっと拡大すべきではないのか、あるいはまた、配置先でとどまっている情報をもっと活用すべきではないのか、こういったことを挙げているわけでございますが、これについて、財務副大臣、この点、間違いないのかどうか、そしてまた、こうした指摘を行って、その後どのようなやりとりを文科省とされているのかを伺いたいと思います。

○田中副大臣 お答えをいたしたいと思います。今委員の御指摘のとおり、私も財務省が調査を行いましたところ、資料に示されたとおりの内容になったところでございます。

もう既に委員御存じのとおり、スクールカウンセラーの制度については、極めて私たちは、いじめの問題であつたり不登校の問題等について効果がある、このように認識をしております。重点的に取り組んできたところでございます。

数字の上でも、お話をしましたように、平成七年の三億円から今日は十八年四十二億円まで拡充をしてきておりますし、お話をしましたように、当初は百五十四校であつたものが一万校、すべての中学校を対象にできておりまして、我々はその効果を大変重く受けとめてきたところでございます。

確かに、この数字を見ると、準ずる者の方が数字が高かったり、また、三割以上準ずる者がいる自治体が三〇・四という数字になっておりまして、極めて私もこれを見ていろいろと考えるところ大でございました。少し考えれば、程度の重い学校にいろいろとカウンセラーが行つていたり、いろいろなことがあつて、最初からハードルが高いところの数字が十分あらわれていないのかな、こういう思いもするわけでございます。が、委員のおっしゃっていることは私はごもっともだ、このように思っております。

私たちは、今まで、準ずる者の数字を、文科省さんは三割という数字で置いておられましたけれども、もう少し拡大してみたらどうだろうか、こういうふうなお話をいたしまして、私が仄聞するところ、四割まで拡大をされた、このように承っております。

以上でございます。

○武正委員 先ほど触れたように、五千人で千人です。まだ二割にとどまっている、平成十七年度ですね、私は承知をしているわけでございます。やはりもっともつと拡大をしていくべきだということ、財務省からの指摘があつたわけでございます。

そして、きょうは厚労省もお見えでございますが、政務官に伺いたいと思いますが、厚労省もこの職業教育の充実ということで就職のミスマッチ

を解消しようと、希望するところになかなか就職できない、あるいは仕事を見つけないにもミスマッチがあるということ、第七次職業能力開発基本計画でキャリアコンサルティングというのを打ち上げて、総合雇用対策、平成十三年九月二十日策定で、「五年間で五万人程度のキャリア・カウンセラーの養成を目指す」、こういうふううにうたっているわけでございますが、このキャリア・コンサルティングについて、カウンセラーについて

は、今三万六千人、こととして五万人の目標に達しなさいけないんですが、現行三万六千人ということ、まだちょっとなかなか難しいかなということも伺っておりますし、あわせて、キャリア・コンサルティングの資格を取るキャリア形成促進助成金、これは当初厚労省さんは四億円つけたんですが、初年度三千万円、二年度目、八億六千万円つけたんですが、六千万円ということ、今八千万円のそうした助成金になってしまっているわけでございます。

それこそ、厚労省さんがキャリア・カウンセラー育成ということで旗を振りながら、なかなかそれがまだまだ道半ばである、こういうことを言わざるを得ないわけなんです。その理由は、文科省さんと厚労省さんの連携が実はされていない、この職業教育について、わかりやすく言うと、学校までは文科省、学校を出たら厚労省、でも、今やもう、学校を卒業して就職して、もう一回また学校に戻ってから就職するとか、非常に複雑な就職への過程をたどっておりますので、文科省、厚労省の連携が欠かれないというふうに思うわけなんです。

ちよつと時間の関係もありまして、政務官に伺いたいんですが、キャリア・コンサルティング研究会というのがあるというふうに伺いました。委員十八名で構成されておりますが、この人選、どのように入選を行っているのか。特に私は文科省との連携が欠かれないと思うんですが、例えば文科省にその人選をお願いしたり、例えば十八名ですから、半々、文科省と一緒にやっていたり、そう

いったことをしているのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○菅原大臣政務官 委員御指摘の、キャリア・コンサルティング、五年間で五万人というこの計画、過去四年間、三万六千人の実績を上げてまいりました。その数からいうと、年度末までには四万八千ぐらいになるのかなと計算上では計算できるわけでございますが、さらに年度末に向けてしつかり頑張っていきたいと思っております。

御質問の、このキャリア・コンサルティングの研究会のいわば観点、そしてまた人選の方法ということでございますけれども、キャリア・コンサルティング研究会は、平成十三年に、キャリア・コンサルティングを担う人材養成の拡大等を目的といたしまして、この分野の学識者を中心に設置をいたしました。しかし、それだけではまだまだ足りないという御議論がございまして、現在、学識経験者以外にも、労使あるいは実務家の方にも御参加をいただき、この普及促進や専門性の向上に向けて御議論をいただいているところでございます。

御指摘のありました厚労省と文部科学省との連携につきましては、現実問題、この研究会あるいはその下部の研究会におきまして、文部科学省からオブザーバーとして、あるいは推薦をいただいて、委員を募り、そうした方々にも積極的に御意見をいただいております。

いずれにいたしましても、文部科学省と厚生労働省、さらに提携を深めて、この趣旨に沿うべく努めていきたい、このように思っております。

○武正委員 具体的な人数を伺いたいんですが、キャリア・コンサルティング研究会、十八名の委員中何名が文科省の推薦として委員になつておられるのか。あるいは、キャリア・コンサルティング普及促進委員会、委員十五名中何名が文科省の委員として推薦をいただいているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○菅原大臣政務官 お答えをいたします。まず、キャリア・コンサルティング研究会の方に

つきましては、文部科学省からの推薦、筑波大学の特任教授一名でございます。あわせて、オプザバーとして当然文部科学省からもおいでいただいております。

また、キャリアコンサルタント資質確保体制整備委員会につきましては、これは文部科学省からは御推薦いただいておりますが、オプザバーとしてやはり役所の方からもお越しをいただいで、議論を重ねていこうでございます。

○武正委員 事前に事務方から聞いたら、キャリアアコンサルティング普及促進委員会には、鹿嶋千葉商科大学教授一名、これは文科省から推薦いただいたんだというふうに聞いておりますが、いずれにせよ、十八名中一名、十五名中一名ということで、私は、もともと文科省さんが積極的に、厚生労働省さんがやっておられる、キャリアアコンサルティングということで就職のミスマッチを解消しようというこの研究会に、もともとたくさん入っていた方がいんじゃないかなというふうに思っています。

何うところでは、何か、文科省さんをお願いをしたんだけど、どうも余り色よい返事がなくて、一名もしくはゼロということになったというふうに向っているんですが、これは詳細は文科大臣も余り御存じないというふうに思います。やはりこうした点が、実は省をまたいだ職業教育、それこそ雇用のミスマッチ、あるいはこれから二ト、フリーター対策にとつて大変欠かせないというふうに考えるわけでございます。

そこで、文科省さんが進路指導主事という、これは学教法施行規則五十二条の三で置いておられるわけでございますが、今現在、平成十七年、中学校で九千六百六十二名、高等学校で四千四百九十二名おりますけれども、この進路指導主事の在任期間を調べてみますと、平成十六年度で、中学校で一年目の進路指導主事が三五・六％、高校で二〇・六％、二年から三年在任をしている進路指導主事が中学校三四％、高等学校で三五％ということで、三年以内という進路指導主事としての在

任期間が中学校で約七割、高校で五五％ということなんです。

まず、大臣にちよつと伺いたいんですが、就職の七五三というのはお聞きになったことはございますか。ちよつと今、七五三のシーズンでございますので、伺いたいと思います。

○伊吹国務大臣 いや、存じません。教えてください。

○武正委員 中学、高校、大学を卒業して三年以内に就職する方の割合が、七割、五割、三割、これを就職の七五三と言われるそうでございます。すなわち、学校のときに、この会社に行こうというところで、中学であれば進路指導主事の指導も受けたでしょう、あるいは高校でもいろいろ学校でセミナーがあったりして選んだその就職が、三年以内に就職する割合が、七割、五割、三割というところでございます。これは、やはり学校における進路指導あるいは職業教育がまだまだ不十分であるということだというふうに思っています。

そうした意味で、先ほどの進路指導主事は私は大事だと思っておりますけれども、在任期間が短いんですね。三年以内が七割とか五五％じゃなくて、それこそもうちよつとさちつと進路指導主事として勤められるようにすべきではないのかなというふうに思っています。この就職の七五三も踏まえて、中学校、高校における進路指導主事の在任期間について、大臣としての御所見を伺います。

○伊吹国務大臣 ちよつと教えていただきたい。よくわからないんですが、三年以内に就職するものが七割、何が五割、何は三割なんでしょう。それがよくわからない。

例えば、大学を出て就職した人で三年以内にやめる人は何割とか、高校を出て何割とか、中学を出て三割とか、そういうことですか。

○武正委員 もう一度説明をいたしますと、中学を卒業して就職をした方の七割が三年以内に会社をやめている、高校を卒業して就職した人の五割が三年以内にその最初の就職先をやめている、大学を卒業して三年以内に三割がやめているという

ことでございます。

○伊吹国務大臣 よくわかりました。

今先生おっしゃった、中学で七割、高校で五割、大学で三割という就職は、進路指導が適切じゃなかったからやめた人も入っているでしょう。しかし、同時に、就職をしたけれども自分でも新しいビジネスをやりたいという人も入るでしょうし、また、もう一度学校へ戻りたいという人も入ると思います。いろいろ個人的な事情があると思います。

しかし、おっしゃっているように、進路指導主事というのは、言うならば学校全体として、自分たちの預かっている個々の生徒の進路を適切に指導していくまともをするような方ですから、できるだけやはり手なれた人がいいといえば、私はそれは間違いないと思います。

しかし、先ほど来申し上げているように、学校の人事権がございませんので、文部科学省には。ですから、指導主事については、やはり手なれた人をしてできるだけ長く置いてもらいたいというううな、今先生がおっしゃっておる指導というんですか、要請というのか、そういうことはやれないことはありませんから、今の御意見は受けとめさせていただきます。

○武正委員 進路指導主事について、この六年間ほど文科省さんとやりとりしているんですが、まずその実態把握をされていないことに驚くんです。今言った、在任期間が三年以内だ、中学校七割、あるいは五五％という数字も、財団法人日本進路指導協会の数字でございます。

先ほど来、調査の話あるいは主事の話がございいます。やはり、子供たちの就職あるいは再チャレンジ、これを掲げておられますので、ぜひ、今、現行法で認められている進路指導主事、これを遺憾なく活用していただきたいというふうに思うわけでございます。

そのときも、進路指導主事についてというペーパーもいただいたんですが、その出典は、昭和五十二年、文部省、中学校・高等学校進路指導の手

引、進路指導主事編ということで、つまり三十年間、この中学校・高等学校進路指導の手引が、新しいものが出ていないんですよ。この分野が非常に弱いというふうな、残念ながら言わざるを得ないんです。

これは、速やかに現行に合わせて、先ほど大臣が言われたように、現行、産業構造も含めて非常に変わっております。あるいは、子供たちの意識も。やはり、この中学校・高等学校進路指導の手引をいち早く、三十年間そのままではなく、つくり直すべきだと私は思いますが、この点はいかがでしょうか。

○伊吹国務大臣 ちよつと、私も細かな進路指導の、今の、五十二年から変わっていないというものの内容がどういうものか、まことに申しわけありませんが読んだことがございませんので、先生の御指摘を受けて、帰つてみまして、目を通してみたいと思います。

○武正委員 そこで、専門高校の現状と課題についても触れたかったんですが、先ほど少し触れたスーパー専門高校、あるいは日本版デュアルシステム、これを行っていますよということで、この委員会では答弁があります、職業教育について聞きます。

ただ、スーパー専門高校も、四年目を経て予算が二億円ということでございますし、日本版デュアルシステムに至っては、当初一億一千万円だった予算が、こしは八千万円に減額をされているというところもありまして、職業教育あるいは専門高校の充実強化、こういったところが、やっているよという割には、あるいは、職場体験五日間、中学校で義務づけているよといった割には、予算面などでもやはり後退をしている。

これは、教育基本法改正案にきちつと条文として職業教育というものを入れているかないと、大臣が言われるように法治国家ですから、法律、条文に基づいて行政は仕事をし予算をつけていきますので、私は、やはりここが民主党と比べて残念ながら弱いな、こういうふうに行わざるを得ない

点でございます。

そこで、資料でごらんをいただきたいんですが、これは、資料の四、五、六、七に、NPO日本教育カウンセラー協会というところが、「教育カウンセラーの配置に関する趣旨」ということでペーパーをつくっております。五ページ目をご覧いただきたいと思いますが、ここに、「子どもたちに提供するもの」という、グラフという表がございます。

先ほど来話が出ておりますスクールカウンセラーというのは、臨床心理士が九六％ということで、いわゆる対症療法ということだと思います。一番右側の、問題を抱えた子供たちに対する対応ということが主になってまいります。これは、アメリカで発達したガイダンスカウンセリング、発達心理学あるいは教育心理学ということであると、やはり、一番最初の一番、まずすべての子供たちに対して、それこそ文科省さんの言う生きる力、将来どんな職業につくのか、そうした進路、こうしたことも含めて、きちつとカウンセリングを行っていく必要がある、このように私は考えております。過去、民主党は二度、ガイダンスカウンセラー法案ということで法案を提出してまいりました。

これは、民主党の日本国教育基本法第十四条の趣旨に沿ったものでございます。内容は、学校教育法を改正して、「専門相談員は、専門的知識をもつて、教諭、養護教諭等と連携して、児童の心理相談又は進路相談に応じ、指導及び助言を行う。」これは、二十八条二項、栄養教諭の下に加えるということでございます。

理由といたしましては、「小学校、中学校、高等学校等において、いじめや不登校等の問題等に対応するとともに、児童、生徒等が適切な職業選択その他の進路決定を行うための指導ができるようにするため、専門的知識をもつて、教諭、養護教諭等と連携して、児童、生徒等の心理相談又は進路相談に応じ、指導及び助言を行う専門相談員を置くことができるようにする必要がある。」ため

ということでございます。

こうしたスクールカウンセラーに加えて、やはり進路相談というところでこうした専門相談員を置くという考えについて、まずは文部科学大臣、そしてまた官房長官、それぞれ現在の進路指導あるいは職業教育への取り組み、あるいは先ほどお話しがありました、厚労省さんと文科省さんとのそうしたある面引張り合い、こうしたことも踏まえて、こうした専門家を置くということについての御所見を伺いたいと思います。

○伊吹国務大臣 先生が御指摘になりましたように、現在、中学校と高等学校には進路指導を行うための進路指導主事というものを法定上義務づけしております。これは学校の教員がこれに当たっているわけですが、その期間が長い短いの先ほど御指摘がありました。これはよく受けとめておきたいと思っております。

同時に、教員以外の人をここのように入れていくかは、まずはやはり教員のOBとか職業の実績のある人とかいろいろな人を、アドバイザー役というんでしょうか、運用の妙を得てやりますやってみて、効果があるということであれば法的な義務づけに進むというのが順序じゃないかと思っております。

それから、文部科学省と厚生労働省との間にどういうやりとりがあったのか私はよくまだ存じませんが、先生のおっしゃっているようなことであれば、お互いによく話し合って、カバーできる範囲はカバーし合ってやっていったらいいと思えますから、余りセクシヨナリズムにならずにやらせるのが我々議院内閣制に入っている者の責務でございますので、それはよくわきまえておきたいと思っております。

○塩崎国務大臣 今、伊吹大臣の方から、中学、高校で教員を充てて進路指導をやらせている、こういうことで現行制度が成り立っているわけですが、先生が法改正案を出しておられることはよくわかっていらっしゃるでございます。今、教員を充てていることに加えて、各地方公

共団体などがキャリアアカウンセラーなどをこの任に充てるといふこともやっているとあります。が、とりあえず、今のところ、政府として先生御提案のような形での法改正は考えておりませんけれども、先生御指摘のポイントは非常に重要であつて、キャリアをどう、みずから築き上げるために相談をする人がいてくれるかということは大事だろつと思つたので、そういう点について工夫をやつていきたい、このように考えております。

○武正委員 効果があつたという文科大臣のお話ですが、先ほどの財務省の総括調査票にあるように、いわゆるスクールカウンセラーに準ずる者、これによる効果がある、こういったこともありますので、ぜひこうした臨床心理士以外、そしてまた今盛んに、問題が起きてからじゃない、問題の前に対応しようという、そうした動きも教育関係者の間に進んでおりますので、キャリアアカウンセラー、キャリアアカウンセリングという点もぜひ取り入れていくべきだということを指摘させていただきます。

最後に、お手元に、七ページの資料でございますが、これは私の選挙区でもあるさいたま市の小中学校で、人間関係プログラムというのを行つていふ、ロールプレーですね。こういったことを何で学校でやらなきゃいけないのとお話があるんですが、ここを見ていただくと、「週末遊ぶつもりで買ったゲームソフトを、先輩から貸してほしいと言われた場合」に、どういふふうに対応したらいいか、これはロールプレーでやるわけですね。

ここに書いてありますが、「①状況をよく把握し、②自分の感情や考えをまとめ、③円滑に意思を伝えるための代案を示し、④トラブルなく関係を築く、という「四段階法」を念頭に置きながら授業を進む。」と。

こういったことをしなきゃいけないのかという御指摘もありますが、これは総合的学習でやつていふようではありますが、ただ、やはり先ほどの

キャリアアカウンセラーの皆さんによれば、こういったこともしつかりと、私はキャリアアカウンセラーは教諭の方がやつていいと思つておりますので、教諭の方がきちつとそうしたことを学ぶことによって、特別の時間だけでなくもこういった対応ができるようにしていくべきではないかということも付言して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○森山委員長 次に、西村智奈美君。

○西村(智)委員 民主党の西村智奈美でございます。

この教育基本法に関する特別委員会、前通常国会から数えまして、参考人質疑も含めてですけれども、四回目の質問に立たせていただくことになりました。まだまだ、実は、私自身は政府案に関する逐条の審査もできておりませんので、きょうは、これからということ、具体的に少し入っていくかと思つております。まだ実は、内容的あるいは手続的にも積み残したことはたくさんあるんですけれども、またそれは同僚の委員、そしてまた後日機会をいただいて質問をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

さて、まずは、いろいろあるんですけれども、教育の機会均等という点から、第四条について伺つていきたいと思つております。これは自民党の鳩山邦夫議員が六月にも質問をされておられますけれども、障害児の教育についてであります。

私が条文を拝見しております、第四条の第二項、「障害のある者」ということで特別に抜き出して規定をされておるわけでありまして、なぜこれは特出しされたのか。中教審の答申が、「障害のある子どもなど教育を行う上で特別の支援を必要とする者に対して、その必要に応じ、より配慮された教育が行われる」というふうにしてある関連かというふうにも思つたんですけれども、それであれば、「障害のある子どもなど」ということになつていふわけですから、ここはきちんと、その

中教審の答申どおり記載されてもよかったのではないかと思いますけれども、あえてここが「障害のある者」ということで特別規定になった、その理由を伺います。

〔委員長退席、河村（建）委員長代理着席〕

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

法案第四条第二項の新設の趣旨についてのお尋ねでございますけれども、この趣旨は、障害のある者に対して、障害の状態に応じて、より配慮された教育が行われるよう、国や地方公共団体が積極的に必要な支援を講ずる旨、規定してあるところでございます。

御指摘のように、中央教育審議会におきましては、「障害のある子どもなど教育を行う上で特別の支援を必要とする者」と述べられておるところでございます。子供のみならず、障害に応じて特別な支援が必要とする者という意味で「障害のある者」と規定しておるところでございます。

○西村（智）委員 特別に抜き出されたことの理由、明快なお答えはなかったというふうに思います。この点について重ねて伺いをいたしたいのと、それから、今、能力に応じた教育とおっしゃいましたでしょうか、「能力に応じた教育」ということとこの条文のとおりであるわけなんですけれども、これは現行法の「能力に応ずる教育」と何が異なるのでしょうか。その意味が変わるのか、変わらないのか。「能力に応じた教育」、それから「能力に応ずる教育」、これは多少ニュアンスが違うのではないかと思っております。

つまり、「能力に応ずる教育」と申しますと、個々人の能力には違いがある、それを前提にして、その発達を保障するために必要な教育を提供する、提供しなければならぬ、そういうことを意味するものとして理解されてきたと承知をしておりますけれども、「応じた」と変えた理由、あわせて伺いたいと思います。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたのは、中央教育審議会の答申では、障害のある子供など教育を行う上で特別な支援を必要とする者、こういうふうにかきかれています。これは、子供たちの権利を保障し、その発達を促進するために必要な教育を提供する、提供しなければならぬ、そういうことを意味するものとして理解されてきたと承知をしておりますけれども、「応じた」と変えた理由、あわせて伺いたいと思います。

別な支援を必要とする者、こういうふうにかきかれています。これは、子供たちの権利を保障し、その発達を促進するために必要な教育を提供する、提供しなければならぬ、そういうことを意味するものとして理解されてきたと承知をしておりますけれども、「応じた」と変えた理由、あわせて伺いたいと思います。

それから二つ目は、「能力に応ずる」と「能力に応じた」と変更した理由についてのお尋ねでございますけれども、これは法制的な面から近時の立法例に倣ったものでございまして、「その能力に応ずる」と「その能力に応じた」は同じ意味でございます。

○西村（智）委員 意味は同じだということで確認してよろしいですね。先ほど私が申し上げたとおりの「能力に応ずる教育」、能力の発達の必要に応ずる教育である、同じ意味だということに理解してよろしいですね。確認をしたいと思っております。

○田中政府参考人 「能力に応ずる」とは、その教育を受けるに必要な能力を有しているということでございます。

○西村（智）委員 まあ、このところは非常に微妙な言い回しで、文言を合わせるということであったと今御答弁ありましたけれども、意味が変わらないのであれば、文言もそんなに変わる必要はなかったんじゃないか、私はそういうふうに考えております。

このところは、国際的な流れになっております、いわゆるインクルージョン、今社会科学の分野では、ソーシャルインクルージョン、社会的包摂という言葉が一つのキーワードになっておるようでありまして、障害児者の教育についても、インクルージョン教育ということで、世界的な主流になっております。子どもの権利条約、これは政府的になじまないということであれば、児童の権利条約と呼んでいただいても構いませんけれども、その第二条では、既に障害による差別の禁止を導入しております。

ですので、このところは、障害を特出しにすることよりも、例えば第四条の第一項「人種、信条、性別」、この後に障害などというふうに入れ

まして、特出しにする必要はなかったのではないかと。これは、子どもの権利条約を批准したときに当然入れるべきものだったというふうに私は思うんですけれども、そのあたりについてはどのような御見解でしょうか。

○田中政府参考人 法案第四条一項におきましては、法のものとの平等あるいは教育を受ける権利を保障するため、すべての国民がひとしく教育の機会を与えられ、教育上差別されない旨を規定しておるところでございます。このような趣旨にかんがみれば、ここに障害を規定することなく障害の有無による差別も許されないものと解しておるところでございまして、今回の改正に当たりましては、二項によりまして、特に国、地方公共団体が、積極的にそういう必要な支援を講ずる必要があるということを書かせていただいたところでございまして。

○西村（智）委員 これは善意に解釈してよろしいんです、そのように、御答弁どおりに。大臣、いかがですか。

○伊吹国務大臣 結構だと思います。

○西村（智）委員 鳩山邦夫委員の質問に対して、これは当時の小坂文部科学大臣でありますけれども、「児童生徒の就学先の決定については、保護者等の意見をこれまでに十分に聞くようにしていく方向で積極的に検討をしてまいります」というか、あるいは「障害のある子供とない子供の交流及び共同学習ということに一層の推進を図ってまいらる所存でございます」というふうにお答えになっておられます。これはどういうふうに解したらよろしいのでしょうか。

つまり、国連の子どもの権利委員会から、この間、日本はインクルーシブ教育を早期に実現するようにというところで、何度となく勧告を受けております。この答弁がこの国連の子どもの権利委員会の勧告に沿った答弁である、そしてまた法案も同様である、そういう理解なのでしょいか。

○田中政府参考人 児童の権利条約に基づきまして児童の権利委員会が設けられておまして、こ

こが児童の権利条約に関するフォローアップをされておるわけでございますけれども、その中で、教育、これは余暇・文化活動というのを書いておりますけれども、教育及び余暇・文化活動において、障害がある児童の統合をさらに促進することというような勧告も出されておるところでございます。

これを踏まえまして、文部科学省におきましては、小学校や中学校において、障害のある子供、障害のない子供の交流の機会を設け、積極的にこういう交流をするということを促進するために、学習指導要領上もそのような文言を設けますとともに、この児童の権利委員会に対しても、そのようなお答えをしておるところでございます。

○西村（智）委員 子どもの権利委員会にそのような報告を出しているというのは、一体いつの報告ででしょうか。

○田中政府参考人 平成十七年三月一日現在で、このような報告を出していると承知しております。

○西村（智）委員 政府の報告を子どもの権利委員会がどのように受けとめているか、それについては、またそちらの方の評価を待たなければなりませんけれども、私は、率直に申し上げて、日本のインクルーシブ教育というのはかなり立ち上がっているというふうに言わなければいけないのではないかと思っております。

実際、この答弁にもありますとおり、例えば、障害のある子供とない子供の交流及び共同学習ということに一層の推進を図っていくというふうにお答えしておりますけれども、実際に交流とか共同学習がどういっている状態の中で一年に一度か二度、何か学校の行事などがあつたときに交流の機会を持つということにしかかかっていない、これが多くの教育の現場での実態ではないかと思

す。そういった交流教育というような機会が少ないということ、これは、いわゆる知的障害者の施

設入所率の国際比較にも、随分と、ある種はつきりと反映されておりまして、例えば、先進国、スウェーデン、アメリカ、イギリスなどと比べますと、日本の知的障害者十万人当たりの施設入所率はこの間ずっとふえてきていて、ほかの諸国は減っているにもかかわらずあります。

また、一部には、そういった障害児者とのインクルージョン教育が学力の低下につながるのではないかなという指摘があるわけでありましてけれども、OECD諸国のPIISA調査などを見ますと、実際には、統合教育、インクルージョンが積極的に行われている国の方が、言ってみれば学力は確保されているというようになっていくわけでありまして。

もつとこのところは、はつきりとインクルージョン教育を推進していく、その方針を明確に示すべきではないか。この条文をもう少し詳しく読み込んでいけばそういうふうになるんだとおっしゃるのかもしれないけれども、このところは、国際的な流れにやささか逆行しているのではないかなというふうに思いますが、見解を伺います。

○田中政府参考人 教育基本法の規定は教育全体を通ずるものでございますので、そういう学校における措置も含めまして、教育基本法では、全体として、障害のある者が必要に応じてそういう特別な支援が受けられるようにするという旨を規定させていただいておりますのでございます。

○西村(智)委員 いや、何もお答えになっていないと思うんですけども。

大臣、いかがでしょうか。日本のインクルージョン教育、ここですっかりと進めていくためにも、今回の教育基本法の審議はより慎重であるべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○伊吹国務大臣 今回の教育基本法の審議は、より慎重であるのではなくて、より積極的にあるべきだと私は思います。

それで、先生が今御質問になっている子どもの

権利委員会との関係でいえば、小坂さんがいろいろ答弁をして、そしてその答弁を受けて、保護者の意見を十分聞かねばならないというのが現行の学校教育法の政令からやはり抜けておりますので、それをつけ加えるように今準備をさせております。

それから、今の、国や地方公共団体が積極的に必要な支援を講ずる旨を四条二項に書いているわけですが、これは財政その他の措置のことを書いているわけで、先生がおっしゃった、いろいろなことは教育基本法に書くのがいいという先生のようなお考えもあるでしょうし、この法律で、四条二項等を踏まえて、福祉の部分も含んでおりますから、各法律においてこれを整備していくかどうかは、これは立法技術、立法政策上の問題だと思います。

○西村(智)委員 それでは、第四条の第二項、お伺いをいたしますけれども、「その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう」とあります。その「障害の状態に応じ」とは、一体どういう意味でしょうか。

○田中政府参考人 お答えを申し上げます。

「その障害の状態に応じ」ということは、まさに、その教育を受ける段階にあつて、その子供のあるいは大人の有しておる障害の状況でございます。

○西村(智)委員 「その障害の状態に応じ」という少し説明していただけますか。これをここに入れたというところは、理由があるわけですね。一体どういう意味ですか。どういう理由で入れたんですか。

○田中政府参考人 お答えを申し上げます。

まさに、その障害の状態に応じて特別な支援が必要であるかどうか、したがって、障害があつてもほとんど支援の要らない方もいらっしゃるかも知れませんが、障害の状況に応じて必要な支援を講じよう、そういう意味でございます。

○西村(智)委員 それでしたら、これはなくても

通じるのではないですか。仮に「障害のある者が十分な教育を受けられるよう」であつても、何も問題はなと思いますけれども、重ねて伺います。

○田中政府参考人 その障害の状況に応じというのは、その障害というのは、それぞれ一人一人の状態が違つてございまして、それぞれきめ細かな配慮をするという意味でございます。

○西村(智)委員 小坂大臣の答弁も読んでおりまして、障害のある子供とない子供の交流及び共同学習ですとか、就学先の決定については保護者の意見をこれまで以上に十分に聞いていく、これを小坂大臣はもしかしたらインクルージョン教育というふうにとらえておられるのかなというふうに思うわけなんです。もつとこの意味では、積極的に、もう少しインクルージョン教育というものが実現されるのだという答弁があるのであれば私は納得をするんですけども、ちよつと今のお答えですと難しい。インクルージョン教育が逆に後退するおそれがあるのではないかとことを私は強く懸念いたします。

このところは、やはりもつとしっかりとした答弁をいただかないと、私としては賛同はできませんし、また、改めて、この部分の修正などについてもぜひ検討していただきたいと強くお願いいたします。

時間もありませんので、次の項目に移りたいと思います。

第九条でございます。第九条は「教員」のところでありまして。少し飛ばさせていただきます。

現行法の教育基本法、実は私は、一つここでも好きなフレーズがありまして、それは何かと申しますと、第六条の第二で「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し」と、「全体の奉仕者であつて」というこのフレーズを私は非常に愛しておりました。ここは憲法の十五条にも公務員、全体の奉仕者としての公務員というものも規定をされておりますが、これが教育基本法の政府案、第九条になります

と、今度は削除されているわけがあります。「全体の奉仕者であつて」というその部分が削除をされております。

これは、憲法十五条との関係ではどういうことになっているんでしょうか。また第九条の、ここで言うところの「学校の教員」といいますのは、私学の教員についても適用されるのかどうか、伺います。

○田中政府参考人 「全体の奉仕者」を削除した理由についてはございまして、御指摘のように、現行の教育基本法では、学校教育が公の性質を持ち国民全体の利益のためにその職務を遂行すべきであるということから、国公立学校のみならず、私立学校も含めて、教員を全体の奉仕者として位置づけておるところでございます。

この全体の奉仕者は公務員を想起させる文言でございまして、現に憲法第十五条におきまして、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」「旨が規定されておるところでございます。

したがって、今回、私立学校が学校教育において果たしている重要性にかんがみまして、私立学校の条文も新たに起こさせていただいておるところでございますけれども、教員の規定には、公務員を想起させる「全体の奉仕者」との文言は削除しておるところでございますけれども、学校教育が公の性質を持つものであることや、そのような学校教育を担う教員の職務の公共性は従来と変わるものではないと考えておるところでございます。

○西村(智)委員 それでは第二項でありますけれども、第二項、その教員についてはということ、途中省略をいたしますと、「養成と研修の充実が図られなければならない」というふうに締められております。養成と研修というのは今回初めて加わった項目でありますけれども、そもそも研修については、教育公務員特例法、この中で既に規定をされております。それが今回、基本法の中に研修について新たに規定したということ

になります。私の理解はこうです、基本法という理念法があつてそのほかの関連法案が幾つかある、その中で既に特例法で規定されているものをわざわざ基本法という理念法に引つ張り上げてきた。

この理由は一体何なんですか。なぜ特例法で決められているものを新たに基本法に追加しなければならなかったのでしょうか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

教育は、教育を受ける者とその人格的な触れ合いを通じて行われるものでございまして、単なる知識や技術の伝達にとどまらないわけでございす。したがって、教員は、まさにそういう専門的な能力を高めると同時に、人格を磨いていくことが常に求められておるところでございす。そして、今日の教育を取り巻くいろいろな問題の中で、教員に対する資質の向上が国民の大きな期待となつておるところでございすので、教育基本法の中にも、国公私を通じて教員として、こういう研修それから修養に努めなければならぬことを明記させていただいたところでございす。

○西村(智)委員 いや、おっしゃっていることはわかるんですよ。教員の資質の向上のために研修が重要で、それはそのとおりだと思います。それが、その特例法の中で決まっていることを、なぜもう一度わざわざ基本法に引つ張り上げてこなければならぬのか。考え方を伺っているのではありません、私は、法制的に、技術的になぜそういうことをする必要があるのかということについて伺っています。どうですか。

○田中政府参考人 一つは、技術的な面で申し上げますと、教育公務員特例法というのは、これは公立学校の教員に今適用しておるわけでございすので、これに關しましては、国公立教員全体に対してこういうことを努力義務として課させていただきたいということでございますし、やはり今日、教育の根本を定める教育基本法の中に、そういう教員の使命というものを明確に書かせていただいたということでございます。

○西村(智)委員 今重要なことを伺いたしました。特例法の中では公立学校の教員について定められている、今回、基本法の中にこの研修が入つたということは、私立学校の教員に対しても努力義務としていただきたい、そういうことですか。もう一度お願いします。

○田中政府参考人 九条一項は、国公立を通じて教員に対して努力義務を課すものでございす。

○西村(智)委員 私学には建学の精神があります。そことの関連はどういうことになるのでしょうか。この政府案の中では私立学校ということについて書かれておりますけれども、それとの関連で、そこはよろしいという整理をしておられるのですか。私はちょっと乱暴な気がいたしますが、いかがでしょうか。

○田中政府参考人 学校教育は、国公立学校ともに公の性質を持つものでございまして、そこで教壇に立たれる教員の方々におかれましては、絶えず研究と修養に励んでいただくことが大切だと考えておるところでございす。

○西村(智)委員 何といひますか、木で鼻をくつつたというのはこういうことをいうんでしょいか、ちょっと納得がいきませんけれども。今私は、私学の教員についても努力義務規定だということ、ちょっとびくびくしたんですけれども、非常にマイルドな書き方なんですけれども、知らないうちにいろいろなものが入ってきている。これが今回の教育基本法の根本的な問題で、今まで現行の基本法で何がどこまで達成されてきたのか、これがきちんと分析されないままに、このように何かいろいろなものが入ってくる。しかも、新しい法律をつくるのではなくて改正だといううようなこのやり方は、私は、本当に政府の立法機能もいよいよここまで来たかという感じがするんです。

質問に戻りますが、「自己の崇高な使命を深く自覚し」とあります。「崇高な」というのと「深く」という文言が新たに記載をされております。これは何を意味するのでしょうか。

○田中政府参考人 お答えを申し上げます。  
〔河村(建)委員長代理退席、委員長着席〕  
改正案第九条第一項におきます自己の使命、すなわち教員の使命とは、先ほども申し上げましたけれども、教育を受ける者との人格的な触れ合いを通じて、単なる知識や技術の伝達にとどまらず、教育を受ける者の人格の完成を目指して、その育成を促すことにあるわけでございす。

したがって、教員には、専門的知識や技術の習得だけでなく、豊かな人間性や深い教育的愛情など、全人的な資質、能力が求められておるところでございす。特に近年は、一部に指導力不足の教員でございすとか、教員の不祥事が見受けられるわけでございまして、まさに学校教育が抱える課題が一層複雑化、多様化する中で、教員の資質向上が国民から一層求められておるところでございす。

このような状況におきまして、教員は改めてその重要な使命を深く自覚する必要があるということから、ここに「自己の崇高な使命を深く自覚し」と書かせていただいております。

○西村(智)委員 現行法の第六條第二項、「自己の使命を自覚し」ところには、先ほど政府参考人が答弁をされたような社会の要請は、では反映されていないということになるのでしょうか。

○田中政府参考人 ただいま申し上げましたような、教員に対する国民の期待を踏まえまして、そこに「崇高な使命を深く」ということで強調させていただいております。

○西村(智)委員 強調ですね。いわゆる修飾語である、こういう御答弁だと思ひます。

これは、本当にごまかされちゃいけないと思ひます。教育基本法は理念法で、これですぐさま教育の現状がよくわかるわけではない。この委員会では何度となく答弁をいただいていた文言であります。これを第一歩にして新しい関連法の改正を行い、そして教育の環境を整える。もう本当に何度

も、耳にたこができるほど聞かされてまいりました。

しかし、例えば子供が授業中に私語をしているときに、静かにしなさいと言つて、一人は静かになるかもしれないけれども、それで静かにならないのが子供の実態でございますが、学校教育の現場だと思ひます。修飾語で幾らきれいな言葉をつけ足しても、それが実際に達成しようと、目標に向かつていく、その環境づくりをまああわせてしなければ、これは一体全体、絵にかいたもちといひますか、幾らきれいに着飾つても、幾らきれいな絵をかいても、言つてみれば高ねの花、達成できるといふ状況が整つていかないということであれば、これは全く意味がないわけでございす。「自己の崇高な使命を深く自覚し」という文言に、私はそのおそれを非常に強く感じます。

多くの教員は、自己の崇高な使命を深く自覚していると思ひます。であるからこそ、朝早くから夜遅くまで多くの仕事を抱え、たくさん報告書を書き、子供たちの個別の対応に走り回つておる。私の周囲にも教員をしている知人は何人もおりますけれども、家まで仕事をもち帰つたり、自分の子供と遊ぶ時間を削つて、自分の子供の世話をする時間を削つて学校での仕事に対応しているというふうな話、本当にたくさん聞かされております。

この政府案の第九條、私は、ちょっとそういった教員の皆さんに対しては、大変厳しいものになるのではないかと、そういう懸念をしております。それはどういふことかと申しますと、第九條の第一項であります、「絶えず研究と修養に励み」というふうな書かれております。これは現行法にもなかったことで、新たに追加した項目でありますけれども、実際に今多くの教員は、いわゆる燃え尽き症候群、バーニングアウト前になつておる教員が多々います。今、例えばメンタルヘルスを壊して休職している教員の方は何人おられますか。その教員の方、あるいはもう本当に燃え尽きそうになつておる方々に対して、「絶えず研究

と修養に励み」というこの基本法が一体そういった教員の方々にどういった影響を与えることになるのか、これは本当に私は懸念をしております。いかがでしょうか、どういった見解でしょうか。

○田中政府参考人 お答えを申し上げます。

先生御指摘の、教員が大変多忙感を持っており、あるいはいろいろな疾病にかかれておられる、そういうことにしましてはきちんと手当てをする必要があると考えておりますが、それと同時に、教員の中でも、自分の思いがなかなか子供に伝わらない、自分の教育方法、昔どおりの教育方法では子供がついてきてくれない、そういう問題を抱えている先生方も結構いらっしゃるわけではございません、そういう先生方のニーズに即した適切な研修の機会が与えられることが非常に重要であろうと思うところでございます。

○西村(智)委員 ですから、余計に追い詰められていくのではないですか。「絶えず研究と修養に励み」というような文言は、私、非常に今多忙をきわめる教員の人たちに対して大変大きな影響を与えることになると思います。

大臣、いかがでしょうか。このあたりの見解について伺います。

○伊吹国務大臣 先生、教員にもいろいろあるんじゃないでしょうか。もし先生がおっしゃるような崇高な使命を持ってやっておられる教員ばかりなら、なぜ九万近くの未履修の生徒を輩出させるんですか。やはり基本的に、先生の今おっしゃっているような立派な、家へ仕事をもち帰ってまでとおっしゃっているような立派な先生であれば、この「崇高な使命」とか何かという理念的なことを書いてもらったもので自分たちは仕事をしているという誇りが一層大きくなると私は思いますね。

そして、過労になるとかどうだということがあれるのならば、それはそれで考えなければいけないことがあるけれども、では、憲法に崇高なことが書いてあるからといって、そのとおり実行して

る日本人がほとんどいないから、今のような問題が起るんじゃないんですか。

○西村(智)委員 過労になるようだったらそこは考えなきゃいけないというのは、これは私はびっくりいたしました。大臣の答弁とは思えません。大変に驚きました。

過労の先生とともに過ごして、そして学習の状況に影響が出るのは、またその教員とともに過ごしている子供たちであります。子供たちの教育環境を整えるという点からも、教員の状況を万全にしておくというのは、これは国のやらなければいけない大変重要な責務であると思えますし、今の大臣の、教員が過労になるようであれば考えるというの、大変私は驚きました。伊吹大臣にそういう発言があるかという感じで受けとめておりますが、そのところは大変重要なテーマ、問題であるというふうに思いますので、ぜひ今後の審議の中でも明らかにしていかなければいけないと思っております。

さて、続いて第十条について伺いたいと思えます。

第十条は家庭教育についてでございます。小坂大臣も前通常国会の中で何度となくこの第十条について答弁をされてきて、ここは、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて」というふうに条文は続いているわけですが、大臣の答弁でも、そうではあるけれども、家庭教育の自主性は尊重していきま、しかし、個々の家庭における具体的な教育内容については規定するものではないというふうに答えておられて、新しい法律をつくることも別に意図していないというふうに答弁をしておられるわけでありまして、一点伺いたいのは現行法との違いでございます。

現行法の第七條第一項、ここは「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない」というふうに書いてあるわけでありまして、けれども、今回の政府案第十条と一体何が異なる

のでしょうか。多少具体的に書いてあるというレタのときの御説明だったんですけれども、ここを具体的な記述にしたその理由について伺います。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

現行法におきましては、第七條一項で、社会教育と並んで家庭教育が規定されておりました。奨励されなければならない」という書き方になっておるわけでございますけれども、今少子化が進みまして、家庭教育の重要性が言われておる中、改正案では家庭教育について独立した条文を設けて、第十條一項で、保護者が子の教育に於いて第一義的責任を有し、その役割を明確にしておるところでございますし、第二項では、家庭教育の自主性を尊重しながら、国や地方公共団体による家庭教育への支援を講ずることについて規定をしておるわけでございます。

したがしまして、従来は奨励するということが書いておらなかったわけでございますけれども、「家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」というふうに積極的に規定しておるところでございます。

○西村(智)委員 重要であるということは、それはそのとおりだと思います。だから具体的に記述した、そして国と地方公共団体の役割を明記したと書いてありますけれども、これは現行法第七條でも同様に読めるのではないのでしょうか。「国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない」と何が違うのでしょうか。私にはやはり疑問であります。

質問は、政府案の第十條第一項であります。「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とありますけれども、この意味するところ、これを伺いたいと思えます。

○田中政府参考人 改正法第十條一項の趣旨についてでございますけれども、「子の教育について第一義的責任を有する」とは、家庭は教育の原点であつて、基本的な生活習慣あるいは倫理観、社会的なマナー、自制心あるいは自律心といったものを養う上で重要な役割を担っておりますことか

ら、その旨を明確に規定をさせていただいたところでございまして、これを言いかえれば、家庭はすべての教育の出発点であるという意味でございます。

○西村(智)委員 家庭はすべての教育の出発点であるということでもあります。

実は、先ほどちょっと触れました子どもの権利条約にも、親の、何と申しますか、教育権などについて規定がございまして、例えば第五條です。これは外務省の訳文がちょっと面倒なので、わかりやすい文章でかみ砕いて読ませていただきますと、第五條には、親は、子供の心や体の発達に応じて適切な指導をしなければなりません、国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません、こういうふうに、子どもの権利条約第五條、国が親の指導する権利を大切にしなければならぬというふうに書かれてあります。これは、先ほど政府参考人が答弁された、家庭が教育の出発点であるということと重なってくると思えます。

それでは、第二項にあります「家庭教育の自主性を尊重しつつ」といいますのは、どの範囲まで自主性を尊重しつつというふうな、どの範囲までカバーするんだということになるのでしょうか。

何を問題にするかと申しますと、つまり、家庭というのは教育の出発点である、例えば宗教観あるいは世界観、こういったものの形成にかかわるその価値は、それを子供が形成するときに、やはり家庭というのは深くかかわりを持つことになりま。そういふた、家庭で形成にかかわってきた宗教観や価値観のほかに、今度は、学校で学習するいわゆる科学的な知識や認識、それと相まって、子供のその人なりの価値観というものができてくるわけでありま。

ですから、親の教育する権利、この自由を保障するという意味は、いわゆるその宗教観や世界観について、そのかわる価値に影響を及ぼすことと同時に、学校教育にも親が、保護者が参加していける、こういうことを含むというふうになら

ければならないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○田中政府参考人 「家庭教育の自主性を尊重しつつ」ということでございますけれども、国や地方公共団体は、例えば子育てに関する講座を開設する、あるいは家庭教育手帳などを配っておりま

すけれども、子育ての悩み等を抱える親への情報の提供、相談事業、こういうものを支援事業として国や地方公共団体が行うよう努めなければなら

ないということをご二項は規定しておるところでございます。

したがって、個々の家庭におきます具体的

な教育の内容、方法、そういうものは各家庭でお

決めにされることとございまして、その内容等

について国が何らかの基準を定めたり、そういう

ことを考えておるところではございません。

○西村(智)委員 いや、だから、自主性はどこま

でカバーするんですかと私は伺っているんですけ

れども、いや、それは国がやるのはここだけ

で、何ら家庭に強制するものではありません、こ

ういう感じの御答弁なんですけれども、もう一度

お願いできませんでしょうか。

例えば、家庭教育、家庭のかかわっている宗教

観や世界観、あるいは学校とのかかわり、これが

施策とぶつかるときは、これはどういうことにな

るんですか。どちらが優先しますか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

国が家庭に対して、いろいろな支援で講習会を

開いたり、子育て手帳等を配付したりして、そ

う家庭教育の支援をさせていただいておるわけ

でございますけれども、そのどこを取り入れる

か、それは御家庭においてお決めいただく、これ

が家庭の自主性だと考えております。

○西村(智)委員 どうも答弁いただいていないよ

うな気がするんですが、ちょっと時間が迫ってま

いりましたので、また先に進ませていただきます

す。

この第十条の第一項はまた、「生活のために必

要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育

成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める

もの」と書いてあります。努めるのが親の責務で

あるというふうに記載をされております。それで

は、仮に少年非行やあるいは子供がニートとい

う問題になったときに、これは親の責任、少年非行

やニートという問題が発生したときに、それが親

の責任に帰するということをご二項は意味して

いるのでしょうか。細かい話を言いますと、自立

という字は立つという字です。経済的な自立

も含むと思います。ニートというのはそれと違

うものであるということからすると、これは親の責

任に帰するということになるのかどうか、その辺

を伺います。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

第十条におきましては、御指摘のように、「生

活のために必要な習慣を身に付けさせるとも

に、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を

図るよう努めるものとする」ということで、保護

者の責務を書かせていただいております。ござ

いますけれども、同時に、法案の第五条をごらん

いただきたいと思います。第五条を五項、第五

条の二項で、「義務教育として行われる普通教

育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会にお

いて自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び

社会の形成者として必要とされる基本的な資質を

養うことを目的として行われるものとする。」こ

うに義務教育の目的の中にも入っております。

でございます。子供たちを育てていく上では、

家庭のみならず、学校、地域、それぞれ役割を十

分果たしていくことが大切だと考えておるところ

でございます。

○西村(智)委員 またすりかえられてしまったよ

うな気がするんですが、完全にすりかえられ

ていますよね、これ。

この十条の第一項が親の責務であるということ

は、少年非行やニートなどの問題が発生したとき

には、では、親の責任に帰するということを意味

しないということですか。

○田中政府参考人 子供たちが非行に走らないよ

うに、あるいは将来自立していけるように育てる

ことは家庭の責務でもございます。

○西村(智)委員 そうおっしゃるのであれば、重

ねて聞かなければいけないのは、親の第一義的責

任の履行を規定しているということからでありま

す。親に第一義的な責任があるというふうな規定

されているときには、これは恐らく常識的な考え

で、納得していただけたらと思いますけれども、親

による第一義的責任の履行を可能にするような経

済的及びその他の援助義務が国にあることをはっ

きりと規定するべきではないか。それはいわば国

際的には常識的な考えであると思います。

午前中の古本委員の質問にもありましたが、例

えば労働条件の改善、こういったこと、これが、

子どもの権利条約の第十八条、日本政府は一九九

四年に批准をしております、そこにも書かれてい

ると思いますけれども、この点については改正案

に含まれるのでしょうか。

○田中政府参考人 例えば、今、家庭教育につい

て言えば、家庭教育に必要な支援というものは、

国及び地方公共団体が支援しなければならな

い書き方で、国及び地方公共団体に、学校教育

に關しても家庭教育に關しても社会教育に關して

もそのような規定を置いておるところでございます。

そして、そういう、家庭教育の支援あるいは社会教

育や学校教育の充実のために、国及び地方公共団

体がそれぞれ必要な施策を講じていかなければな

らないことをこの教育基本法案で規定しておると

考えておるところでございます。

○西村(智)委員 いえ、局長、私の質問の意味を

わかってお答えになっておられますよね。わかっ

てわざとそういうふうにお答えになってるんです

か。

私は、親の第一義的責任の履行を可能にする経

済的あるいはその他の援助義務が国にあることを

規定すべきだというふうに思います。だって、そ

うでなければ、家庭に子供の教育のスタートはあ

るわけですから、そのところをまずしっかりと

確保するということは、これは基本法の中になけ

ればいけないと思うんですけれども、どうなんで

しょうか。

○田中政府参考人 例えば学校教育で申し上げま

すと、義務教育につきましては、どういう御家庭

でもきちんと子供たちが義務教育を受けられるよ

うに、これは無償にしておるわけでございま

して、それに必要な財源措置を国及び地方公共団

体で講じておるところでございます。

○西村(智)委員 今、でも、就学援助ですとか教

材の補助など、随分と対象家庭はふえております

よね。生活保護世帯も急増をしております。そう

いう中で、やはりここは必要なポイントではない

か。大臣、いかがでしょうか。(発言する者あり)

○伊吹国務大臣 いやいや、ちゃんと答弁せな

けません、それは。

先生が今御質問になっているのは、伺っていて

よくわかります。

それは、家庭教育を支援するために必要な施策

を講ずるよう努めねばならない、この範囲がどこ

までであるかということ、この基本法に書くの

ではないんですよ、立法技術上は。これは、立法

政策として、あるいは予算措置として、この理念

法を参照して予算でどこまでやるか。あるいは

は、例えば、この条項があれば、できるだけやは

り、私の考えで言えば、両親は早くうちへ帰った

方がいい。そうするならば、労働基準法をそれに

従ってどういうふうな考えてもらうか、これは労

働基準法に落ちてくる問題なんです。それをま

た厚生労働省にどう働きかけるかというのは、こ

の法律が通った後の文部科学大臣の責任なんです

よ。

だから、細かなことまで一々この理念法、

基本法にどこまでどうだということを書くかどう

かというのは、それは先生のようなお考えもある

でしょうが、それはあくまで立法政策上の提出者

の判断にゆだねられている問題なんです。

○西村(智)委員 いや、私は、親の第一義的責任

の履行が規定されておるので、それを伺っている

わけなんです。

その履行が可能になるような状況がどうやってつくられるか、これは基本法といえどもやはり重要なテーマだと思います。子どもの権利条約の中でも、この点については細かく規定をされておりますので、ぜひ再考をお願いしたいと思っております。きょうの質問は、最後にもう一点伺いたいことがございます。

第十六条の関係でありますけれども、第十六条は教育行政についての規定なわけでありまされども、この中で、第一項「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、」というふうにあります。「この法律」、これは教育基本法というわけです。これはわかります。「この法律及び他の法律」とありますけれども、まず第一点目は、この「他の法律」というのはどの法律のことを指すのでしょうか。それが第一点。

もう一つ、きょうの最後の質問は、仮に強行採決などによって可決、成立した法律であつても、その定めるところにより教育を行うことになるのでしょうか。

二つ、伺います。

○田中政府参考人 それでは、お答えを申し上げます。

改正法案第十六条の「他の法律」とございますのは、学校教育法や私立学校法など学校教育に関するもの、それから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律あるいは文部科学省設置法など教育行政に関するもの、それから、社会教育法、図書館法など社会教育に関するもの、あるいは生涯学習の振興のための推進体制の整備等に関する法律など生涯学習に関するもの等がございます。

○伊吹国務大臣 強行採決云々のところはちょっと参考人には答えさせられませんので、私からお答えをいたします。

強行採決というのは一体何なんでしょうか。これを定義しなければなりません。そして、各国国会あるいは議事規則、あるいは我々の院は名譽ある先輩の慣例によって動いております、その慣例

の中で成立した法律は当然それに従うのが国民の義務だと思っております。

○西村智恵子委員 強行採決の定義、それでは、また後ほどきちんと整理をして大臣に質問をさせていただきますかと思っております。

時間になりましたので、終わります。ありがとうございます。

○森山委員長 次に、石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子です。(発言する者あり)ありがとうございます。

まず、高校未履修問題についてお聞きをいたします。

公立、私立を含めると、全国四十五都道府県、五百四十校、八万三千七百四十三人が未履修という大規模な数に発展しているわけです。この問題で、文部科学大臣は、結果責任があると責任の一端をお認めになったと思っております。同時に、教育委員会そのものが、学校の管理者である校長等の報告にだまされていたと答弁をされていたというふうに思ふんですね。

そこで、具体的に伺いますが、これは福島県の富田教育長が未履修の実態を知りながら黙認していたという発言がございました。このように言っています。週五日制で授業の枠が減る中、高校の進学のためやむを得ないという考えがあった、私の責任で申しわけない、問題があるという認識はあったが、一番よい形で変えられなかったと言っています。これは静岡、福島、長野の教育長も、就任直前まで有名高校の校長をしていらしたということがあって、いわば必修逃れの実態というのは知っていたわけですね。ですから、これだけ各県にまたがって未曾有に行われていたということを見ますと、教育委員会がだまされていたというよりは黙認していたということではないのでしょうか。

○伊吹国務大臣 石井先生、これはやはり各県の実態によってかなり違うと思いますが、教育委員会がだまされていたのか、だまされていたふりをしていたのか、結果的に文部科学省がだまされた

のか、これはおのおの県の実態によって違うと思いますが、どのようなことであつても、やはり九二、三％の児童ははじめにやっているわけですから、こういうことは私は許されないとだと思っております。

○石井(郁)委員 ちよつと島根県の実態を申し上げたいと思いますが、県立高校は分校を入れて四十二校です、そのうちの四五％、ほぼ半分に当たる十九校で必修逃れというのがありました。私立高校でも二校で起きています。この島根県の教育委員会は職員の二割に当たる四十一人が高校教員出身者であります。だから、いわば裏カリキュラムというのが高校で公然の秘密となつていて。ほとんどの教員が知っているわけですね。それらの高校と県の教育委員会が人事交流も行っているわけですね。だから、全く知らないでは済まされないということが一つ言えると思っております。

さらに、平成十七年の三月に学力調査、今問題の学力調査で、全公立高校を訪問しています。実態把握をして、そして意見交換も行っているということなんですね。だから、県の教育長も、黙認していたと言われても仕方がないというふうに述べています。

まず、この事実はお認めになりますか。

○銭谷政府参考人 私どもの調査では、島根県につきましては、ただいま先生がお話ございましたように、公立高校四十二校のうち十九校で未履修ということがございまして、私どもへの報告では、高校から教育委員会への報告が、いわば間違つた、偽りの教育課程表が提出をされていたというところは把握をいたしております。

○石井(郁)委員 先ほど大臣は、だまされていたのか、だまされたふりをしたのかとおっしゃいましたけれども、やはりだまされていたという問題では済まない、いわば黙認していた、ここが重大ではないのでしょうか。

その点でいいますと、文科省から今の島根県の教育委員会に出向した方々がかなりいらつしやるんじゃないかというふうに思ふんですね。もう時

間の関係で私の方からちよつと調べた点で申し上げますと、二〇〇〇年の一月現在で、加藤弘樹体育局競技スポーツ課長補佐が島根県の教育委員会高校教育課長として出向です。二〇〇一年の一月現在では、谷合大臣官房総務課専門員が高校教育課長として出向、二〇〇三年まで同氏が高校教育課長を務めています。二〇〇四年には松永、これはちよつと読めませんが、初等中等教育局の教育課程課教育課程企画室長補佐がやはり高校教育課長となっております。二〇〇六年の一月現在も、同氏は高校教育課長を務めています。

ですから、こうして見ますと、島根県の高校教育課というのには文科省の出向先ポストになつていて、いわば固定している、こうも言えるわけですね。このことは、同様に福岡県の高校教育課も文科省の出向先指定ポストとなつていっているようであります。

こういう方々が文科省に帰ってきているわけですよ、出向ですから。私は、文科省も黙認してきたと言われても仕方がないと思ひますが、いかがですか。

○銭谷政府参考人 現在までに公立の高等学校で未履修がありましたのは全国で三百十四校でございますが、そのうち三百十二校が教育委員会に對しまして、いわば偽りの教育課程表の提出をいたしたということでございます。

今、島根県の例を出されましたけれども、今回の未履修問題におきましては、先ほど来申し上げておりますように、高校の校長が教育委員会に對して虚偽の報告を行つていたことによるものが今申し上げましたようにほとんどございまして、私としては、教育委員会として本當に事前に把握をしていたというふうには承知をしていないわけでございます。

なお、今後、その点につきましてもよく調べていかなければいけないとは思つておりますけれども、文部科学省が事前に知つていたということはございません。

○石井(郁)委員 私はやはり、そういう答弁に終

始するというのは本当に問題だと思っ

つまり、学校長が虚偽の報告をして

教育委員会がだまされているんだ、

なかつたんだ、こういうことでは済

よ。私は、本当にこういう答弁する

は、やはり許されないと思っ

きよう私、資料を提出いたしまし

これはことしの予算委員会の提出

成したものでございますが、課長

教委に出向している方が二十六名

それに出向している方が二十六名

が出席しています、これはきよう

その中には、香川県の教育委員

の教育委員会教育長、広島県の

に、島根県、高知県、福岡県、

て仕事をされているんですよ。だ

向者は高校教育課長ですよ。こ

修の実態というのは当然わかる

ですから、私は、文科省の役人

黙認していた、こう言わざるを

が、いかがですか。

私は、文科省の責任は重大だと思

省として、まず事実関係をきちん

報告していただきたい。

○銭谷政府参考人 今回の未履修

ては、私どもも大変大きな問題

ただ、事実関係を申し上げます、

埼玉県それから熊本県、広島県、

て未履修の事例があったのは事

その点につきましては、特に広島

問題は平成十三年の話でございます

も、その後、各種の説明会あるいは

等におきまして、こういう未履修

ないということをきちんと指導し

ろでございます。

そういうこともございましたので、

回こういう事態に至りましたので、

景、原因等につきましてはよく分

に備えたいと思っ

○石井(郁)委員 だから、過去に

があつたということとは知りつ

れたということですから、その後

ていないという問題も一つある

それで、私は大臣に再度伺いた

が、こういう実態が、事実関係

た。これをもつてなお、教育委

いたということと終わるんでし

いう大臣の御答弁は訂正してい

いけないと思っ

文科省の出向者、県の高校教育

に出向している、この実態につ

考えか、お聞かせください。

○伊吹国務大臣 先生、私は、

だけ申しわけではございませ

だまされたふりをしていたのか

うことをつけ加えております。

つまり、おのおのの県によつて

り違うと思っ

いては、未履修を今回行った進

教育長になつてい

したね。この教育委員会は明ら

りをしたと私は思っ

間は校長先生の経験も何もない

ういうことが高校で起こってい

わからなければ、ある程度先生

ていたような実態は把握してい

せん、率直に言っ

たかもわからない。だから、こ

だこうだということとは、私は

ますから、少しや

あつたように、過去の問題その

今の御注意も率々服膺してやら

文科省が状況を知つていたとい

う、出向者との関係で。その

きちつと当委員会にやはり事

たきたいと思っ

これは、委員長、お諮りいた

○石井(郁)委員 次に、義務

がござい

間、三年間で百五時間となつ

すけれども、こ

の中で、子供にとつてはやはり

人間形成にとつても重要な時

うんで

場、今問題になつてい

ニケーション、あるいは異年

るいはまた文化的な情操を養

教育基本法で言う人格の完成

ますと、やはり大変重要な時

うんで

ところが、今、私ども問題に

も、学力テスト、テストとい

て、また学校選択制とそれが

いう状況の中で、私は、先日

が、東京都の足立区の実態を

した。

そこでは、朝学習とか放課後

習、サマー学習、ウインター

な学力向上対策とい

けれども、その一方で、この特

廃止ないしは縮小されてい

ました。例えば、遠足六時間が

は十二時間も廃止です。こ

は、準備を入れるともつと膨大

のはあるんで

の廃止、また自然教室が十八

の廃止、また自然教室が十八

の廃止、また自然教室が十八

ね。これは準備も入れますと二

ていますけれども、こ

が起きていますよ。必修の時

が縮小されている、私はこれ

うに思っ

それで、大臣に伺いますけれども

政府提出案で教育基本法が改

と、こ

というのが全国に展開する

も、それはまた予算とリンク

になりますので、そう

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

だと私は思います。

○石井(郁)委員 きょう、ここで大臣との問題できつと議論をするという時間が残念ながらないですけれども、市場原理は教育にはなじまないと言われながら、しかし、大臣は結論の部分で、効率化は必要であり、だから学力テストの実施も結果公表も必要だということをやはり容認しているんじゃないでしょうか。ということがやはり見える、聞こえるわけでごいまして、そしてまた、教育振興基本計画には、これまでも問題にしましたように、数値目標でその効果をはかる、成果をはかるということが出ていますから、そういうことにつなっていくのではないかと、それは本当中学校の教育あるいは高校の教育をめぐめていくことにはならないかという問題として、私は、教育基本法の政府案がそういう危険を持っているということと申し上げたわけでごいします。

さて、きょう私は、本当中に少ない時間の中なんですけれども、政府案、民主党案ともに、やはり条文の審議にもぜひ入りたいと思っているんですが、きょうはその一つの例として、ちょうど先ほど来も質問がございまして、第十条の家庭教育の問題で、ちょっと一問だけなんですけれども、伺っておきたいというふうに思います。

政府案が改めてこういう家庭教育について規定をされたということですが、私が問題にしたいのは、子供の教育について、第一義的責任を親が、保護者が有するということはあるんですが、「生活のために必要な習慣を身に付けさせる」とか「自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」等とありますが、教育の根本法でこういう親の責任の内容を規定する、明文化する、このことは本当にどういう意味を持つのだろうかということなんです。これは、私はやはり、あるべき家庭とかあるべき子育てというものに踏み込んで政府が規定をする、国が規定をする、そして、それはやはり、家庭への関与、介入ということになりかねないという問題

を指摘しないわけにいかないわけでありまして。

それで、きょう聞きたいのは、具体的なんですけれども、基本法ですから、根本法ですから、その下位法というものを、家庭教育についての、こういう規定に沿って何か具体化する、下位の法律というものを置くお考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○伊吹国務大臣 私自身は、今のところそのような考えは持っておりません。しかし、世論の動向を見きわめて判断をしなければならいかわかりませんが、私は、今のところそんな考えは持っておりません。

そこで、家庭教育というのは、しかし先生、この条項には同時に、家庭の自主性を尊重しという言葉もきちっと入れているわけですよ。ですから、例えば思想、信条、宗教にかかわるようなこと、例えば、やはり共産主義に基づいた子供の教育は私はやりたくないけれども、それをやりたいというイズムの方もおられるでしょう。そこへは介入はしないということとを明文化しているわけですよ、ね、家庭の自主性を判断しと。だから、そのところまで、先生、御心配になることはないんじゃないでしょうか。

○石井(郁)委員 私は、そういう自主性という一言があるからいいという話にはならないだろうと思っているんですよ。やはり、家庭や子育てという問題について、国の関与のあり方が問題だというふうに思っています。

それで、きょう少し具体的な話でお聞きするんですが、教育再生ということと安倍内閣は掲げておりますから、補佐官や官房副長官もおられます。きょうは私はその方に質問しませんが、けれども、ちょっと問題にしたいことがあります。これは、教育再生担当の山谷えり子氏は、平成十六年の十一月二十四日、参議院の少子高齢社会に関する調査会で、このような発言をしているんです。プレアも子育て命令法という法律をつくりまして、親は子育てをちゃんとしよう、不登校の親に罰金刑までするような、そんなことをやっていま

す、日本はどう探っていくのか検討していただきたいという質問です。

ですから、教育基本法改定というのは、日本でのような法律をやはり準備するつもりなのかという、ここから読み取らざるを得ないわけですよ。一つはその問題です。

そして、私はきょう新聞を見て驚きました。これは下村官房副長官がこういう発言をしているんですね。「母親は働かず子育てを」と。これは、どうですか。(発言する者あり)そうだと、とんでもないですよ、そういうことは。働くか働かないかは、まさに個人の選択の自由じゃないですか。この中では、保育所の入所待機児童解消問題、なかなか進みませんよ、だから、これは本当にいいのか見直すべき時期だと、だから、もう子育ては母親がやれという話ですよ、これは。私はこういうことを、今後のこの家庭教育に關係して、やはり教育最優先の安倍内閣のその責任者がこういう方向でいくのか、これは本当に重大だというふうに思います。

それで、きょうはこの当事者に私は質問通告しておりますので、この際、私も野党の側は、首相補佐官の山谷えり子氏はぜひ当委員会に出席を、お出ましいただきたいということを強く要望しています。これは本当にしてみらなくちゃいけません。しかし、これは本当にしてみらなくちゃいけません。このことを強く、ちょっと委員長にお諮りを願いたいと思います。

○森山委員長 理事会で相談いたします。

○石井(郁)委員 それで、残りの時間なんですけれども、きょう私の資料にも一つ入れましたけれども、現在国会で審議中のこの政府案でございまして、今同時に、文部科学省内に教育基本法改正推進本部幹事会というのが存在しているようですよ。教育基本法成立後の改正すべき法律、振興基本計画、これを検討しているというんですね。

ここに九月二十日の議題と配付資料がありますけれども、ここに「教育基本法改正推進本部幹事

会」という資料があります、設置要綱として。それで、「教育基本法改正後に行うべき教育振興基本計画の策定等について、検討する。」とありまして、構成員として尾山大臣官房審議官など十二名で構成されているとあります。これは間違いありませんね。

○伊吹国務大臣 これは、先生、事実関係を申し上げますと、民主党案になるのか、自民党案になるのか、理事同士の話し合いになるのか、この法律が通った場合、どのような法改正その他が必要なのかを大臣である私に教えるという指示は私がしております。

しかし、今配っていたような資料は、私のところにはまだ、私は就任してから指示をしているので、私はそれを見たことはありません。先生から見せていただいて初めて。だから、これが文部科学省の資料かどうかは、ちょっと出所をやはりここで明らかにしていただかないと、私はお答えをすることはできません。どこからご入手になったのか。

○石井(郁)委員 きちんと入手しております。この文書は間違いありません。けさ、ちゃんと理事会で御承認もいただきました。

それで、びつくりすることが、ここにありますように、法案成立と成立後のスケジュールまで書いてある。これは来年のことまで書いてあるんですよ。それで、十一月中には教育基本法が成立と書いています。十一月中です。だから、これはもう参議院を通っているという前提で書いてあるわけですよ。とんでもないじゃないですか。今、国会で審議中でありまして。国会軽視も甚だしいと言わなければなりません。

私は、文科省と、いわば政府がこういう形でこまごま作業をしていくというのは、教育の政治的中立性を侵すものでもあります、本当に国会としては黙視できないというふうに思います。こういう作業を本当に直ちにやめるべきだと思います。と報告していただかなければ、やはり教育基本法

についての質疑は続行できないと思います。

○伊吹国務大臣 それは、石井先生、先ほど申し上げたような経緯があつて、ここで私は、理念法が通れば、あと閣法あるいは政令、いろいろ御答弁を申し上げているけれども、具体的な項目としてどういうものが上がってくるのかを検討して私に教えるということを私は指示はしておりますが、大体、先生、だつて、ごらんになったら、今私、見てわかりますが、十一月中なんて、教育基本法は通るんですか、私はよくわかりませんけれども。まだ参議院もございいますよ。

だから、先生、このペーパーは、確かにそうだが、正當に入手しておるとおっしゃいますが、どなたからだれが御入手になったかをやはり理事会ではつきりしていただかないと、文科省の資料として、大臣である私にも報告してないようなものを日本共産党が入手しておられるなんといううな、局長を持つている大臣としてはまことに遺憾でございます。

○石井郁委員 もう時間ですけれども、これは六月二十六日につくつて、九月二十日改定ですから、大臣はまだ御就任になっていないと思ひます。しかし、ここまで構成員、これは皆さん、どうですか、大臣官房の名前がこんなふうになつてゐるんですよ。これがちゃんとした資料だということ、もうこれを見ただけでわかりいただけると思ひます。

私は、大変遺憾な、重大な事態だというふうに思つておりますので、きちんとしたしるべき答弁をお願いして、以上で終わります。

○森山委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社民党の重野安正です。あらかじめ通告しておりますので、その内容に沿つて質問いたしますが、時間が限られておりますので、もしかしして最後まで行き着かない場合もあります。そのときは御容赦いただきたいと思ひます。

この間、この特別委員会、政府が目指しております教育基本法の改正案について、各党それぞれ

の立場から多面的に議論されてまいりました。私は、九州は大分県から来ているわけでありすが、大分県というところは、全国有数の過疎地域の多い県であります。山あり、谷あり、半島あり、そういう地形がもたらす大分県的な現行教育に対する希望あるいは不満というものがあつて、私は、教育基本法の改正論議は、そういう現実に立脚をした議論であらねばならぬ、何らか空中で空中戦をやつておるといふふうな受けとめをされるような議論ではよくないと思ふ。

そこで、私は、きょうはこの教育基本法に直接触れませんが、ある現状を報告しながら、今文科省が目指しておる幾つかの具体的なテーマがありますが、どうするかという質問をしていきたいと思ひます。

まず、学校選択制の問題であります。今、学校選択制が全国的に、一部教育委員会においては既に行われておりますが、この学校選択制が行われている法的根拠、あるいは実施状況、具体的内容、まずこの点についてつまびらかにしていただきたいと思います。

○銭谷政府参考人 御説明を申し上げます。

まず、学校選択制の法的な根拠でございますけれども、学校教育法の施行令で、市町村の教育委員会は、その市町村が設置をする小学校あるいは中学校が二校以上ある場合は就学すべき学校を指定するということになっております。それで、学校教育法の施行規則におきまして、市町村の教育委員会が就学すべき小学校または中学校を指定する場合、あらかじめその保護者の意見を聴取することができるといふ規定がございまして、この規定がいわゆる学校選択制の根拠になってございます。

現在、学校選択制の具体的内容としては、幾つかのパターンがあるわけでございますけれども、例えば、当該市町村の中の子どもの学校のうち希望する学校に就学を認めるという自由選択制のものとか、あるいは、市町村の中に幾つかのブロックを設けまして、そのブロック内の希望する学校

に就学を認めるブロック選択制とか、幾つかのやり方がございます。

ただ、通常は、先ほど言いましたように、二つ以上の学校の中から事前に保護者が希望する学校を表明したしまして、これに基づいて市町村の教育委員会が就学する学校を指定するというやり方が基本でございます。

それから、三点目でございますが、実施状況でございますけれども、現在、自治体内に二校以上の小学校を設置している自治体、これは平成十六年十一月時点でございまして、二千五百七十六自治体のうち、学校選択制を導入している自治体は二百二十七自治体、八・八％でございます。それから、同じく市町村内に二校以上の中学校を設置している市町村、これが千四百四十八でございますが、このうち、学校選択制を導入している市町村は百六十一市町村、一・一％となっております。

○重野委員 今具体的に数字が出されましたけれども、大まかに言つて一割か、こういうことになるわけですが。

ところが、具体的に見ていきますと、例えば、東京の品川区あるいは文京区、こういうところで、品川の場合は中学であります、ある学年の入学者がなくなつたということが発生した。私はその現地に行つて確認したわけじゃありません。この制度は一つの自治体で二校以上学校があるという前提があるわけですが、この制度を仮に今全国化した場合に、極端なマイナスイメージが、今言うように、入学者がゼロになつたというふうなものが出てきたというところは、この制度のいわゆるマイナスイメージとして一つあるんじゃないか、そういうふうな受けとめができるんじゃないか。

そこで、そういう東京であつた現象について、文科省はどういうふうな把握をし、どういうふうな考え方を持っているのか、この点についてお聞かせください。

○銭谷政府参考人 御説明を申し上げます。

いわゆる学校選択制につきましては、やはりメリットもあればデメリットもあるということがあつたわけでございます。今、先生からもお話ございましたけれども、デメリットとしては、学校と地域のつながりが希薄になるおそれがある。それから、今お話しのように、極端な場合には入学希望者がゼロになるといったようなことから、適正な学校規模を維持できない学校が固定化をするといったようなおそれがある。それから、学校間格差が発生するおそれがある。それから、過疎地では導入が困難といったようなデメリットもあると思ひます。

先ほどお話のありました入学希望者がゼロであつた中学校、都内に数校ございまして、そこは即廃校ということではなくて、その年は当該学年ゼロで運営をして、翌年に向けて学校がいろいろ努力をして、また生徒が入つてきたというケースも報告をされております。

いずれにいたしましても、学校選択制については、一方で、特色ある学校づくりと、教育の質の向上とか、保護者の学校への関心が高まるといったようなメリットもあるわけでございますけれども、私も文部科学省としては、やはり地域の実情等に即して、市町村の教育委員会の判断ということがまずあるべきだということで、全国一律にこれを導入する、義務づけるということ、これは適当ではないのではないかとこの間、考えております。

○重野委員 今お認めになりましたけれども、入学希望者がゼロになつた、そういうことが現に起こつたという点の評価ですね。それは、進める文科省がそもそも期待したことなのか、いや、それはやはりよろしくないということなのか、はつきりしてください。

○銭谷政府参考人 この学校選択制については、いろいろな見方があると思ひます。例えば、あの学校はひどい学校だという学校へ何で学校指定を受けて行かなきゃいけないのか、もう少し歩けば評判のいい学校が同じ公立でもあるんじゃないかと

いったような素朴な見方から、学校選択制ということ考えたところもあると思います。

先ほどちよつと申し上げましたけれども、学校選択制というのは、保護者や児童生徒の選択や評価を通じて特色ある学校づくりとか、あるいは、保護者自体の学校への関心が高まって、ある意味で学校と保護者の連携の強化につながるといったようなメリットがあるわけでございますけれども、同時に、先ほど来申し上げておるように、非常に希望者が少ない学校は、ある意味ではますます活動が活発化しないので、その学校にいること自体が子供たちにとつてもいい結果を生まないとか、あるいは、もともと小学校、中学校というのは地域が育ててきたわけでございますので、その地域とのかかわりが薄れて、本当に学校と地域のよりよい関係がでないと、こういうデメリットもあるわけでございます。

学校選択制をやっていくうちに、そういう学校の間の多少の格差が出てくるということは容易に想像できるわけでございますが、要は、学校選択制は、それぞれの学校がそういう中でお互いに自分の学校の特色を出し合っていく、そしていい教育を競い合つてやるところにあるわけですので、やはりそういう条件を、それぞれ導入するところはよく考えて導入していかなければならないのではないかと、そういうふうに思っております。

○重野委員 まだこの仕組みは始まって間がないわけでありまして、今私が指摘をしたような問題が既に起こっている。したがって、この制度をどうしていくかということについては、やはり私は、厳密に、慎重に、冷静に、現状把握、そして検討をすべき大きな課題であらう、このように考えますので、そういうスタンスで今後とも対応してほしい、このように思います。

次に、教育バウチャーについて先ほど来議論がございました。来年度の三月までに結論を出すこととして、これは公立のみならず、私立の場合の扱いはどうなるのかという点について聞いておきた

ということ。それから、文科省は、この教育バウチャーに関する研究会、どういう方向にその結論を定義づけようとしているのか、その点についてまず聞いておきたい。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

教育バウチャーに関しましては、昨年の十月に文科科学省で、外部の有識者も加えました教育バウチャーに関する研究会を設けまして、研究検討を行つておるところでございます。

現在まで、海外事例の実態把握を中心に研究、検討等を実施してきておるところでございますけれども、その中で諸外国の状況を見ますと、それぞれの国の制度導入の背景がさまざまございまして、教育バウチャー制度そのもののとらえ方が国によって、あるいはその地域によって異なつておる、また、諸外国の中には導入の効果の検証が必ずしも十分になされていない例もかなり見られるというようなことで、明確な定義を持つて検討しておるわけではございません。

今後とも、教育バウチャーの定義も含めまして、同研究会において研究、検討を重ねてまいりたいと考えております。

○重野委員 それでは、来年度の三月までに結論云々というのは、私の勘違いということではないんですか。出ますんですか。今の答弁では、まだまだ相当に時間がかかると私は受けとめたんですが、

○伊吹国務大臣 これは先生、私が文科科学省の責任者ですから、私からお答えをいたします。

いろいろなことが話題になつたり議論になつておりますから、調査研究をして、いいか悪いか、いろいろなることを第三者から聞くことは結構だと思ひます。しかし、今現実問題として、このバウチャー制度を入れようということになれば、当然法改正が必要になりますよ。そして、立法院にお尋ねしなければなりませんから、来年度三月なんということは私は全く責任者として考えておりませんし、立法院も、自信を持って、出てきたものを、御自分の御判断をそのとき述べていただく機会が当然ございます。

○重野委員 はい、わかりました。

そこでもう一つ、今度は、この教育バウチャーに関する研究会でない、教育再生会議、ここにおいてもこのバウチャー制度を検討課題として、こういうふうな承知をしているんですが、これはどうなるんでしょうか。文科省に置かれた研究会と、それから内閣に設置された教育再生会議、これが同時にこんな議論をして、どういう結論が、違った結論になつたら、これはどうなるんですか。

○塩崎国務大臣 何度も御答弁申し上げておりますけれども、教育再生会議では、幅広い教育に関連する議題について総理を交えて議論しよう、こういう会議でございます。したがって、今御指摘の教育バウチャー制度というのを出てくる可能性はもちろんありますけれども、もつともっと大きな話をするわけで、仮に提言として出てきた場合でも、今、伊吹大臣から御答弁を申し上げたように、文科省において法改正をしなければならぬというところになりますから、当然、また文科省の方で受け取つていただいた上で、その提言をどうこなすかはまた文科省の判断にかかるといふことだと思ひます。

○重野委員 この問題は大変大きなテーマになることはもう明らかでありますし、これはやはり多面的に、重層的に真剣に議論して、そしてどうなるか、結論を待たなきゃならぬ、このように思ひますので、そこら辺は十分踏まえていつていただきたい。

それから、さつき議論いたしました、この学校選択制の問題ですが、これは一つの地域に複数校なければできないわけです。そうしますと、私の地元なんというのはいくつもの過疎地域の多い県でありまして、例えば、私の家のあるところは、昔の五つの村が合併して一つの町になつて、それが平成の今度の合併で市と一緒になつて市を形成する、こういうことになつたんですね。もちろん、かつては、そのすべての町や村に小学校、中学校があつたんです、僕ら覚えてますね。し

かし、それが最終的には、今の状況では、小学校一校、中学校一校に、こうなつていくんですね。そういう地域においてこの教育バウチャーなんか言つても、これはやはり何かよその話みたいな感じなんです。だから、そういう地理的な状況というものをやはり文科省もしっかり踏まえて議論しないと、大都会においてはこの議論が現実感を持つてとらえられるかもしれませんが、面的には、大多数の地域においては全く対象にならぬ、こういうことが出てきます。そこら辺をやはり十分にとらえていかなきゃならぬと思うんですね。例えば、全国で平成十七年度までの十年間で小学校及び中学校の廃校が、小学校が二千六百七十七校、中学校が六百三十四校、二千八百一校が廃校になつておる、これが現実なんです。

まず、この点を確認したい。この二千八百一という数字を確認したい。

それから、その廃校に伴つて影響を受けた子供の数が大体どれくらいあるのか。廃校というのは行政の結果です、行政判断ですから。この間、それによつて影響を受けた子供たちの数がどのくらいおるのか、これを把握しているのかどうか。

○銭谷政府参考人 ちよつと一言先ほどの答弁につけ加えさせていただきますのでございますけれども、簡単にしますけれども、学校選択制もバウチャーも、学校をよくするための一つの方法として考えられているわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、地域によりましていろいろな事情があつて、本来は、やはり各学校ともきちんと条件整備をして子供を迎え入れるというのが今の制度の考え方であるということをもつて申し上げておきたいと思ひます。

その上で、過去十年間において廃校となつた小中学校の数でございますが、ただいま先生からお話ございましたように、小学校、中学校合わせまして二千八百一校でございます。

廃校により影響を受けた子供の数でございますけれども、これは、廃校時点での廃校に属する子

供の数だけなのか、統合した先の子供の数も含めるのか、いろいろあるもので、ちょっと私ども、子供の数というのは取り出して把握していない状況でございます。

ただ一点、数字だけ申し上げますと、平成十七年度に廃校になりました学校は、この二千八百一校のうちの三百八十五校でございます。三百八十五校の学校に在籍をしておりました子供は、二千五百四十一人ということでございます。

ただ、この子供以外にも統合等によりましていろいろ影響を受ける子供がおりますので、全体的な影響を受けた子供の数ということで把握をしないというのが実情でございます。

○重野委員 今、十七年だけで二万二千五百四十一という数字です。ですから、既に統合されて通学している子供の数を入れれば、相当な数になると思いますよ。これは、私は、行政課題として極めて大きな数字だと思います。

そこで、もう一度確認いたしますが、これは総務省の数字でありますけれども、七百三十九の過疎町村において、小学校、これは分校ですが、平成十四年度の分校数が百八十六分校あるということです。これは平成二年が三百十五ですから、百二十九減っておるんですね。これは、合併が進んでおるといふことの裏返しの数だと思っておりますね。

分校というのは、もう言うまでもなく、本当に数が少なくて、複式とか、やはり教育条件は、都市に比べれば、やはりどんなに言っても劣っていると私は思っております。まさっている部分もあります、教師との関係とか。だけれども、やはり複式学級なんかになりますと、どうしても問題があります。

そういうふうな点がありますが、最も大きな問題は、通学距離が著しく遠距離になるということです。この点、学校の統廃合により児童たちの通学距離が著しく延びていく、いわゆる学校統廃合の議論のときに、そういうファクター、そういう要素を文科省の中で議論したことがあるんですね。

平成十八年十一月三十日印刷

平成十八年十二月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇

しょうか。

○錢谷政府参考人 学校の統廃合は、やはり学校として一定規模を有しまして、そこに必要な教職員を配置して教育を行う方が教育的な効果があるという観点と、それから、もちろん子供たちの通学の便という観点、幾つかの観点があるかと思えます。

お尋ねの通学の便の観点につきましては、文科科学省としては、これまで、おおむね小学校は四キロ、中学校は六キロ程度の距離というのが一つの統廃合に当たっての距離感覚かなというところは言っておりますけれども、あわせて、統廃合に伴うスクールバスの助成ということも文科科学省として実施をいたしております。

○重野委員 問題は、今言いました四キロ、六キロという数字ですが、これは、調べてみますと、昭和三十一年十一月十七日にそのことが出されてあるんですね。三十一年、もう随分これは昔の話です。その後、昭和の大合併が進められ、そして今、平成の大合併が進められているという、自治体をめぐる環境は劇的に変化していますね。そのことが結果として、この四キロ、六キロというのが現実合っているのかどうかという議論を文科省の中でしたことがあるのかどうか。確かに、今、私の地元なんかにおいても、大変な経費を負担していますよ。

ちなみに、大分県においては、十年間で五十四校の統廃合が行われました。これによって、通学距離が遠くわけですね。したがって、それをカバーするために五十八台のスクールバスあるいはタクシーの借り上げ、そういう対策を講じております。

その所要時間がどうなのかというのを調査いたしましたら、平均しますと、車で平均三十二分。六十分かかっている、そういう自治体もあります。一時間ですよ。昔は、子供たちが連れ合っつてわいわいがやがや言いながら、通学途上にあるおじいちゃん、おばあちゃんから声をかけられて、あいさつをしながら行くのが学校に登校していく風景ですよ。今はバスです。全然そんな機会はありません、そういう遠距離通学の子供たちは。そういう現状というのを教育的な見地から見てどう評価するのか。

私は、この通学という問題一つとってみても、都会と地方、過疎地域という、機会均等と言うけれども、教育基本法で、すべからず、すべて平等にその恩恵という行政の影響を受けるべきだ、当然だと言っているけれども、通学という面一つとってみても、平成の大合併、自治体の、いわゆる行政の都合ですよ。子供の都合じゃありませんよ。その結果、子供たちがそういう状況に置かれているという現状をそのまま看過していいのか。これはどういう対策を講じたいのか、文科省としても真剣に検討するべきではないかと私は思うんですが、その点についてはどうですか。

○伊吹国務大臣 先生のお地元の大部分は私も好きな県ですから時々行きますが、おっしゃっているような実態がかなりあることも理解しておりますが、同時に、私の地元の大都会の京都市においても、中心部は五校、六校が廃校になって、一校になっております。ですから、先ほど政府参考人がお話ししたのは、必ずしもすべてが田舎の状況ではないということだと思います。

それで、御承知のように、学校の設置、統廃合は、基本的に設置権限のある当該自治体の判断をもつて行うわけですが、できるだけ子供たちが不利にならないように、スクールバス云々というのを申し上げておったと思いますが、私たちもそれは全力を尽くしたいと思っております。

ただ、スクールバスその他の経費は大変なものがあると思います。しかし同時に、分校を置いておいた場合の経費はこれまた大変なものがありますね。これは納税者の最終的な判断として、どこまでが統合して先生がおっしゃっているような形でバスその他で通学するか、受忍の範囲がどこまでかということなんですよ。ですから、そのことは、できるだけ距離は私は小さくした方がいいと御指摘のとおり思いますが、ある程度やはり地方自治体の裁量権を認めませんと、これは学校設置者が何のためにあるかわからなくなりますから、この両方をよく理解した上で、先生の御心配のことを少しでも減らすように努力させていただきます。

○重野委員 今大臣も申されましたけれども、そういう方向が現実的に実行される、そのようになるよう期待をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○森山委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会